

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の設置								
設置者	コクリツダイガクホウジンナガサキダイガク 国立大学法人 長崎大学								
大学の名称	ナガサキダイガクダイガクイン 長崎大学大学院[Nagasaki University Graduate School]								
大学の位置	長崎県長崎市文教町1番14号								
大学の目的	長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献するとの理念に基づき、教育研究の高度化及び個性化を図り、アジアを含む地域社会とともに歩みつつ、世界にとって不可欠な知の情報発信拠点であり続けるとともに、地域及び国際社会の発展に貢献できる人材を養成することを目的とする。								
新設学部等の目的	本研究科では、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	多文化社会学研究科 (Graduate School of Global Humanities and Social Sciences)	年	人	年次人	人		年月 第年次		
	多文化社会学専攻 (Department of Global Humanities and Social Sciences)	2	10	—	20	修士(学術)	平成30年4月 第1年次	長崎県長崎市文教町1番14号	
	計		10	—	20				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	<p>【研究科の専攻に係る課程の変更】 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (博士後期課程) グローバルヘルス専攻 (5) (平成29年3月 意見伺い)</p> <p>【研究科の専攻の設置(国際連携専攻)】 熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (博士後期課程) 長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻 (5) (平成29年3月 意見伺い)</p>								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻	講義	演習	実験・実習	計	34単位			
教員の組織概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
	新設	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻(修士課程)	教授	准教授	講師	助教	計	助手	兼任教員等
		熱帯医学・グローバルヘルス研究科 グローバルヘルス専攻(博士後期課程)	9 (9)	7 (7)	1 (1)	8 (8)	25 (25)	0 (0)	0 (0)
		熱帯医学・グローバルヘルス研究科 長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携 グローバルヘルス専攻(博士後期課程)	9 (9)	7 (7)	1 (1)	9 (9)	26 (26)	0 (0)	0 (0)
		計	24 (24)	20 (20)	1 (1)	9 (9)	54 (54)	0 (0)	— (—)
既設	【研究科】 教育学研究科 教職実践専攻(専門職学位課程)	18 (18)	13 (13)	0 (0)	0 (0)	31 (31)	0 (0)	54 (54)	
	経済学研究科 経済経営政策専攻(博士前期課程)	24 (24)	24 (24)	0 (0)	0 (0)	48 (48)	0 (0)	2 (2)	
	経営意思決定専攻(博士後期課程)	13 (13)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	2 (2)	
	工学研究科 総合工学専攻(博士前期課程)	40 (40)	47 (47)	0 (0)	25 (25)	112 (112)	0 (0)	18 (18)	
区分	生産システム工学専攻(博士後期課程)	29 (29)	41 (41)	0 (0)	0 (0)	70 (70)	0 (0)	2 (2)	
	グリーンシステム創成科学専攻(5年一貫制博士課程)	11 (11)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	17 (17)	0 (0)	0 (0)	

既設	水産・環境科学総合研究科 水産学専攻(博士前期課程)	27 (27)	17 (17)	0 (0)	4 (4)	48 (48)	0 (0)	0 (0)	
	環境科学専攻(博士前期課程)	25 (25)	23 (23)	0 (0)	6 (6)	54 (54)	0 (0)	0 (0)	
	環境海洋資源学専攻(博士後期課程)	37 (37)	32 (32)	0 (0)	6 (6)	75 (75)	0 (0)	12 (12)	
	海洋フィールド*生命科学専攻(5年一貫制博士課程)	14 (14)	5 (5)	0 (0)	1 (1)	20 (20)	0 (0)	8 (8)	
	医歯薬学総合研究科 保健学専攻(修士課程)	19 (19)	15 (15)	0 (0)	4 (4)	38 (38)	0 (0)	14 (14)	
	災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)	8 (8)	2 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (9)	0 (0)	26 (26)	
	医療科学専攻(博士課程)	75 (75)	49 (49)	13 (13)	15 (15)	152 (152)	0 (0)	22 (22)	
	新興感染症病態制御学系専攻(博士課程)	25 (25)	12 (12)	5 (5)	4 (4)	46 (46)	0 (0)	4 (4)	
	放射線医療科学専攻(博士課程)	5 (5)	3 (3)	0 (0)	3 (3)	11 (11)	0 (0)	3 (3)	
	先進予防医学共同専攻(博士課程)	9 (8)	3 (3)	7 (7)	5 (5)	24 (23)	0 (0)	21 (21)	
分	生命薬科学専攻(博士前期課程)	9 (9)	12 (12)	0 (0)	4 (4)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	
	生命薬科学専攻(博士後期課程)	9 (9)	12 (12)	0 (0)	4 (4)	25 (25)	0 (0)	0 (0)	
	熱帯医学・グローバルヘルス研究科 グローバルヘルス専攻(博士前期課程)	24 (25)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	30 (31)	0 (0)	17 (18)	
	計	421 (421)	329 (328)	25 (25)	85 (85)	860 (859)	0 (0)	— (—)	
	合計	445 (445)	349 (348)	25 (25)	85 (85)	885 (887)	0 (0)	— (—)	
	職種	専任		兼任		計			
	事務職員	469人 (469人)		557人 (557人)		1,026人 (1,026人)			
	技術職員	104人 (104人)		59人 (59人)		163人 (163人)			
	図書館専門職員	14人 (14人)		— (—)		14人 (14人)			
	その他の職員	1,305人 (1,305人)		753人 (753人)		2,058人 (2,058人)			
計	1,892人 (1,892人)		1,369人 (1,369人)		3,261人 (3,261人)				
校地等	区分	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計				
	校舎敷地	278,148 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	278,148 m <sup>2</sup>				
	運動場用地	101,030 m <sup>2</sup>	12,748 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	113,778 m <sup>2</sup>				
	小計	379,178 m <sup>2</sup>	12,748 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	391,926 m <sup>2</sup>				
	その他	163,621 m <sup>2</sup>	107,538 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	271,159 m <sup>2</sup>				
合計	542,799 m <sup>2</sup>	120,286 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	663,085 m <sup>2</sup>					
校舎	専用	共用	共用する他の 学校等の専用	計					
	180,941 m <sup>2</sup> (180,941 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	0 m <sup>2</sup> (0 m <sup>2</sup> )	180,941 m <sup>2</sup> (180,941 m <sup>2</sup> )					
教室等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設				
	100室	223室	487室	26室 (補助職員 人)	6室 (補助職員 人)				
専任教員研究室	新設学部等の名称 多文化社会学研究科多文化社会学専攻			室数 28室					
図書・設備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点		
	多文化社会学研究科 多文化社会学専攻	1,034,000 [298,000] (1,025,000 [296,000])	25,200 [7,500] (24,900 [7,400])	14,300 [13,100] (16,000 [14,600])	7,400 (6,800)	12,648 (12,648)	80 (80)		
	計	1,034,000 [298,000] (1,025,000 [296,000])	25,200 [7,500] (24,900 [7,400])	14,300 [13,100] (16,000 [14,600])	7,400 (6,800)	12,648 (12,648)	80 (80)		
図書館	面積	閲覧座席数		収納可能冊数					
	10,735 m <sup>2</sup>	1,273席		964,417冊					
体育館	面積	体育館以外のスポーツ施設の概要							
	12,541 m <sup>2</sup>	弓道場、テニスコート、ハンドボールコート、プール等							
経費の見積り及び維持方法の概要	経費の見積り	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次
		教員1人当り研究費等							
		共同研究費等							
		図書購入費							
	設備購入費								
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要									

大 学 の 名 称	長崎大学								
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所在地
既設大学等の状況	【 学 部 】 多文化社会学部 多文化社会学科	年	人	年次人	人		倍		
		4	100	—	400	学士(多文化社会学)	0.96	平成26年度	長崎市文教町1番14号
	教育学部 学校教育教員養成課程	4	240	—	960	学士(教育学)	1.00	平成10年度	長崎市文教町1番14号
	経済学部 総合経済学科 昼間コース 夜間主コース	4 4	265 60	3年次 10 5	1080 250	学士(経済学)	1.03	平成10年度	長崎市片淵4丁目2番1号
	医学部 医学科 保健学科	6 4	118 106	2年次 5 3年次 14	727 452	学士(医学) 学士(看護学) 学士(保健学)	1.00 1.00	昭和24年度 平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号 長崎市坂本1丁目7番1号
	歯学部 歯学科	6	50	—	300	学士(歯学)	1.00	昭和54年度	長崎市坂本1丁目7番1号
	薬学部 薬学科 薬科学科	6 4	40 40	— —	240 160	学士(薬学) 学士(薬科学)	1.01 1.03	平成18年度 昭和61年度	長崎市文教町1番14号
	工学部 電気電子工学科 情報システム工学科 構造工学科 材料工学科 応用化学科 各学科共通 工学科	4 4 4 4 4 — 4	— — — — — — 380	— — — — — 3年次 —	— — — — — — 1520	学士(工学) " " " " " " 学士(工学)	— — — — — — 1.03	平成10年度 " 昭和42年度 昭和45年度 平成3年度 平成18年度 平成23年度	長崎市文教町1番14号 " " " " " " 長崎市文教町1番14号
	環境科学部 環境科学科	4	130	3年次 5	530	学士(環境科学)	1.02	平成9年度	長崎市文教町1番14号
	水産学部 水産学科	4	110	—	440	学士(水産学)	1.03	昭和48年度	長崎市文教町1番14号
	【 研 究 科 】 教育学研究科 (専門職学位課程) 教職実践専攻	2	38	—	76	教職修士(専門職)	0.77	平成20年度	長崎市文教町1番14号
	経済学研究科 (博士前期課程) 経済経営政策専攻 (博士後期課程) 経営意志決定専攻	2 3	15 3	— —	30 9	修士(経済学) 修士(経営学) 博士(経営学)	0.86 1.00	平成7年度 平成16年度	長崎市片淵4丁目2番1号 長崎市片淵4丁目2番1号

平成23年度より学生募集停止。

生産科学研究科 (博士後期課程) システム科学専攻	3	—	—	—	博士(学術), 博士(工学), 博士(水産学), 博士(環境科学)	—	平成12年度	長崎市文教町1番14号	平成23年度より学生募集停止。
海洋生産科学専攻	3	—	—	—	〃	—	平成13年度	〃	
環境科学専攻	3	—	—	—	〃	—	平成16年度	〃	
工学研究科 (博士前期課程) 総合工学専攻	2	220	—	440	修士(工学)	0.97	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
(博士後期課程) 生産システム工学専攻	3	15	—	40	博士(工学)	0.97	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
(5年一貫性博士課程) グリーンシステム創成科学専攻	5	5	—	25	博士(工学)	0.80	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
水産・環境科学総合研究科 (博士前期課程) 水産学専攻	2	35	—	70	修士(学術) 修士(水産学)	0.98	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
環境科学専攻	2	25	—	50	修士(学術) 修士(環境科学)	0.84	平成27年度	長崎市文教町1番14号	
(博士後期課程) 環境海洋資源学専攻	3	12	—	36	博士(学術) 博士(水産学) 博士(環境科学)	1.05	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
(5年一貫性博士課程) 海洋フィールド生命科学専攻	5	5	—	25	博士(水産学) 博士(環境科学) 博士(海洋科学)	0.48	平成23年度	長崎市文教町1番14号	
医歯薬学総合研究科 (修士課程) 保健学専攻	2	20	—	40	修士(看護学) 修士(理学療法学) 修士(作業療法学)	1.00	平成18年度	長崎市坂本1丁目7番1号	
災害・被ばく医療科学共同専攻	2	10	—	20	修士(看護学) 修士(医科学)	1.10	平成28年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
(博士課程) 医療科学専攻	4	60	—	246	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	1.16	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
新興感染症病態制御学系専攻	4	20	—	80	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	1.03	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
放射線医療科学専攻	4	5	—	29	博士(学術) 博士(医学) 博士(歯学) 博士(薬学)	0.80	平成14年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
先進予防医学共同専攻	4	10	—	20	博士(医学)	1.00	平成28年度	長崎市坂本1丁目12番4号	
(博士前期課程) 生命薬科学専攻	2	36	—	72	修士(薬科学)	0.93	平成24年度	長崎市長崎市文教町1番14号	
(博士後期課程) 生命薬科学専攻	3	10	—	30	博士(学術) 博士(薬科学)	0.93	平成24年度	長崎市長崎市文教町1番14号	

<p>国際健康開発研究科 (修士課程) 国際健康開発専攻</p>	2	-	-	-	修士(公衆衛生学)	-	平成20年度	長崎市坂本1丁目12番4号	平成27年度より学生募集停止。
<p>熱帯医学・グローバルヘルス研究科 (博士前期課程) グローバルヘルス専攻</p>	2	27	-	42	修士(熱帯医学) 修士(公衆衛生学) 修士(医科学)	1.10	平成27年度	長崎市坂本1丁目12番4号	

<p>附属施設の概要</p>	<p>(附置研究所) ○熱帯医学研究所 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：昭和24年5月(昭和42年6月 風土病研究所から改称) 規模等：土地 91, 231㎡ 建物 9, 506㎡ 目的：熱帯医学に関する学理及びその応用を研究する。</p> <p>○原爆後障害医療研究所 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：平成25年4月 規模等：土地 91, 231㎡ 建物 4, 719㎡ 目的：放射線の人体への影響を国内外のヒバクシャを対象として研究により究明して、人類の安全と安心に寄与する放射線健康リスク評価・管理学を 実践し、全人的被ばく医療学を推進するとともに、国際的な放射線被ばく影響の実態調査、ヒバクシャの試料・資料の収集及びデータベースの構築を行うことを目的とする。</p> <p>(附属学校) 目的： (1)教育基本法及び学校教育法に定める教育又は保育を行う。 (2)教育学部における児童若しくは生徒の教育又は幼児の保育に関する研究に協力し、教育学部の計画に従い、学生の教育実習の実施にあたる。 (3)教育の理論的、実証的研究を行うとともに、他の学校との教育研究の協力及び教育研究の成果の交流を行う。</p> <p>○教育学部附属幼稚園 所在地：長崎市文教町4番23号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地 51, 185㎡ 建物 1, 148㎡</p> <p>○教育学部附属小学校 所在地：長崎市文教町4番23号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地(上記に含む) 建物 7, 240㎡</p> <p>○教育学部附属中学校 所在地：長崎市文教町4番23号 設置年月：昭和24年5月 規模等：土地(上記に含む) 建物 7, 613㎡</p> <p>○教育学部附属特別支援学校 所在地：長崎市柳谷町42番1号 設置年月：昭和46年4月 規模等：土地 12, 529㎡ 建物 3, 518㎡</p> <p>(学部等の附属施設) ○教育学部附属教育実践総合センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成13年4月(教育実践研究指導センターを改組) 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 532㎡ 目的：教育実践に関する研究、指導及び研修を総合的にを行い、教師教育の充実に資する。</p> <p>○水産学部附属練習船鶴洋丸 設置年月：昭和50年6月(現船：平成16年12月) 規模等：アルミニウム合金船 155トン 最大搭載人員 36名 目的：航海・漁労実習、海洋環境観測、海洋生物資源調査</p> <p>○水産学部附属練習船長崎丸 設置年月：昭和27年3月(現船：昭和61年2月) 規模等：鋼船 842トン 最大搭載人員 69名 目的：トロール漁業実習、海洋学実習、航海運用実習</p> <p>○海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センター 所在地：長崎市多良良町1551番7号 設置年月：平成28年4月 規模等：土地 10, 900㎡ 建物 1, 943㎡ 目的：21世紀の最重要課題である地球環境保全及び食料供給の持続性確保に向けて、長崎に隣接する東シナ海及びその沿岸域を主な対象として国内外の研究機関とも緊密に連携しながら、水圏・大気圏・陸圏の環境保全及び多様な生物資源の持続的生産の基盤となる学際領域の研究を推進する拠点として機能することを目的とする。</p> <p>○医歯薬学総合研究科附属薬用植物園 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：昭和47年5月(平成15年4月 薬学部附属施設から医歯薬学総合研究科附属施設へ移行) 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 445㎡ 目的：園内に薬用植物を栽培し、もって学術研究及び教育に資する。</p>
----------------	--

<p style="text-align: center;">附属施設の概要</p>	<p>○熱帯医学研究所附属アジア・アフリカ感染症研究施設 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：平成20年4月（熱帯感染症研究センターを改組） 規模等：土地 91, 231㎡ 建物 74㎡ 目的：アジアやアフリカにおける熱帯病・新興再興感染症の発生・拡大に関与する現地長期調査及び複合要因の解析並びに予防制圧に資する研究及び教育を行うことにより、当該分野の学術研究の進展及び人材育成に寄与する。</p> <p>○熱帯医学研究所附属熱帯医学ミュージアム 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：平成20年4月（熱帯感染症研究センターを改組） 規模等：土地 91, 230㎡ 建物 382㎡ 目的：熱帯医学に関する資料・情報を収集、整理、保存、解析及び提供するとともに、公衆への供覧等を行うことにより、熱帯医学に対する社会の理解を深め、学術研究の進展に寄与する。</p> <p>（附属病院） ○長崎大学病院 所在地：長崎市坂本1丁目7番1号 設置年月：昭和24年5月（平成21年4月 医学部・歯学部附属病院を改組） 規模等：土地 86, 807㎡ 建物 91, 167㎡ 目的：患者の診療を通じて医歯薬学関連の教育及び研究を行う。</p> <p>（学内共同教育施設等） ○保健・医療推進センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：昭和41年4月（平成20年4月 保健管理センターを改組） 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 540㎡ 目的：長崎大学の学生及び職員の健康を守り、予防に努めるとともに、保健・医療分野での医療教育、本学の地域連携及び地域貢献を県及び自治体と連携し、推進する。</p> <p>○先導生命科学研究支援センター 所在地：長崎市坂本1丁目12番4号 設置年月：平成15年4月（アイソトープ総合センター、遺伝子実験施設及び医学部附属動物実験施設を統合再編） 規模等：土地 91, 231㎡ 建物 9, 818㎡ 目的：放射性同位元素等、動物資源及びゲノム情報・遺伝子を用いる教育研究にその施設等を供するとともに、本学における総合的な生命科学研究の推進及び支援を行い、もって教育研究の進展に資する。</p> <p>○ICT基盤センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成16年12月（総合情報処理センターを改組） 研究科附属施設へ移行） 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 1, 189㎡ 目的：ICTを活用した教育研究環境を提供するため、情報政策の企画立案・実施、高度情報化技術に基づく情報基盤の整備、教育の情報化及び情報教育の推進を行うことを目的とする。</p> <p>○大学教育イノベーションセンター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成14年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 779㎡ 目的：本学の教育理念を達成するために、学士課程教育及び大学教育の在り方に関する研究を行うとともに、その改善に資するデータ蓄積とそれを活用した入学者選抜支援、教育支援等の業務を行うことを目的とする。</p> <p>○先端計算研究センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成22年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 405㎡ 目的：次世代並列コンピュータに関する研究開発及び教育を推進し、次世代並列コンピュータを利用した新たな産業創出に資する。</p> <p>○言語教育研究センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成24年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 400㎡ 目的：本学における外国語教育に関する教育及び研究を推進するとともに、外国語教育の実施に関する企画運営を行う。</p> <p>○核兵器廃絶研究センター 所在地：長崎市文教町1番14号 設置年月：平成24年4月 規模等：土地 187, 125㎡ 建物 230㎡ 目的：ヒロシマ・ナガサキを現在の世界の潮流の中で新たに位置づけ、学問的調査・分析を通して核兵器廃絶に向けた情報や提言を様々な角度から世界に発信するため、長崎市、長崎県等と連携を図りながら核兵器廃絶に係る教育研究活動を行うことにより、もって本学の教育研究の進展に資する。</p>	
--	---	--

（注）

- 1 共同学科等の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「教員組織の概要」の「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「教員組織の概要」の「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学又は高等専門学校の出発点に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」及び「体育館」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室等」、「専任教員研究室」、「図書・設備」、「図書館」、「体育館」及び「経費の見積もり及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

国立大学法人長崎大学 設置申請に関わる組織の移行表

平成29年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	平成30年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
<b>長崎大学</b>				<b>長崎大学</b>				
多文化社会学部 多文化社会学科	100	—	400	多文化社会学部 多文化社会学科	100	—	400	
教育学部 学校教育教員養成課程	240	—	960	教育学部 学校教育教員養成課程	240	—	960	
経済学部 総合経済学科(昼間コース)	265	10	1080	経済学部 総合経済学科(昼間コース)	265	10	1080	
総合経済学科(夜間主コース)	60	5	250	総合経済学科(夜間主コース)	60	5	250	
医学部 医学科	120	5	745	医学部 医学科	115	5	715	定員変更
保健学科	106	14	452	保健学科	106	14	452	
歯学部 歯学科	50	—	300	歯学部 歯学科	50	—	300	
薬学部 薬学科	40	—	240	薬学部 薬学科	40	—	240	
薬科学科	40	—	160	薬科学科	40	—	160	
工学部 工学科	380	—	1520	工学部 工学科	380	—	1520	
環境科学部 環境科学科	130	5	530	環境科学部 環境科学科	130	5	530	
水産学部 水産学科	110	—	440	水産学部 水産学科	110	—	440	
計	1641	39	7077	計	1636	39	7047	
<b>長崎大学大学院</b>				<b>長崎大学大学院</b>				
				<u>多文化社会学研究科</u>				
				<u>多文化社会学専攻(修士課程)</u>	10		20	研究科の設置
教育学研究科 教職実践専攻(専門職学位課程)	38		76	教育学研究科 教職実践専攻(専門職学位課程)	38		76	
経済学研究科 経済経営政策専攻(博士前期課程)	15		30	経済学研究科 経済経営政策専攻(博士前期課程)	15		30	
経営意思決定専攻(博士後期課程)	3		9	経営意思決定専攻(博士後期課程)	3		9	
工学研究科 総合工学専攻(博士前期課程)	220		440	工学研究科 総合工学専攻(博士前期課程)	220		440	
生産システム工学専攻(博士後期課程)	15		45	生産システム工学専攻(博士後期課程)	15		45	
グリーンシステム創成科学専攻(博士課程)	5		25	グリーンシステム創成科学専攻(博士課程)	5		25	
水産・環境科学総合研究科 水産学専攻(博士前期課程)	35		70	水産・環境科学総合研究科 水産学専攻(博士前期課程)	35		70	
環境科学専攻(博士前期課程)	25		50	環境科学専攻(博士前期課程)	25		50	
環境海洋資源学専攻(博士後期課程)	12		36	環境海洋資源学専攻(博士後期課程)	12		36	
海洋フィールド生命科学専攻(博士課程)	5		25	海洋フィールド生命科学専攻(博士課程)	5		25	
医歯薬学総合研究科 保健学専攻(修士課程)	20		40	医歯薬学総合研究科 保健学専攻(修士課程)	20		40	
災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)	10		20	災害・被ばく医療科学共同専攻(修士課程)	10		20	
医療科学専攻(博士課程)	60		240	医療科学専攻(博士課程)	60		240	
新興感染症病態制御学系専攻(博士課程)	20		80	新興感染症病態制御学系専攻(博士課程)	20		80	
放射線医療科学専攻(博士課程)	5		20	放射線医療科学専攻(博士課程)	5		20	
先進予防医学共同専攻(博士課程)	10		40	先進予防医学共同専攻(博士課程)	10		40	
生命薬科学専攻(博士前期課程)	36		72	生命薬科学専攻(博士前期課程)	36		72	
生命薬科学専攻(博士後期課程)	10		30	生命薬科学専攻(博士後期課程)	10		30	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科 グローバルヘルス専攻(修士課程)	37		62	熱帯医学・グローバルヘルス研究科 グローバルヘルス専攻(博士前期課程)	37		62	
				<u>グローバルヘルス専攻(博士後期課程)</u>	5		15	研究科の専攻に係る課程の変更
				<u>長崎大学-ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院</u>				研究科の専攻の設置
				<u>国際連携グローバルヘルス専攻(博士後期課程)</u>	5		15	(国際連携専攻)
計	581		1410	計	601		1460	

教育課程等の概要														
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)														
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
学問のエレメンツ科目	学問のエレメンツⅠ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅡ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅢ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅣ	1①	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅤ	1②	2			○	○		1					
	学問のエレメンツⅥ	1②	2			○	○		1	1				
	小計（6科目）		—	12	0	0				5	1	0	0	0
グローバル・スタディーズ科目群	文化表象論特講	1②		2		○			1					
	文化表象論特定演習	1③		1			○		1					
	現代宗教論特講	1②		2		○				1				
	現代宗教論特定演習	1③		1			○			1				
	ヨーロッパ社会史特講	1③		2		○			1					
	ヨーロッパ社会史特定演習	1④		1			○		1					
	アフリカ社会論特講	1③		2		○								兼1
	アフリカ社会論特定演習	1④		1			○							兼1
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特講	1④		2		○			1					
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習	2①		1			○		1					
	グローバル・ヒストリー特講	1④		2		○				1				
	グローバル・ヒストリー特定演習	2①		1			○			1				
	カルチュラルスタディーズ特講	2①		2		○				1				
	カルチュラルスタディーズ特定演習	2②		1			○			1				
	East-West Studies特講	2①		2		○			1					
	East-West Studies特定演習	2②		1			○		1					
小計（16科目）		—	0	24	0				4	3	0	0	0	兼1
学問のプラクティス科目	国際ジェンダー論特講	1②		2		○			1					
	国際ジェンダー論特定演習	1③		1			○		1					
	経済開発論特講	1②		2		○				1				
	経済開発論特定演習	1③		1			○			1				
	国際秩序論特講	1③		2		○			1					
	国際秩序論特定演習	1④		1			○		1					
	地域生態論特講	1③		2		○				1				
	地域生態論特定演習	1④		1			○			1				
	トランスナショナリティ論特講	1④		2		○				1				
	トランスナショナリティ論特定演習	2①		1			○			1				
	多文化家族研究特講	1④		2		○				1				
	多文化家族研究特定演習	2①		1			○			1				
	移民政策と家族・地域・教育特講	2①		2		○				1				
	移民政策と家族・地域・教育特定演習	2②		1			○			1				
小計（14科目）		—	0	21	0				2	5	0	0	0	
環海日本長崎学・アジア研究科目群	日本近世史・日蘭交流史特講	1②		2		○			1					
	日本近世史・日蘭交流史特定演習	1③		1			○		1					
	日本儒学・中国学特講	1②		2		○			1					
	日本儒学・中国学特定演習	1③		1			○		1					
	文化遺産論特講	1③		2		○				1				
	文化遺産論特定演習	1④		1			○			1				
	海城交流史特講	1③		2		○			1					
	海城交流史特定演習	1④		1			○		1					
	華僑・華人研究特講	1④		2		○			1					
	華僑・華人研究特定演習	2①		1			○		1					
	現代日本政治外交論特講	1④		2		○				1				
	現代日本政治外交論特定演習	2①		1			○			1				
	現代アジア社会論特講	2①		2		○			1					
	現代アジア社会論特定演習	2②		1			○		1					
小計（14科目）		—	0	21	0				5	2	0	0	0	



教育課程等の概要															
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
学問のプラクティス科目	言語多様性科目群	言語学基礎研究特講 a	1②	2		○			1						兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼1 兼4
		言語学基礎研究特講 b	1②	2		○			1						
		英語学特講	1②	2		○									
		異文化語用論特講	1③	2		○				1					
		第二言語習得研究特講	1③	2		○									
		談話分析特講	1④	2		○				1					
		英語統語論特講	1④	2		○				1					
		言語教育と第二言語習得特講	2①	2		○									
		言語理論研究特講	2②	2		○									
		言語学特定演習	1③	1				○							
		応用言語学特定演習	1④	1				○		1					
		日中対照言語学特定演習	2①	1				○		1					
		日英対照言語学特定演習	2①	1				○			1				
小計（13科目）		—	0	22	0			2	2	0	0	0	兼4		
学問のプラクティス科目	核軍縮・不拡散科目群	核軍縮と国際政治特講	1②	2		○			1					兼1 兼1	
		核軍縮と国際政治特定演習	1③	1			○		1						
		原子力平和利用と核不拡散特講	1③	2		○			1						
		原子力平和利用と核不拡散特定演習	1④	1			○		1						
		核軍縮交渉の法と政治特講	1④	2		○									
		核軍縮交渉の法と政治特定演習	2①	1			○								
		核物質管理と核セキュリティ特講	2①	2		○			1						
		核物質管理と核セキュリティ特定演習	2②	1			○		1						
		小計（8科目）		—	0	12	0			2	0	0	0		0
選択科目	東洋文学選	オリエンタルスタディーズⅠ	1②～③	2		○								兼2 兼2 兼3	
		オリエンタルスタディーズⅡ	1②～③	2		○									
		小計（2科目）		—	0	4	0			0	0	0	0		兼3
	歴史民俗学選	総合資料学	1②～③	2		○								兼3 兼3	
		小計（1科目）		—	0	2				0	0	0	0		兼3
	海外経験	海外留学	2①～②	2				○	1						
		海外フィールドワーク	1②～③	2				○	1						
		海外インターンシップ	1③～④	2				○		1					
		小計（3科目）		—	0	6	0		2	1	0	0	0		
	科目必修	多文化社会学セミナー	2通	2				○	15	11					
小計（1科目）			—	2	0			15	11	0	0	0			
指研導究	研究指導	2通	4				○	15	11						
	小計（1科目）		—	4	0	0		15	11	0	0	0			
合計（79科目）			—					15	13	0	0	0	兼12		
学位又は称号			修士（学術）	学位又は学科の分野				文学関係、法学関係、社会学・社会福祉学関係							
卒業要件及び履修方法							授業期間等								
本研究科課程に2年以上在学し、34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。							1学年の学期区分			4期					
							1学期の授業期間			8週					
							1時限の授業時間			90分					

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学問の エレメンツ 科目	学問のエレメンツⅠ	現代社会においては、地域紛争・宗教対立・貧富の差の拡大など、様々な問題が惹起されている。これらの問題の背景には、科学技術文明を前提にした近代西欧の価値観のゆらぎが存在している。そのため、本講義は、それらの価値観形成の前提となっている近代以前の古典の時代に立ち返り、人間社会が残した様々な古典を価値観形成の学問的基底部分(方法論・認識論・存在論)としてとらえ、批判的に再検討する。古典の分析はテキストに基づくことから、本講義においては、テキストを介した知の限界性や可能性を検討する。歴史学・文学・哲学においては、テキストの理解が方法論における最大の基盤的要素であることから、古典という形で対象をとらえることは、上記の学問の基本的なありようを見つめ直すことになる。多様な価値観の存在や経験を再び学び、新しい価値観の創造に向けた一助としたい。 古典=テキスト研究は、学問の手法上、狭隘化する傾向にあるが、近年の情報処理のありかた、特に日本の古典学研究が達成してきた処理方法を応用することによって、総合的な古典学の在り方を検討することも可能になってきており、本科目では、歴史学・哲学・宗教学の基盤となる伝来したテキストに立脚して、古典学と情報処理の観点から講義・演習(チュートリアル)を行う。	講義12時間 演習12時間
	学問のエレメンツⅡ	人文学に通底する学問的基礎としての存在論、認識論、方法論に、「出来事とその表象」という視角からアプローチする。この講義は入門科目ではなく、細分化した既存のディシプリンの根底にある人間、社会、文化に関する問いの射程と限界を、表象論の視座から分野横断的にして検討し、問いの再統合を試みることによって、人文学にゲシュタルトを取り戻す先端的な議論の場である。この試みを土台として、他者表象・異文化表象をめぐるポリティクスといった多文化社会学が分野横断的に研究対象とすべき問題領域が定位される。単なる知識として人文学の再編を捉える段階にとどまるのではなく、講義に続く演習における共同討議を通して、担当教員と受講者の学問的営為の根底にあるものを確認し、それに基づいて存在-認識-方法という三つの位相において、それぞれの修士論文に関する定位の作業、すなわち「知のマッピング」を行う。	講義12時間 演習12時間
	学問のエレメンツⅢ	グローバル社会で求められる将来を構想する力。それは、社会の現状を批判する能力と表裏一体の「批判的構想力」(坂本義和)というべきものである。政策科学としての国際理論は「基本的理論→理論現状分析→政策立案を視野に入れた規範的予測」という知的連鎖のプロセスを担う。しかしながら、社会科学全般に共通するが、「学」としての体系化を図るうえで、理論と方法論の連続性を欠き、過度の応用科学か、もしくは「ための理論」というタコツボ的な状況に二極分化の傾向がみられる。現代のグローバリズムとナショナリズムそしてリージョナリズムが錯綜した国際社会の諸問題は、従来の<学知>の枠組みを踏襲した社会科学ではとらえきれない特徴を露呈している。このため国際社会(国際システム)の変動を論じる国際理論においても、<学知>のエレメンツとして位置づけるべき「存在論」「認識論」「方法論」はいずれも、抽象的な思考の「メタ理論」のレベルにとどまり、国際社会の実際を分析・説明するための国際理論の諸学派との連続性が問われてきた。この授業では「批判的構想力」の涵養という現代社会の要請に応えるための理論と方法の双方の課題について講義と演習(報告・討論)を通じて学ぶ。	講義12時間 演習12時間
	学問のエレメンツⅣ	社会科学のメタ理論(存在論・認識論・方法論)と、社会科学的方法論の規準(方法論的個人主義/方法論的集団主義、社会構築主義/構造主義、社会システム論、合理性、集団/関係、規範/実践など)の関連を批判的に検討し、個人、主体、意識、関係、家族・親族、集団、民族、地域、市民社会など人文社会科学に通底する基礎概念のメタ理論的前提の問い直しとこれら概念の再構築を通じて、多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に資する新しい学問的枠組み構築のための土台作りをおこなう。	講義12時間 演習12時間

授 業 科 目 の 概 要				
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学問のエレメンツ科目	学問のエレメンツV	文化概念を柱に据えつつ、新たな学問的枠組をアジア・東アジアの視点から構想する。アジアの知の歴史について、中国、インドの思想・宗教を基軸として学ぶことから、ギリシア・ローマ世界、キリスト教世界が人文・社会科学にもってきた意味の問い直しを行う。そのうえで、アジア、とりわけ東アジアの視点から、人文・社会科学のオルタナティブを構想するための存在論と認識論、さらには方法論の基盤について学んでゆく。そこでは、空、渾沌、曖昧、両義、因果と偶然、創造と破壊、発心、習合、自覚ということに着眼点が設定されるとともに、オリентとオクシデントにおける概念・理論の射程と限界が示され、知の超域的活用の重要性が指摘される。あわせて、人文・社会科学のオルタナティブな枠組が提起されることとなる。これらの内容は学問のプラクティスにおいて、グローバル・イシューと関連した歴史・宗教、社会、政策、言語の諸課題を取り扱う上での新たな視座を提供するものとなる。	講義12時間 演習12時間	
	学問のエレメンツVI	人文社会諸科学の学問的基礎（存在論・認識論・方法論）を批判的に検討した上で、多文化社会的状況における諸問題を俯瞰的に捉え専門的解決を可能にするための、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組を探索する。特に、現代世界におけるグローバルな重要課題である「宗教」を題材としてとり上げ、履修学生が「宗教」に関わる特定の問題の解決のために、みずからの専門領域が対象としうる射程を文献講読や資料読解、議論やグループワークを通して明らかにし、その限界を批判的に検討した上で、他分野との連携の可能性について探る。 すなわち、「宗教」という問題を通して具体的な分析を通して、履修学生はみずからの専門分野を土台とする超域的議論の可能性を主体的に探究するための知的基盤を修得し、それを「学問のプラクティス」科目において社会、文化、民族、地域、言語などの諸位相が複雑に絡み合う多様な現代的課題を解決するための実践的方法を探究するための足がかりとする。	講義12時間 演習12時間	
学問のプラクティス科目	グローバル・スタディーズ科目群	文化表象論特講	日常生活における雑談から、新聞、テレビ、Webサイト等におけるニュース報道、そしてエスノグラフィといった学術的営み、あるいは小説、演劇、マンガといった広義の芸術に至るまで、「表象」というプロセスは、人間の営みのあらゆる局面で見出される。「出来事の実験を表象し、他者に伝える」という「表象」という機制があって初めて、価値や情報が、人から人へ、世代から世代へと共有されていく。人間を人間たらしめているモメントのひとつは表象を作り出し、それを解釈しうる能力にあると言える。この講義は「学問のエレメンツII」で取り上げた、表象論、およびそれと密接な関係を持つナラトロジー（物語論）を成立させている存在論、認識論、方法論に関する理論的考察を土台として、表象と物語という問題系について具体的な事例を分析する。	
		文化表象論特定演習	<学問のエレメンツII>で学んだ知識と<学問のプラクティス>の「文化表象論特講」で習得した分析・解釈の方法を、自らの修士論文に結びつけていくための実践の場がこの演習である。修士論文に直接、間接に関係した資料・データを各学生が持ち寄り、それを参加者全員で検討することで、分析・解釈における「オフenseとディフェンス」の実際を体験する。最初の3回は、担当教員が修士論文に必要な分析・解釈のレベル、成功例、失敗例について説明する。第4回以降は、担当者を決めて報告と討議を繰り返す。	
		現代宗教論特講	現代世界におけるグローバルな宗教問題を超域的に議論するための学問的枠組を探索する。特に、具体的な問題を宗教研究の専門的見地から理解すると同時に、それを多文化社会的状況に関わる普遍的問題として超域的な場で議論できるようになることを目標とする。とりわけ、今日の「宗教」をとりまく諸問題が、現代世界特有のリスクにおける生成と回避の両局面にいかにか深く関わっているかについて、価値観や信仰にもとづくグローバルな連帯／軋轢とローカリティの持続／解体に関する具体的な事例をとり上げながら論じる。	
		現代宗教論特定演習	現代世界におけるグローバルな宗教問題を超域的に議論するための学問的枠組を探索する。特に、具体的な問題を宗教研究の専門的見地から理解すると同時に、それを多文化社会的状況に関わる普遍的問題として超域的な場で議論するための実践的方法を修得することを目標とする。授業は全15回の演習形式で実施し、講義「現代宗教論特講」で学修した各回のテーマを踏まえた上で、議論・文献講読・資料読解・グループワークを通して実践的に検証する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学問のプラクティス科目	ヨーロッパ社会史特講	本講義では、近世フランスに関する「権力の社会史」の研究成果に依拠しつつ、前近代ヨーロッパ、とりわけ近世フランスにおいて、様々なレベルの権力が当時の人々にどのように働きかけ、彼らの社会や文化の図柄をどのように変えていったのかを検討する。具体的には、近世の西ヨーロッパの社会的構造を身分制を中心に踏まえた上で（第2～3回）、統治構造と社会構造の変容の諸相を、権力を行使する統治者の側からだけではなく権力を行使される民衆の側からも検討する（第4～14回）。	
	ヨーロッパ社会史特定演習	本演習は、修士論文執筆に必要な研究技法を身に付け、「ヨーロッパ社会史特講」で扱った問題関心を絞りつつより深め、修士論文のテーマを3つ程度に絞り込む過程と位置付けられる。演習では最初に、各自で選んだヨーロッパ社会史（特にフランス史）に関する邦語論文の内容について報告させる（第2～4回）。次に、フランス史に関する欧語文献（仏語、あるいは英語）を講読する（第5～10回）。最後に、各自で選んだテーマについて研究報告をさせる（第11～14回）。受講生は、これらの発表、外書講読を経て、修士論文のテーマを3つ程度に絞り込むようにする。	
	アフリカ社会論特講	アフリカの地域社会は変貌の只中にある。今世紀に入ってから経済状況の全般的な上昇やインフラの整備など、その変化は目を見張るものがある。またミレニアム開発目標の取り組みの成果としての保健医療指標の改善や初等教育の普及など、社会開発の面においても大きな変化がみられた。他方で、経済や機会格差の拡大、都市と農村の生活環境の乖離など、以前として人々のウェルビーイングには多くの課題を残すことも事実である。本講義では、グローバル世界のなかのアフリカを定位するために、上記の中から特定課題を設定し、最新の知見を紹介しながら、地域研究の方法論を学ぶ。	
	アフリカ社会論特定演習	この演習では、アフリカ社会における個別課題に関する諸研究を購読し、先行研究から得られる知見と方法論の検討といった作業を行う。購読する文献はほぼすべてが外国語で公刊されたものとなる。到達点として、ここの受講生が課題を設定し、関連するすべての文献を読破してオリジナルなレビュー論文を作成することを目標とする。	
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特講	グローバル化した社会の歴史的特性について世界システム論を軸とした理論と方法を学ぶ。そのうえで、近代におけるグローバリズム展開の文化的背景をなしたオリエンタリズムと、そのオルタナティブを目指す脱オリエンタリズムの理論と方法を東アジアの事例を素材として学ぶ。そこでは、脱オリエンタリズム論がもつ可能性とオクシデンタリズムの陥穽に落ち込む危険性が指摘されるとともに、根源的多様性を支える両義性、流動性、相補性、境界性の重要性が、民衆世界への着目の必要性から示される。	
	グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習	修士論文作成のための演習である。この演習ではグローバル社会と脱オリエンタリズムに関連する諸問題について、教員の側から文献や情報の提示を行いつつ、教員・学生の相互討議から論文作成に向けた問題意識を涵養する。さらに、学生が先行研究の整理・報告を行い、それに対する相互討議を経て分析枠組みを設定する。必要に応じて、教員と学生が関連文献の精読を行う。そのうえで、学生によるフィールドワークデータや関連文献資料の提示・報告とそれへの相互検討から修士論文作成の道筋をつける。	
	グローバル・ヒストリー特講	本特講では、グローバル・ヒストリーに関する基本的な理解を深め、その可能性と限界について、批判的に検討する。そのなかで、地球全体を視野に収めた歴史の見方、および、そこからのこんにちの社会の見方、そして、未来への展望を各受講生がそれぞれに思考を展開させることを目指す。後半ではとりわけ、海に注目したグローバル・ヒストリーについて焦点を当てる。講義形式で、受講生は事前に配布されるテキストを熟読することが求められる。	
	グローバル・ヒストリー特定演習	本演習では、最新のグローバル・ヒストリーに関する文献購読を通して、グローバル・ヒストリーの視座の獲得、および、そのような視座からの歴史像の構築を受講生ができるようになるのがその目的である。演習は毎回、担当者がレジュメを作成し、それに基づき、議論を行い、批判的な読解を通し、当該文献のみならず、グローバル・ヒストリーの枠組みそのものについても、深い理解を身につけ、歴史学的アプローチからの今日のグローバル社会への批判的な洞察力を獲得する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学 間 の プ ラ ク ティ ス 科 目	グ ロ ー バ ル ・ ス タ デ ィ ー ズ 科 目 群	カルチュラルスタディーズ 特講	この講義では、カルチュラルスタディーズの基本テーマを取り上げ、検討する。これらの基本テーマは、「理論」、「方法」、「実践」に分かれている。まず、基本概念を三つの視点から詳細に説明した上で、その学問的意義を先端的な文化研究の知見に基づいて批判的に位置づける。講義と演習は密接に結びついており、講義では理論的知識と思考枠組みの習得に力を置く。
		カルチュラルスタディーズ 特定演習	この演習では、「カルチュラルスタディーズ特講」で取り上げた基本概念をさらに深く掘り下げる。私たちの環境にある具体的な事例に基づいて、それら基本概念の射程と限界を明らかにする。受講生は、理論的解明によって手にした方法論に基づくアプローチを具体的な体験と事実に応用し、それを基にして、口頭発表を行い、レポートを作成する。講義と演習は密接に結びついており、演習では講義で身につけた知識と枠組みを現実の中の諸現象に応用することに力を置く。
		East-West Studies特講	世界文学と翻訳学の最新の理論と方法を学び、複数文化・言語間の翻訳可能性（概念）と不可能性（文体）の問題と具体的影響について考察する。具体的には、長崎や日本、アジアを扱った世界文学に主な題材をとり、文体の変更によって長崎や日本やアジアがもとのテキストからどのように異なった姿となって西洋に流通しているのか、また西洋の世界や概念が日本でどのように変容して流通しているのか分析していく。自らテキストを分析でき、またその知識と分析力をグローバル時代における相互理解の方法として習得する。授業は講義と議論の形式。項目のまとまり毎にケーススタディを提示して議論する。
		East-West Studies特定演習	日英のテキストを用い、世界文学および翻訳学の最新の理論と方法論を用いながら異なる言語・文化間における翻訳可能性（概念）と不可能性（文体）、テキストの変容、表象認識の変容などについて多元的な考察を行う。自分で課題を設定し、翻訳学の理論を用いてテキスト分析を行い、課題点に解答を見つけることができるようにする。前半は教員が中心となって課題となりそうな点や理論・方法論の指摘のもと、テキストを分析していく。後半は各受講生が課題をたて、テキストの分析を行って自らの考察を論じ、受講生との議論や担当教官の指導を通して、理解と分析をさらに深めていく。
	政 策 科 学 科 目 群	国際ジェンダー論特講	本授業では、国際／グローバル社会が直面する諸課題を、ジェンダーの視点から把握することを目的とする。フェミニズム理論およびその分析視座としてのジェンダー概念について整理し、その後、国際／グローバル社会が直面する具体的な諸課題（人権、戦争・紛争、経済格差など）を取り上げる。これらの課題についてジェンダー分析を試みることにより、国際／グローバル社会との関わりにおけるジェンダー分析の意味と役割について検討し、課題解決への道筋を探るためのより深い理解と複眼的なアプローチを学ぶ。
		国際ジェンダー論特定演習	本演習では、国際／グローバル社会が直面する諸課題、中でも国際法システムに関する課題を、フェミニズム国際法学ならびにジェンダーの視点から把握することを目的とする。フェミニズム理論およびその分析視座としてのジェンダー概念を用いることにより、既存の国際法システムの諸分野（法源、条約、国家、人権、武力紛争と国際人道法など）に内在するジェンダー・バイアスの存在と、それによって生じる問題について批判的に検討し、課題解決への道筋を探るためのより深い理解と複眼的なアプローチを学ぶ。
		経済開発論特講	貧困や飢餓・農村開発・経済格差といった様々な課題に対処するため国際社会では多大な努力を払ってきたが、未だに数多くの問題を抱えている。更に現代の開発課題は、気候変動問題といった地球規模の問題とも関連しているため、先進国・開発途上国がともに協調して取り組む必要がある。本講義では、開発課題の現況について把握するとともに、問題の背景となるメカニズムを分析し、解決に向けた課題やアプローチについて議論する。
		経済開発論特定演習	本演習では経済開発分野において、学術論文を執筆するための手法を身に付けることが目的である。そのため、国際開発に関する専門書・国際誌に掲載された論文を輪読するとともに、学生による研究発表を実施する。本演習を通じて、経済発展・開発経済学分野の専門文献を批判的に評価できるようになること、更に受講生が途上国の開発課題に対して、解決策を提案できるようになることを目指す。

授 業 科 目 の 概 要				
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)				
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学 問 の ブ ラ ク テ ィ ス 科 目	政 策 科 学 科 目 群	国際秩序論特講	国際政治は、中央政府を頂点とする階層秩序の国内政治とは異なり、世界政府に比する権威不在のアンキー的な性格と、共通の規範・ルールによって構成される国際社会という対称的な特徴を併せ持っている。そうした両義的な国際構造下では「戦争終結のための条約の大半は、ある意味では（勝者によって）押し付けられた平和である」（E.H. カール）。この言葉の通り、戦争を繰り返し国際秩序が構築されてきた。本講義では、冷戦を経てポスト冷戦後のグローバル秩序（国際秩序・地域秩序）を模索するプロセスについて、時間軸および空間軸の双方に投影される力と、主観（倫理）のガバナンスのメカニズムとして批判的に考察し討論する。とくにメタ理論としての「存在論・認識論・方法論」とこれらの哲学的基礎と照応させながら批判的理解を獲得する。時間軸（第一次戦後-戦間期-第二次大戦後-冷戦・冷戦後）と空間軸（北米欧州=西欧, アジア=非西欧）によって示される時空間の変動とともに、国際秩序・国際制度論・レジーム論はどのような理論的変遷を経験してきたのか。冷戦後のポスト実証主義の理論的潮流を把握するとともに、さまざまな争点領域がハイブリット化し、多様なアクターが登場してきた現代の国際秩序論の課題を整理する。	
		国際秩序論特定演習	グローバル化に伴い、リージョナル、ナショナル、ローカルの各次元が混交する現代の国際秩序の分析は、大国主導の権力政治を超えた視角が必要とされる。欧米の経験則から導かれた既存のIR（国際関係論：国際政治学・政治史, 国際安全保障, 国際政治経済学, 対外政策）の伝統的な概念に対し、日々変動する国際社会と国際秩序の現実と照らし合わせながら、批判的な議論を試みる。これにより、既存の理論や概念を“借り物競争的”に導入し現実を解釈するのではなく、学生が選択したテーマに関連づけて、歴史や文化との適合性をも満たしながら国際社会の文脈を考えるための視点を養う。とくに冷戦後の国際秩序を米ソ二極～多極構造といったパワーの国際政治として考えるのではなく、政治・経済そして国際文化システムのグローバルな現象として捉え直し、歴史から理論を考え、さらに理論と方法を創造する手法について議論する。	
		地域生態論特講	現代アフリカの（ポスト）牧畜民を対象とするエスノグラフィを主に参照して、自然に強く依存して暮らす社会の地域性と生業生態のマクロな相互関係と、異種の他者を共生の能動的な主体として文化的な実存を切り拓くセルフの知と実践を理解する。同時に人類学・社会学的エスノグラフィの倫理, 思想, 方法を比較検討する。フィールドワークにもとづく国内外のアフリカ地域研究, 文化人類学, 社会学の最新動向を紹介し, ディスカッションする。ディスカッションは, 既存の理論・方法についての有効性の確認と限界の批判的検討とともに, 新しいアプローチの探究のために行う。	
		地域生態論特定演習	本演習は、現代社会の問題、とりわけグローバル化時代の普遍的価値基準と相対主義の接合について、最新の理論的・実践的地平を批判的に検討し、自身の研究に関してオリジナルで先鋭的な視座を獲得することを目標とする。受講生の報告と討論を中心とし、20世紀末以降にアフリカで顕在化している紛争と暴力の問題を取り上げ、そのルーツとプロセス、解決のために実践されてきた方法を検討する。そして、社会秩序の修復と平和維持・平和構築のために、近代西洋に由来する価値観を持ち込むのではなく、アフリカの住民が歴史的に練り上げてきた文化・社会システムと知性を活用する道を探究する。	
		トランスナショナルシティ論特講	トランスナショナルなヒト・モノ・カネの流れは、現代社会において至るところに見られる現象である。トランスナショナルシティ論では、そうしたトランスナショナルな諸現象を物理的な越境活動だけでなく、その移動によって引き起こされる諸社会現象の変容をひとつの社会過程として分析することを試みる学問である。本講義は、トランスナショナルシティに関係する諸概念（グローバリゼーション, ナショナルリズム, エスニシティ, ディアスポラ, 包摂と排除, アイデンティフィケーションなど）の学説的な展開を辿りつつ、トランスナショナルな現象とくに人の移動やエスニシティに焦点を定めて講義することで、トランスナショナルな現象を理論的に理解することや、自ら問題意識をもってトランスナショナルな現象にアプローチする方法の習得をねらいとする。	
トランスナショナルシティ論特定演習	本講義は、トランスナショナルシティ論特講の応用編として位置づけられる。トランスナショナルシティ論で習得した知識を駆使しながら、各自の問題関心を設定し、文献講読やグループディスカッション、および、調査実習と成果発表を行うことで、トランスナショナルな諸現象を分析するための研究技法の習得を目指す。			

授 業 科 目 の 概 要				
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学問のプラクティス科目	政策科学科目群	多文化家族研究特講	本講義は、受講生が移民研究、家族社会学及びエスニシティ研究を駆使し、グローバル化する国一社会におけるマイノリティとしての移民およびエスニック集団の民族文化やその変容を家族を通して読み解く知見と力を身につけると同時に、自らの研究関心を動員して積極的に授業に参加することを目的としている。また、①移民、少数民族から構成する多文化家族の生成過程、社会における名付ける過程、②移民、少数民族から構成する多文化家族成員のアイデンティティと文化やその変容について理解を深めていくことを目的としている。	
		多文化家族研究特定演習	本演習は、①移民、少数民族から構成する多文化家族の生成過程、社会における名付ける過程②移民、少数民族から構成する多文化家族成員のアイデンティティと文化やその変容について理解を深めていくことを目的としている。また、参加者が自らの関心に応じて研究テーマを設定し、実際に研究を進めていくことができるようになること、「多文化家族」の基本的な内容を理解すること、授業を通して得たさまざまな「批判的視座」を各々の研究においても活かせるようになることも目的としている。	
		移民政策と家族・地域・教育特講	移民・難民を受け入れる国々において展開される移民政策は、国境管理にかかわるものから移民・難民の社会への包摂にかかわるものまで多岐にわたっている。本講義では、移民政策の中でもとりわけ家族・地域・教育という子どもの生活圏にかかわる領域に着目する。これらの領域において、移民政策あるいは移民・難民の包摂にかかわる特定の行動計画や合意形成がなされるプロセスを社会的に解明し、そのなかで文化・宗教・エスニシティの異質性がどのように捉えられているのかを具体的な事例に即して学び、批判的に検討する。	
		移民政策と家族・地域・教育特定演習	本演習では、「移民政策と家族・地域・教育特講」で扱う講義内容にかかわる文献講読、個人研究発表とそれに対する討論を行うことを通じて、当該領域をより専門的に学び、修士論文の執筆に向けた準備を進めるための理論的・実践的トレーニングを行う。	
	環海日本長崎学・アジア研究科目群	日本近世史・日蘭交流史特講	近世日本列島で派生した事象について理解する。異文化同士の接触の場においては、様々な言語的背景をもった人々が、それぞれの価値観から記録を残しており、それらをより批判的に理解することによって、歴史的な事象は明らかになり、その歴史的意義を検討する。クォーター制に基づき、連続2コマで実施するため、1コマ目をテーマについての史料学的見地からの講義、2コマ目を、実際に史料読解と討論を通して理解を深める。テーマは、近世日本が世界と結ぶつた4つの口(薩摩・長崎・対馬・松前)に焦点をおき、国内外の諸勢力がその境界の場において交流する姿を考察する。	
		日本近世史・日蘭交流史特定演習	日本列島の歴史的展開は、列島外からの文化的・政治的・経済的インパクトなしに成り立つことはない。この演習では、日本の近代化の濫觴となった日本近世社会が、いかなる外からの影響を受けつつ成り立っていったのか、接触の場に注目して、マルチアーカイバルな手法を用いて、分析し、理解することを目的とする。近世日本の境界領域で派生する事象を、異なる文化を背景にもつ様々な集団の視点から史料読解を行う。利用史料は、日本語・英語に、受講者の語学力に基づきオランダ語やフランス語などを想定している。	
		日本儒学・中国学特講	中国学の「日本化」を考える場合、儒学が近世に入って広い階層の普及・浸透してゆく過程において日本の学者がどのようにこれを受け入れていったか、日本近代中国学は、どのようにして東西の学術が集中し、考証学の合理的な研究方法を確立して、東洋の学術の新生面を開いて、第三の新文明の創出に位置するか、その内容と特色を理解しなければならない。従って、授業では、日本近世中期以降の中国古典に即した注釈とか事物の考証など、具体的・実証的な学問のあり方と、明治の漢学、世界の漢学研究に匹敵する近代中国学の性格を究明する。	
		日本儒学・中国学特定演習	江戸の儒者はどのようにして独自の学問を構築するか、明治以降の中国学研究者はいかに世界の中国学研究に匹敵される業績を創出すかに関して、研究の実践、指導を行い、日本近世の儒学、近代の中国学について論文指導を行う。	

授 業 科 目 の 概 要				
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)				
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学 間 の プ ラ ク テ ィ ス 科 目	環 海 日 本 長 崎 学 ・ ア ジ ア 研 究 科 目 群	文化遺産論特講	本授業は講義形式による。本講義では、日本の文化財保護制度とUNESCOの世界遺産条約を中心に、文化遺産保護制度の歴史的経緯について考察を行うとともに、実際に文化遺産として保護されている(保護されようとしている)事例を詳細に検討することで、文化の創造・継承・活用の現代的な在り方を学ぶ。また、こうした学びを通して「自らの身の回りの文化に目を向けるようになる」ことや「一つの事象に対して多角的に考察する必要性を理解し、自らもそのような考察ができるようになる」ことが本授業の到達目標である。	
		文化遺産論特定演習	本授業の形式は、受講者による文献講読(発表)とディスカッションが中心だが、必要に応じて担当教員が講義を行う。また、受講者の希望があれば、文化遺産の見学やフィールドワークを行う用意がある。本授業のねらいは、文化遺産の保存や継承、活用に関する文献を講読し、受講者間でディスカッションすることによって、文化遺産保護制度の歴史的経緯・現状・問題点などに対する理解を深めることである。また、文化遺産保護制度に関する民俗学的・文化人類学的アプローチを修得し、自らの研究対象の調査および分析に応用できるようにすることも目指している。	
		海域交流史特講	講義形式で行う。海を介した文化交流・交易の歴史について、アジアの陶磁器(特に肥前磁器)の生産と流通を通して学ぶ。陶磁器貿易の歴史を近世考古学、陶磁史学、水中考古学の成果をもとに振り返るとともに、銀、砂糖、奴隷など他の世界商品の流通と関連づけながら、陶磁器貿易を相対化し、陶磁器貿易からみたグローバル化の世界史を考える。陶磁器貿易の歴史とともに、その中で近世アジアの港市である長崎と肥前陶磁が果たした役割について理解することを目的とする。	
		海域交流史特定演習	演習形式で行う。近世考古学、陶磁史学、水中考古学の理論を「モノ」(物質資料)を通して、実践的に学ぶ。実際の遺跡から出土した陶磁器の実物資料を用い、遺物や遺構の資料化、観察、分析に関する訓練を行うとともに、発掘調査報告書や研究論文を参考に、陶磁器の技術交流、文化交流、交易など陶磁器に関する交流の課題テーマを設定し、各自文献や資料調査を行いながら、陶磁器からみた交流の様態をまとめていく。海域交流のあり方を具体的な資料をもとに説得力のある論理で説明できるようになることを目的とする。	
		華僑・華人研究特講	本授業は、越境する華僑華人を軸に、現代社会における移動と現地化、多文化共生、ネットワーク、エスニシティ、アイデンティティなどの問題を俯瞰しながら、現在、モノ、カネ、情報のグローバルな移動の拡大とともに、ますます活発化、多様化している世界華僑・華人の活動及び社会・文化的なダイナミズムを捉える理論と方法を学ぶ。	
		華僑・華人研究特定演習	華僑・華人及び移民研究について異なる学問領域を横断する文献講読やディスカッションを通じて、移動と現地化、多文化共生、ネットワーク、エスニシティ、アイデンティティなど、華僑・華人をめぐる議論について学び、世界華人のコミュニティの動態について、学際的な視点から理解し、異なる視点からの取り方や思考・議論の展開方法について考える。	
		現代日本政治外交論特講	東アジアのグローバル化が加速化したことにより、「ガバナンス」という言葉が人口に膾炙するようになり、社会科学全般に浸透してきた。「ガバナンス」は、我々を取り巻く社会における統治や秩序の複雑性を反映した言葉である。この授業では東アジアにおける国際的および国内的な環境におけるマルチレベル的なガバナンスに注目する。東アジアの国際関係論、政治学、行政学、地方自治論に関する学習を深め、アジアにおける上からのグローバル化と下からの多文化社会の双方からの挑戦について検討する。特に沖縄という地域の特殊性を焦点に東アジアを考える。	
		現代日本政治外交論特定演習	個々の学生が選択した特講の科目に対応した理論と技法について理解を深める。修士論文の執筆にあたり、十分な資料収集と調査、プレゼンテーションの技法を身につける。「現代日本政治外交論特講」では東アジアにおける国際的および国内的な環境とマルチレベル的なガバナンスの枠組みに注目した。本演習では、講義で扱った課題を政府間関係および政治プロセスという側面から、一次資料も交えて文献講読及びディスカッションを通じて、さらに理解を深める。	



授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学問の プラクティス 科目	環海日 研本長 科崎目 学群・ アジア	現代アジア社会論特講	グローバル化の時代において、急劇に変化するアジア社会を捉えるための理論と方法を学ぶ。また、社会的行為というミクロなレベルから民族や国家といったマクロなレベルに及ぶさまざまな越境や混雑の社会的現象に着目し、その現状の把握とともに価値の創発や制度化などを明らかにし、アジア社会の現場での批判的考察を通じた社会構想の可能性を探る。	
		現代アジア社会論特定演習	「現代アジア社会論特講」と連動した形で演習を実施する。すなわち、①グローバル化時代のアジア社会を捉えるための理論と方法、②社会的行為(ミクロレベル)から民族や国家(マクロレベル)に及ぶさまざまな越境や混雑に着目した研究、およびそこでの価値の創発に関する研究、③アジア社会の現場での批判的考察を通じた社会構想の可能性に関する研究などについて文献講読し、ディスカッションをおこなう。	
	言語多 様性科 目群	言語学基礎研究特講a	この授業では、理論言語学の枠組みの中で統語論と意味論のインターフェイス、形態論と統語論のインターフェイス、文法形式と意味のミスマッチ、構文と意味に関わる先行研究にふれ、言語の特性(普遍性と個別性)に関する知識を深める。演習科目である言語学演習a(コーパス言語学演習)と有機的な関連性をもたせ、実際の言語使用データと比較することで理論的枠組みの精緻化への取り組みと言語の使用域について理解を深める。考察の対象となる中心言語は英語にするが、適宜、他の言語における言語事実にもふれて言語の特性への理解を深める。	
		言語学基礎研究特講b	人間の言語は「音声」で伝達される。このような言語音はどのような特徴をもち、私たちはそれをどのように使っているのだろうか? 音声学は語音の生理学的、物理学的、心理学的研究によってこのような疑問に答える。本授業では、(1) 音声の音響的、韻律的、聴覚的性質について音声学の基礎知識を紹介し、中国語と日本語を中心に音韻論で構築された音の構造やパターンに関する所説を音声学の視点から検証していく。(2) 音声分析ソフトを使用して音声を分析することに重点を置き、日中両言語の話言葉の音響的特徴を把握するための分析手法や、音声の合成、音声知覚実験の方法などを学ぶ。その上で、日中両言語を母語とするそれぞれの学習者の音声上の特徴及び音声と語義・文法との関係が分析できるようになるための音声学的知識と運用力の養成を目的とする。	
		英語学特講	本講義では、テキスト(Andrew Radford (1997) Syntax: A Minimalist Introduction)を使用し、適宜参考文献にも言及しながら、テキストの内容の講義を行う。受講学生は、生成文法の基本的考え方に親しみ、練習問題をこなすことにより、文、句、語の内部構造を樹形図で描けるよう、Xバー・フォーマットを使いこなす訓練も行う。また、生成文法の理論的研究というコンテキストにおいて、ヒトという種に固有な言語機能の解明に寄与するさまざまな作業仮説、その仮説を構成する基本概念や道具立てをミニマリストプログラムの枠組みの中で厳しく問い直しながら、生成文法理論が提唱する言語理論の全体像を、生成文法に批判的な対立仮説(e.g., コネクションズム)や進化生物学、Artificial Intelligence(AI)等にも言及しながら、講義を行っていくものとする。また、必要に応じて、最新の研究成果及びその知見を紹介する。	
		異文化語用論特講	This course is designed to help students deepen their understanding into the branch of linguistics that deals with intercultural pragmatics. Students will first examine the principles underlying pragmatics and subsequently consider how these apply to linguistic interaction among people of different language and cultural backgrounds. Students will explore various theories proposed to account for communication and will have the chance to explore a number of case studies that highlight various issues intercultural pragmatics. (和訳) 本授業は、異文化語用論と関連する言語学の研究分野について理解を深めることを目的とする。語用論の基礎を成す原理について考察した上で、異なる言語的・文化的背景を持つ人々が言語を用いてインターアクションを行う際に、それらの原理がどのように適用されるのかについて議論を行う。	

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
学問の ブラ ク テ ィ ス 科 目	言語多 様性 科目 群	第二言語習得研究特講	参考文献を元に講義形式でテーマごとに基本的な知識を学んでいく。その後、各自研究論文(英語論文を中心とする予定)を担当し発表を行う。発表の後、全体で議論を行い、理解を深める。また、先行研究の不備を指摘し、妥当な追調査方法を探る。英語の文法的特性を理解していることがコース全体を通して重要であるため、英語の言語データを言語学的方法論に基づいて分析する訓練、対象(英語学習者)の言語習得に関する背景を科学的に捉える訓練を小テスト形式で随時行う。	
		談話分析特講	This course will provide students with an introduction to current issues and major theoretical frameworks involved in Discourse Analysis. Students will explore a number of case studies that highlight various methodologies in conducting Discourse Analysis and, subsequently, will conduct their own mini-research projects on various topics in discourse analysis, using elicited or natural data collected during the semester. (和訳) 本授業は、談話分析における基本的な原理と重要な概念を導入し、応用言語学研究に対する談話研究の関連性と有用性を示すことを目的とする。多様な研究領域に焦点を当てながら、談話分析を行う上での様々な方法論を学びつつ、談話分析法の限界についても議論する。学習内容を実践的に活用するために、学期中に収集した誘発データや自然データを用いて、談話分析に関する様々なトピックについて、ミニ研究プロジェクトを行う。	
		英語統語論特講	英語の動詞句と左周辺部に焦点を絞り、生成統語理論に沿って、いかにして統語構造を組み上げるか、いかにして構文を派生させるかについて学ぶ。構造のみではなく、構文の意味的特徴にも焦点を当てること、意味と統語の接点について探っていく。前半部では、動詞に関連する主要構文を扱う。動詞句が多重的となる構造(VP殻構造)の妥当性を示した上で、非対格・非能格動詞に関わる構文を考察する。後半部では、主語よりも上位の位置である左周辺部への移動(A'移動)が関与する主要構文を扱う。動詞句と同様に、左周辺部が多重的となる構造(多重CP構造)を仮定し、日本語等の他言語にも目を向けながら、左周辺部に関わる主要構文を考察する。	
		言語教育と第二言語習得特講	まず、第二言語習得研究の基礎となった第一言語習得(母語習得)研究を概観した上で、第二言語習得の歩みを文献とともに学ぶ。その際に、特に第二言語習得が言語教育に大きな影響を与えた分野を中心に、講義をすすめ、また国内外の論文を読み進める。さらに、それらの研究成果が実際の言語教育、特に英語教育にどのように生かされているかを、様々な研究論文や実践報告をふまえて講義をする。また、第二言語習得研究の視点から英語教授法の歴史を学ぶとともに、実際言語教育の場面で、リスニング、スピーキング、リーディング、ライティングのスキル指導がどのように行われるべきかを講義するとともに、言語教育における評価法にもふれる。	
		言語理論研究特講	英語学分野と言語理論研究、特に生成文法による言語研究について近年の研究成果を概観しながら、標準的アプローチの問題点を洗い出し、よりよい説明とは何かを探る。特に、言語の普遍的特性と多様性(可変可能性)の問題は、言語理論研究の重要課題の一つであるが、その問題を言語獲得モデルと言語機能のアーキテクチャーを再検討することにより、よりよい説明が可能であることを示す。具体的には、英語と日本語の相違点、共通点、それぞれの個別文法の特性などを取り上げ、近年の研究成果を参考にしながら問題点を検討し、言語の理論的研究についての理解を深める。	集中講義
		言語学特定演習	本授業では、生成文法理論における最新理論およびその文法モデルを仮定し、これまで生成文法の理論的研究というコンテキストで扱われることがほとんどなかった言語事実(現象)の文法特性を扱い、その特性がどの程度syntaxで、またどの程度インターフェイスとの相互作用で説明が可能かを追求していく。	

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学問の プラクティス 科目	言語多 様性 科目 群	応用言語学特定演習	この授業では、利用しやすい大規模コーパスを理解し、どのような手法を用いて目的にあった言語資料を収集できるかを理解する演習を行う。また、言語使用の場面やレジスターによって用いられる表現が異なることを理解し、言語資料の収集、考察を行う。英語運用力の向上に役立つ表現力の幅を広げるためのデータ駆動(data-driven / corpus-driven)研究を同時に行う。
		日中対照言語学特定演習	音声分析を行う上で不可欠の理論と方法を習得するため、基本文献の講義が中心から始まる。その後、発声と発音、音声波形の読み取り、音声の高低、強弱、長短等を音声分析ソフトにより分析して行く。特に日中両言語の話し言葉の音響的特徴を把握するための分析手法や、音声の合成、音声知覚実験の方法などを学ぶ。その上で、日中両言語を母語とするそれぞれの学習者の音声上の特徴及び音声と語義・文法との関係が分析できるようになるための音声学の知識と運用力の養成を目的とする。全演習で研究発表会での研究発表とディスカッションを三回行う。
		日英対照言語学特定演習	日本語と英語は、表層的に見ても、語順や語形をはじめ多くの面において異なる特徴を持つが、深層的に見ると、両言語には、類似点も多い。本授業では、意味論、統語論、形態論、心理言語学、言語獲得という言語学の研究分野の観点から日英語を比較することで、言語間の相違点及び類似点を考察していく。現代言語理論に基づく視点から比較考察を行うことで、単に日英語に関する基礎的知識を得るだけでなく、普遍性と個性といった言語の本質をとらえ、言語研究を遂行するための基礎知識とスキルを身につける。
	核軍縮・ 不拡散 科目 群	核軍縮と国際政治特講	核軍縮は国際政治、核戦略の動向と密接な関係を持つ。本講義では、パワーポリティクス、地政学、コンストラクティビズム等の国際政治に関する基本的な理論、戦略的均衡、相互確証破壊などの核戦略に関する基本的な理論を習得する。そのうえで、国際政治や核戦略と、核軍縮との相互連関をめぐる過去・現在の諸問題への理解を深める。事例としては主に核大国である米国とロシア（ソ連）による安全保障政策、核軍縮条約を検討対象とし、理論と現実との結節点を整理しながら、知見を広める。
		核軍縮と国際政治特定演習	「核軍縮と国際政治特講」で学んだ核軍縮、国際政治、核戦略に関する理論的な枠組み、歴史的な動向を踏まえたうえで、現実の核軍縮や国際政治、さらには両者の結節点となった事例をより詳細に分析する。機密解除された公文書を読みながら、指導者、実務者の視点に立ったアジェンダ設定、課題解決への構想について検証、考察する。実際の核軍縮交渉や国際政治の重要な意思決定において作成された公文書を読み込む。個々の重要な事例に関して、現実にとられた政策への評価を考察するとともに、より大きな成果を上げることができたと思慮される別の選択肢を再考する。こうした学びを通じて、政策形成・選択を左右する要素、条件についての分析力をみかく。
		原子力平和利用と核不拡散特講	原子力平和利用の拡大が、核拡散問題にどのような影響をもたらすのか。核拡散リスクを減少させるためにどのような政策措置が効果的か。原子力発電システムの基礎知識、核兵器拡散との接点、特にウラン濃縮・再処理について技術的知見を踏まえつつ、政策的課題について学び、今後の解決に向けて政策提言能力を育成する。
		原子力平和利用と核不拡散特定演習	原子力平和利用と核不拡散特講で学んだことをより実践的に事例研究で学ぶ。実務に携わる政府・マスメディア・国際機関・NGOの専門家から可能な限り討論に参加してもらおう。事例研究では、現実の政策課題について、具体的・現実的な政策提言を作成することを学ぶ。

授 業 科 目 の 概 要

(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)

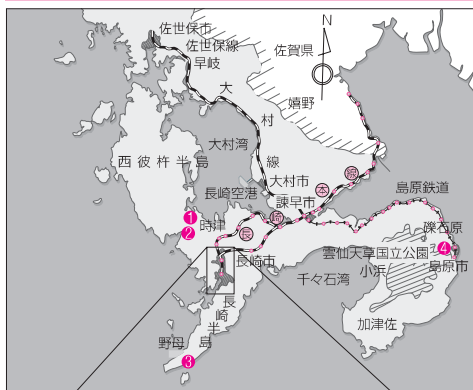
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考	
核軍縮・不拡散科目群	核軍縮交渉の法と政治特講	核軍縮を進めてゆくうえで必要な国際政治および国際法の基本的な理論を確認したうえで、実際の核軍縮交渉において理論がどのように現実に適用され、また、現実の核軍縮交渉の結果が理論の構築、発展に影響しているかを、NPT、国際司法裁判所勧告的意見、CTBT交渉等を具体例として検討する。核軍縮交渉における理論と現実との関係を理解することで、核軍縮・不拡散に関する実務と研究の両方の視点を持つことを促す。		
	核軍縮交渉の法と政治特定演習	「核軍縮交渉の法と政治特講」で学んだ軍縮、安全保障、国際関係に関する理論的な枠組みを踏まえたうえで、現実の軍縮交渉や国際会議、国際裁判等の実例をより詳細に検討することで、核軍縮交渉の実態を理解し、核軍縮交渉を促進するうえで重要な役割を果たす要因について検討する。		
	核物質管理と核セキュリティ特講	核軍縮・不拡散問題で忘れてはならないのが、核兵器に転用可能な核物質の管理問題である。特に、最近ではテロリスト集団等非国家機関による核物質の盗取・核爆発装置への転用という「核セキュリティ」問題も安全保障上重要な課題として認識されるようになった。本講義は、核物質の技術的基礎を理解したうえで、その生産・管理・回収・処分といった全行程についての知識を学ぶとともに、核物質管理・核セキュリティについて、技術と政策課題について総合的に学ぶ。		
	核物質管理と核セキュリティ特定演習	核物質管理と核セキュリティ特講を踏まえ、本演習では、現実社会における様々な課題について、最新のニュースや論文を題材に、講師の解説と学生自らが課題の内容を報告し、討論をしながら現実の政策課題の選択肢について学ぶ。最終的に学生自らが課題を選択して、政策提言レポートを提出する。		
学問のプラクティス科目	東洋文庫選択科目	オリエンタルスタディーズ I	17世紀から19世紀半ばの東アジア・東南アジア海域において東インド会社の活動がもたらした様々な影響と、逆にアジアとの接触が当時のヨーロッパ世界に与えた影響について、文献や画像等の各種資料を用いて考究する。政治・経済・軍事・社会・科学・文学・思想・宗教・美術など各分野の専門家が国内外の最新の知見をまじえて講義する。 (オムニバス方式/全15回) (1 牧野 元紀/8回) 東インド会社と東洋文庫所蔵資料について、東インド会社と海賊1・2、東インド会社と科学史1・2、東インド会社と人文知1・2、総括 (2 平野 健一郎/7回) 東インド会社と東アジア海域世界、東インド会社と国際文化交流、東インド会社と近代中国経済、東インド会社と近代中国政治、東インド会社と近代東アジア諸国政治、東インド会社と東南アジア海域世界1・2	オムニバス方式 集中講義
		オリエンタルスタディーズ II	東洋学の世界5大研究図書館のひとつである東洋文庫にて、オリエンタルスタディーズ(東洋学研究)の基礎を、東洋文庫が誇るアジアの各地・各時代・各分野の専門家が原典資料や最新の研究方法を駆使して身に付ける。 (オムニバス方式/全15回) (1 牧野 元紀/7回) 東洋文庫について、前近代洋書の資料研究、近現代洋書の資料研究、コディコロジー研究-科学的手法による資料研究、古地図研究、東洋文庫のアウトリーチ活動2-学芸員の活動を通して (2 會谷 佳光/8回) 岩崎文庫の和書の資料研究、岩崎文庫の絵入本の資料研究、漢籍の資料研究、前近代中国の資料研究1・2、近代中国の資料研究、現代中国の資料研究、東洋文庫のアウトリーチ活動1-司書の活動を通して	オムニバス方式 集中講義

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
学問の プラクティス 科目	歴史民俗博物館選択科目 総合資料学	「総合資料学」とは、大学・博物館などが持つ資料を多様なかたちで分析・研究するための学問である。本授業は、多様な「もの」資料を時代・地域・分野などによって分類し、これまでの学問分野を越えた視点から総合的に分析するものである。この総合資料学の研究方法について、国立歴史民俗博物館の総合展示・膨大な収蔵資料を通して習得することをめざす。様々な「もの」資料について、単体では得ることのできない情報を引き出すことで研究的資源として幅広く活用することのできるような能力は、広義の歴史学の研究能力を豊かにするうえでは欠かせない。 (オムニバス方式/全15回) (1 久留島/3回) 博物館におけるアクティブラーニングの意義、総合資料学を利用した参加者の報告と討論(1)・(2) (2 西谷/7回) 総合資料学入門、歴博の展示概論(1)～(6) (3 後藤/6回) 総合資料学入門、人文情報学について、総合資料学各論(1)～(3)、歴史展示をめぐる諸問題と各自の発見	オムニバス方式 共同(一部) 集中講義
	海外留学	海外留学を通じた自己啓発、自己鍛錬、学問や外国語の修得、人脈形成等の教育的意義を重視し、本研究科の学生に広く海外留学を奨励する。海外留学は、主として、海外拠点校との連携の下に行われる。そこでは、学生の自主性と主体性、及び双方向性を重視する。また、本学や本研究科が蓄積してきた海外との教育研究交流の実績に基づき、海外留学のサポートに努める。学生は、21世紀社会の諸問題に関するそれぞれの問題関心やテーマに即した課題に取り組み、研究の専門性や実践性を深めていく。	
	海外経験選択科目 海外フィールドワーク	修士論文の作成に必要な海外フィールドワークを実施する科目であり、調査計画の策定から調査実施・成果報告まで履修学生の主体性、および海外現地の協力者、協力大学関係者、協力大学院生との間での双方向性が重視される。あわせて、フィールドワークは1)海外学生との共同研究、2)海外学生との共同社会実践のいずれかの形式で実施される。フィールドワークは、台湾の高雄・台南で行われる予定である。ただし、履修学生の必要に応じて、対象地は適宜に選定される。	
	海外インターンシップ	多文化社会的状況における諸問題を俯瞰的に捉え専門的に解決するための、ノウハウと体験値の修得を目的とする。そのため、大学院での専門的な学びや受講者自身の問題意識に基づき、多様な文化的他者と現実的な課題に取り組む。具体的には、国境を越えてビジネスを展開しているグローバル企業、あるいは国際団体等でのインターンシップ(NPO、NGOでの活動も可能)に取り組む。受け入れ先については、自ら探し、交渉し、そして学びの目標設定を行う。こうした実践を通して、大学院での学びの社会的意義を理解するとともに、卒業後の生き方についても考えていく。	
	必修科目 多文化社会学セミナー	学問のプラクティスの総括を行う。全学生が共修の下、学問のエレメントで修得した専門知や領域横断的枠組みと、学問のプラクティスの各科目群で修得した専門知の連携・統合・展開を徹底して図り、多文化社会学の進化を確かなものとする。指導教員による指導に加えて、研究科の領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制を実施し、全学生を対象にして、修士論文執筆の質保証を徹底する。	

授 業 科 目 の 概 要			
(多文化社会学研究科多文化社会学専攻)			
科目 区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究 指導	研究指導	<p>グローバル化における多文化社会的状況のなかで生じる諸問題、すなわち、①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障にかかわる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳の中で生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発語行為を通じた意味創出やルール革新など、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題などに対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、これら問題の発見、説明、予測、解決に資する修士論文を作成する。</p> <p>(1 鈴木 達治郎) 原子力平和利用、核軍縮・核不拡散、核セキュリティ、エネルギー・環境、科学技術と社会</p> <p>(2 吉田 文彦) 核抑止、核軍縮・不拡散、軍備管理条約、安全保障、平和</p> <p>(3 連 清吉) 中国思想・江戸儒学・日本近代中国学</p> <p>(4 中村 則弘) 社会学、地域研究、東アジア社会論、比較文明論、グローバル文化論</p> <p>(5 森川 裕二) 国際政治学、東アジア国際関係</p> <p>(6 楊 曉安) 実験音声学、統語論、語用論、比較言語学、方言学</p> <p>(7 近江 美保) 国際法学、ジェンダー、基礎法学、新領域法学、国際関係論</p> <p>(8 王 維) 人口・移住研究、マイノリティ、芸能・芸術研究、文化・宗教・社会意識 国際社会・エスニシティ</p> <p>(9 正本 忍) フランス近世史、アンシアン・レジーム、治安、統治構造、社会史</p> <p>(10 西原 俊明) 英語学(特に、統語論・動詞意味論)、コーパス言語学、応用言語学</p> <p>(11 葉柳 和則) ヨーロッパ文学、文化社会学、文化表象論、ナラトロジー</p> <p>(12 野上 建紀) 近世考古学、水中考古学、陶磁史、海上交易史</p> <p>(13 鈴木 章能) 英米・英語圏文学、文学一般、比較文学、外国語教育</p> <p>(14 首藤 明和) 社会学、地域研究、アジア社会論</p> <p>(15 木村 直樹) 近世史、史料研究、交流史、外交史、政治史</p> <p>(16 才津 祐美子) 文化人類学、民俗学、文化資源、文化遺産、文化政策</p> <p>(17 波佐間 逸博) 文化人類学・民俗学、地域研究、社会学、アフリカ、地域間比較</p> <p>(18 賽漢卓娜) 家族社会学、移民研究、国際結婚、エスニシティ</p> <p>(19 CUTRONE PINO) 語用論、談話研究、社会言語学、教授法、異文化間コミュニケーション</p> <p>(21 滝澤 克彦) 宗教学、文化人類学・民俗学、社会学、地域研究</p> <p>(22 梁 雪江) 歴史社会学、トランスナショナルリティ、歴史と記憶、本国帰還者(中国帰国者)、多文化共生</p> <p>(23 COMPEL RADOMIR) 比較政治学、日本政治史、国際政治学</p> <p>(24 Grajidian Maria Mihaela) 宝塚歌劇・アニメ・百科事典・近代日本文化史・日本大衆文化</p>	
研究 指導	研究指導	<p>(25 吉野 礼子) 教育社会学、比較教育学、社会学、地域研究</p> <p>(26 鈴木 英明) 史学一般、東洋史、インド洋海域史、世界史</p> <p>(27 谷川 晋一) 英語学、生成統語論</p> <p>(28 小松 悟) 経済政策、国際開発、環境経済学、持続可能システム</p>	

## 【校地校舎等の図面】

### 長崎大学位置図



- ① 臨海研修所
- ② 海洋未来イノベーション機構環東シナ海環境資源研究センター
- ③ 野母崎研究施設
- ④ 九州地区国立大学島原共同研修センター
- ⑤ 教育学部附属幼稚園，附属小学校，附属中学校
- ⑥ 教育学部附属特別支援学校
- ⑦ 計画・評価本部，産学官連携戦略本部，広報戦略本部，研究推進戦略本部，国際教育リエゾン機構，海洋未来イノベーション機構，地方創生推進本部，監査室，事務局，多文化社会学部，教育学部，教育学研究科，附属教育実践総合センター，薬学部，工学部，環境科学部，水産学部，附属図書館，工学研究科，水産・環境科学総合研究科，医歯薬学総合研究科（薬学系），附属薬用植物園，保健・医療推進センター，ICT 基盤センター，大学教育イノベーションセンター，先端計算研究センター，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センター，学務情報推進室，やってみゅーでスク，ダイバーシティ推進センター，先端創薬イノベーションセンター，地域教育連携・支援センター，障がい学生支援室，福島未来創造支援研究センター，インスティテューショナル・リサーチ室
- ⑧ 国際交流会館
- ⑨ 国際連携研究戦略本部，医学部（医学科），熱帯医学研究所，原爆後障害医療研究所，医歯薬学総合研究科（医学系），国際健康開発研究科，先端生命科学支援センター，附属図書館（医学分館），熱帯医学・グローバルヘルス研究科
- ⑩ 病院，歯学部，薬学部  
医歯薬学総合研究科（保健学系・歯学系・薬学系），医学部（保健学科），国際交流会館坂本分館，原子力災害対策戦略本部
- ⑪ 経済学部，経済学研究科，附属図書館（経済学部分館）
- ⑫ 国際学寮ホルテンシア



# キャンパス

## 文教キャンパス





# 最寄り駅からの距離及び交通機関

## 長崎大学文教キャンパスまでの交通アクセス



## 交通機関

### ●JR 長崎駅から

#### 路面電車

「長崎駅前」→(赤迫行き)→「長崎大学前」下車

#### 長崎バス

「長崎駅前」→(1番系統「溝川」、「上床」、「上横尾」行き)→「長崎大学前」下車

### ●JR 浦上駅から

#### 路面電車

「浦上駅前」→(赤迫行き)→「長崎大学前」下車

#### 長崎バス

「浦上駅前」→(1番系統「溝川」、「上床」、「上横尾」行き)→「長崎大学前」下車

### ●長崎空港から

#### 県営バス

「長崎空港4番のりば」→(昭和町・浦上経由長崎方面行き)→「長大東門前」下車

○長崎大学大学院学則

平成16年4月1日

学則第2号

改正 平成17年9月22日学則第4号

平成17年12月22日学則第6号

平成18年3月22日学則第2号

平成18年10月27日学則第6号

平成19年3月22日学則第2号

平成19年12月21日学則第4号

平成19年12月26日学則第5号

平成20年2月22日学則第3号

平成20年10月24日学則第4号

平成21年2月27日学則第2号

平成21年7月24日学則第4号

平成22年2月26日学則第2号

平成22年7月15日学則第3号

平成23年2月24日学則第1号

平成23年2月24日学則第2号

平成24年2月24日学則第2号

平成24年9月21日学則第3号

平成25年2月22日学則第1号

平成26年2月21日学則第2号

平成27年3月27日学則第3号

平成27年3月27日学則第4号

平成28年3月28日学則第2号

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 教育課程等（第7条の2—第17条の2）

第3章 課程の修了要件及び学位の授与（第18条—第22条）

第4章 入学，転学，休学，退学，再入学等（第23条—第37条）

第5章 除籍，表彰及び懲戒（第38条）

第6章 検定料，入学料及び授業料（第39条—第41条）

第7章 科目等履修生，研究生，特別聴講学生，特別研究学生，特別の課程及び外国人留学生（第42条—第46条）

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得（第47条）

第9章 国際連携専攻（第48条—第57条）

第10章 雑則（第58条—第60条）附則

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 長崎大学大学院（以下「本学大学院」という。）は，国立大学法人長崎大学基本規則（平成16年規則第1号）第3条に規定する理念に基づき，実践的問題解決能力と政策立案能力を有し国際的問題及び地域の諸課題を解決しうる高度専門職業人並びに豊かな創造的能力を有し先導的知を創生しうる研究者を養成し，もって広く人類に貢献することを目的とする。

2 本学大学院の修業年限，教育課程，教育研究組織その他の学生の修学上必要な事項については，この学則の定めるところによる。

### （教育研究上の目的の公表等）

第1条の2 各研究科は，研究科又は専攻ごとに，人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を研究科規程に定め，公表するものとする。

### （課程）

第2条 本学大学院の課程は，修士課程，博士課程及び専門職学位課程（学校教育法（昭和22年法律第26号）第99条第2項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。

2 修士課程は，広い視野に立って精深な学識を授け，専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

3 博士課程は，専攻分野について，研究者として自立して研究活動を行い，又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

4 専門職学位課程は，高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

### （研究科，専攻，課程及び収容定員）

第3条 研究科の専攻及び課程は，次のとおりとする。

研究科	専攻	課程	
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	修士課程	
教育学研究科	教職実践専攻	専門職学位課程	
経済学研究科	経済経営政策専攻	前期2年の課程	博士課程
	経営意思決定専攻	後期3年の課程	
工学研究科	総合工学専攻	前期2年の課程	博士課程
	生産システム工学専攻	後期3年の課程	
	グリーンシステム創成科学専攻	博士課程	
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻, 環境科学専攻	前期2年の課程	博士課程
	環境海洋資源学専攻	後期3年の課程	
	海洋フィールド生命科学専攻	博士課程	
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	修士課程	
	災害・被ばく医療科学共同専攻		
	医療科学専攻, 新興感染症病態制御学系専攻, 放射線医療科学専攻, 先進予防医学共同専攻	博士課程	
	生命薬科学専攻	前期2年の課程	博士課程
後期3年の課程			

		課程	
熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	前期2年の課程	博士課程
		後期3年の課程	
	長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻	後期3年の課程	

2 経済学研究科，工学研究科（グリーンシステム創成科学専攻を除く。），水産・環境科学総合研究科（海洋フィールド生命科学専攻を除く。），医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の博士課程は，前期2年の課程（以下「博士前期課程」という。）及び後期3年の課程（以下「博士後期課程」という。）に区分し，博士前期課程は，修士課程として取り扱うものとする。

3 教育学研究科教職実践専攻は，専門職学位課程のうち専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第26条に規定する教職大学院の課程とする。

4 医歯薬学総合研究科災害・被ばく医療科学共同専攻は第7条の4に規定する共同教育課程として福島県立医科大学と共同実施する修士課程として，医歯薬学総合研究科先進予防医学共同専攻は第7条の4に規定する共同教育課程として千葉大学及び金沢大学と共同実施する博士課程とする。

5 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻は，ロンドン大学衛生・熱帯医学大学院と連携して教育を実施する博士後期課程とする。

6 研究科の収容定員は，別表第1のとおりとする。

（講座）

第4条 前条第1項に掲げる研究科に，講座等を置く。

2 前項の講座等は，別に定める。

（標準修業年限）

第5条 教育学研究科専門職学位課程の標準修業年限は，2年とする。ただし，教育上の必要があると認められる場合は，学生の履修上の区分に応じ，その標準修業年限は，1年以

上2年未満の期間又は2年を超える期間とすることができるものとする。

- 2 前項の場合において、1年以上2年未満の期間とすることができるのは、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業を行う等の適切な方法により教育上支障を生じない場合に限る。
- 3 多文化社会学研究科多文化社会学専攻、医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程の標準修業年限は2年とする。
- 4 熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程に置く熱帯医学コースの標準修業年限は1年とし、熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 5 経済学研究科、工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士課程の標準修業年限は5年とし、博士前期課程の標準修業年限は2年、博士後期課程の標準修業年限は3年とする。
- 6 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

(在学期間)

第6条 本学大学院における在学期間は、前条に規定する標準修業年限の2倍を超えることができない。

(学年、学期及び休業日)

第7条 本学大学院の学年、学期及び休業日は、長崎大学学則（平成16年学則第1号。以下「本学学則」という。）第7条から第9条までの規定を準用する。

## 第2章 教育課程等

(教育課程の編成方針)

第7条の2 各研究科（教育学研究科を除く。）は、当該研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

- 2 前項の教育課程の編成に当たっては、各研究科は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

3 教育学研究科は、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

(博士課程教育リーディングプログラム)

第7条の3 本学大学院に、専門分野の枠を超え俯瞰力と独創力を備え、広く産学官にわたりグローバルに活躍するリーダーを養成する教育を行う博士課程教育リーディングプログラムを開設する。

2 前項の博士課程教育リーディングプログラムの名称並びに実施する研究科及び専攻は、次の表のとおりとする。

名称	研究科	専攻
熱帯病・新興感染症制御グローバルリーダー育成プログラム	医歯薬学総合研究科	新興感染症病態制御学系専攻

3 博士課程教育リーディングプログラムに関し、必要な事項は、別に定める。

(共同教育課程の編成)

第7条の4 研究科は、教育上の目的を達成するために必要があると認められる場合には、第7条の2第1項の規定にかかわらず、他の大学院が開設する授業科目を、当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該研究科及び他の大学院ごとにそれぞれ同一内容の教育課程を編成することができる。

2 前項に規定する教育課程（以下「共同教育課程」という。）を編成する研究科及び他の大学院（以下「構成大学院」という。）は、当該共同教育課程を編成し、及び実施するための協議の場を設けるものとする。

(教育方法)

第8条 各研究科（教育学研究科を除く。）における教育は、授業科目の授業及び研究指導により行う。

2 前項の授業については、本学学則第32条の規定を準用する。

3 教育学研究科における教育は、授業科目の授業により行う。この場合において、教育学研究科は、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うよう配慮しなければならない。

4 前項の授業については、十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる場合に限り、本学学則第32条第2項の規定を準用することができる。

第8条の2 前条の授業は、教授、准教授、講師又は助教が担当する。

2 前条の研究指導は、教授が担当するものとする。ただし、特に必要があるときは、大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第9条に掲げる資格を有する准教授、専任の講師又は助教が担当することができる。

（単位の計算方法）

第9条 本学大学院における単位の計算方法については、本学学則第33条の規定を準用する。

（履修方法等）

第10条 各研究科における授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法については、各研究科において定めるものとする。

（履修科目の選定）

第11条 履修する授業科目の選定は、指導教授の指示に従うものとする。

（考査及び単位の授与）

第12条 学生が一の授業科目を履修した場合には、考査を行い、合格した者に対しては、単位を与える。

2 考査は、試験、研究報告その他の方法により行うものとする。

第13条 授業科目の成績は、A、B、C及びDの評語をもって表し、A、B及びCを合格とし、Dを不合格とする。

2 前項の規定にかかわらず、研究科が教育上有益と認めるときは、研究科規程の定めるところにより、授業科目の成績を異なる評語で表すことができる。

3 不合格の授業科目については、再試験を行うことがある。

（教育方法の特例）

第14条 本学大学院の課程において、教育上特別の必要があると認める場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。

（成績評価基準等の明示等）

第14条の2 各研究科は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 各研究科は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。



(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第14条の3 各研究科は、当該研究科の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(他の研究科等における履修等)

第15条 学長は、第11条に規定する履修科目の選定に当たって指導教授が教育上必要と認めるときは、所属研究科の教授会の議を経て、他の専攻又は研究科の授業科目を指定して、履修させることができる。

2 前項に規定する他の研究科の授業科目の履修については、あらかじめ当該他研究科と協議の上、実施するものとする。

3 前2項の規定により履修した授業科目の修得単位は、各研究科の定めるところにより、第18条、第19条又は第20条に規定する単位とすることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第15条の2 学生が他の大学院の授業科目を履修することが教育上有益であると各研究科において認めるときは、あらかじめ当該他の大学院と協議の上、学生が当該他の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。

2 前項の規定に基づき学生が履修した授業科目について修得した単位は、10単位(教育学研究科にあつては、修了要件として定める単位数の2分の1)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、学生が、第16条の規定により外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修する場合について準用する。ただし、教育学研究科にあつては、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合については、準用しない。

(入学前の既修得単位の認定)

第15条の3 学生が本学大学院に入学する前に次の各号の一に該当する単位を有する場合において、教育上有益であると認めるときは、その単位を入学した後の本学大学院にお

ける授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 大学院（外国の大学院を含む。）において履修した授業科目について修得した単位

(2) 大学院設置基準第15条の規定により準用する大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位

2 前項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、教育学研究科にあつては、第1項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、転入学等の場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、前条第2項及び第3項の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数及び第20条の2第2項の規定により免除する単位数と合わせて修了要件として定める単位数の2分の1を超えないものとする。

（留学及び長期にわたる教育課程の履修）

第16条 本学大学院の学生の留学及び長期にわたる教育課程の履修については、本学学則第24条及び第39条の規定を準用する。この場合において、第39条中「第4条に規定する修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、同条中「卒業」とあるのは「課程を修了」と読み替えるものとする。

（他の大学院等における研究指導）

第17条 学長は、所属研究科の教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等とあらかじめ協議の上学生が、当該他大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士前期課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

2 前項に規定する研究指導が外国において行われる場合は、これを留学として取り扱い、その期間は第18条、第19条又は第20条に規定する在学期間に算入する。

（履修科目の登録の上限）

第17条の2 教育学研究科は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

（共同教育課程に係る単位の認定等）

第17条の3 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において履修した当該共同教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該研究科における共同教育課程

に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。

- 2 共同教育課程を編成する研究科は、学生が他の大学院において受けた当該共同教育課程に係る研究指導を、当該研究科において受けた共同教育課程に係るものとみなすものとする。

### 第3章 課程の修了要件及び学位の授与

(修士課程及び博士前期課程の修了要件)

第18条 多文化社会学研究科多文化社会学専攻の修士課程の修了要件は、当該課程に2年以上在学し、34単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 医歯薬学総合研究科保健学専攻及び災害・被ばく医療科学共同専攻の修士課程並びに博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に1年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 4 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻の熱帯医学サテライトコース、国際健康開発コース、国際健康開発サテライトコース、ヘルスイノベーションコース及びヘルスイノベーションサテライトコースの博士前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特定の課題についての研究の成果又は修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 5 共同教育課程である修士課程の修了要件は、第1項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

第18条の2 前条第1項の規定にかかわらず、第3条第2項に規定する博士課程の博士前期課程の修了の要件は、当該博士課程の博士前期課程及び博士後期課程を通じて一貫した人材養成上の目的を有する研究科規程に定める学生の履修上の区分において、当該目的を達成するために必要と認められる場合には、前条第1項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士前期課程において修得すべきものについての審査  
(博士後期課程の修了要件)

第19条 博士後期課程の修了の要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、経済学研究科経営意思決定専攻にあつては24単位以上を、工学研究科生産システム工学専攻及び水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻にあつては15単位以上を、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻にあつては16単位以上を、熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあつては16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 大学院設置基準第16条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者（第18条第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は博士前期課程を修了した者を含む。）については、前項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該課程における在学期間（2年を限度とする。）を減じた期間とする。」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

3 次の各号の一に該当する者については、第1項ただし書中「1年」とあるのは「3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間」と読み替えて、同項ただし書の規定を適用する。

- (1) 大学院設置基準第3条第3項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程（第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘル

ス専攻熱帯医学コースの修士課程を含む。)を修了した者

- (2) 専門職大学院設置基準第2条第2項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした専門職学位課程(第5条第1項ただし書の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした教育学研究科教職実践専攻の専門職学位課程を含む。)を修了した者  
(博士課程の修了要件)

第20条 工学研究科グリーンシステム創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に5年以上在学し、45単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、研究科規程に定める単位数以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格するものとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

- 3 共同教育課程である博士課程の修了の要件は、前項に定めるもののほか、それぞれの構成大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得するものとする。ただし、当該単位数には、第15条から第15条の3まで及び第17条の3の規定により修得した単位、修得したものとみなすことができる単位又はみなすものとする単位を含まないものとする。

(教職大学院の課程の修了要件)

第20条の2 教職大学院の課程の修了の要件は、当該課程に2年(2年以外の標準修業年限を定める学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、45単位以上(高度の専門的な能力及び優れた資質を有する教員に係る実践的な能力を培うことを目的として幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(以下「小学校等」という。)その他の関係機関で行う実習に係る10単位以上を含む。)を修得することとする。ただし、研究科において必要と認めるときは、在学期間及び修了要件単位に加え、修了の要件を課することができる。

- 2 学長は、教育学研究科教授会の議を経て教育上有益であると認めるときは、教職大学院の課程に入学する前の小学校等の教員としての実務の経験を有する者について、10単位を超えない範囲で、前項に規定する実習により修得する単位の全部又は一部を免除するこ

とができる。

(教職大学院の課程における在学期間の短縮)

第20条の3 学長は、教育学研究科教授会の議を経て第15条の3第1項の規定により本学大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を教職大学院の課程において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により本学大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して当該課程の標準修業年限の2分の1を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該教職大学院の課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(学位の授与)

第21条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長(医歯薬学総合研究科の災害・被ばく医療科学共同専攻及び先進予防医学共同専攻にあつては、各共同専攻の教育課程を構成する大学の長)が課程の修了を認定し、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

2 前項に定めるもののほか、博士課程(医歯薬学総合研究科の博士課程を除く。)において、第18条第1項又は第18条の2に規定する修士課程の修了要件を満たした者には、所属研究科教授会の議を経て、学長が修士の学位を授与することができる。

第22条 前条の学位の授与に関し必要な事項については、長崎大学学位規則(平成16年規則第11号)の定めるところによる。

#### 第4章 入学、転学、休学、退学、再入学等

(入学の時期)

第23条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、後期の始めに入学させることができる。

(修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程の入学資格)

第24条 修士課程、博士前期課程(第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースを除く。)及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの当該課程を修了した者
  - (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
  - (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
  - (8) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
  - (9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
  - (10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの
- 2 第5条第4項に規定する熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻熱帯医学コース及び熱帯医学サテライトコースに入学することのできる者は、前項各号のいずれかに該当し、かつ、医師の免許（外国における医師の免許を含む。）取得後2年以上の臨床経験を有する者又はこれに相当する能力を有すると研究科が認めた者とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。
- （博士後期課程の入学資格）

第25条 博士後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（平成元年文部省告示第118号）
- (8) 各研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの（博士課程の入学資格）

第26条 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以



上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者(昭和28年文部省告示第5号)

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、各研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 各研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの

2 医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学(医学、歯学、修業年限6年の薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を卒業した者

(2) 外国において、学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程(最終の課程は医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することに

より当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

(7) 学校教育法第102条第2項の規定により他の大学院に入学した者であって、研究科において、本学大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(8) 研究科において、個別の入学資格審査により、第1号に規定する大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

3 前2項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、各研究科において、当該研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、本学大学院に入学させることができる。

(入学志願の手続)

第27条 入学志願者は、所定の手続により願出しなければならない。

(選抜試験)

第28条 入学志願者に対しては、長崎大学入学者選抜規則(平成16年規則第16号)の定めるところにより、選抜試験を行う。

(合格者の決定)

第29条 前条の選抜による合格者の決定は、各研究科教授会の議を経て、学長が行う。

(入学手続及び入学許可)

第30条 第28条に規定する入学者選抜の結果に基づき、合格の通知を受けた者の入学の手続及び入学の許可については、本学学則第18条及び第19条の規定を準用する。

(転入学等)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者が、転入学又は転科を願出たときは、学期の始めに限り、選考の上、許可することがある。

(1) 他の大学院に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

(2) 他の研究科に在学する者又は修了し、若しくは退学した者で転科を志望するもの

(3) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者(第24条から第26条に規定する入学資格を有する者に限る。)で転入学を志望するもの

(4) 国際連合大学の課程に在学する者又は当該課程を修了し、若しくは退学した者で転入学を志望するもの

2 前項により転入学又は転科を許可された者の既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認定は、所属研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

3 前2項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

第32条 前条第1項による転入学願又は転科願は、所属の学長又は研究科長の紹介状を添えて、志願する研究科長に提出するものとする。

第33条 本学大学院の学生が、他の大学院に転学しようとするときは、指導教授を経て、研究科長に転学願を提出するものとする。

2 学長は、所属研究科の教授会の議を経て転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可することができる。

3 前2項の規定は、他の研究科に転科を志望する場合にこれを準用する。

(休学)

第34条 休学に関しては、本学学則第21条から第23条までの規定を準用する。

2 休学期間は、通算して、標準修業年限を超えることができない。

(退学)

第35条 退学に関しては、本学学則第25条の規定を準用する。

(再入学)

第36条 再入学に関しては、本学学則第27条の規定を準用する。ただし、修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程にあっては2年以内に、博士後期課程にあっては3年以内に、工学研究科グリーン創成科学専攻及び水産・環境科学総合研究科海洋フィールド生命科学専攻の博士課程にあっては5年以内に、医歯薬学総合研究科医療科学専攻、新興感染症病態制御学系専攻、放射線医療科学専攻及び先進予防医学共同専攻の博士課程にあっては4年以内に、再入学を願い出た場合に限る。

(進学)

第37条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程（経済学研究科、工学研究科生産システム工学専攻、水産・環境科学総合研究科環境海洋資源学専攻、医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科グローバルヘルス専攻にあっては、博士後期課程）に進学を志願する者については、各研究科規程の定めるところにより、選考の上、進学を許可する。

第5章 除籍、表彰及び懲戒

(除籍, 表彰及び懲戒)

第38条 除籍, 表彰及び懲戒に関しては, 本学学則第28条, 第49条及び第50条の規定を準用する。

#### 第6章 検定料, 入学料及び授業料

(検定料等の額及びその徴収方法等)

第39条 検定料, 入学料及び授業料の額並びに徴収方法等は, 長崎大学授業料, 入学料, 検定料及び寄宿料徴収規程(平成16年規程第92号)の定めるところによる。

(料金の返還)

第40条 既納の料金は, 返還しない。ただし, 次の各号の一に該当する場合は, 当該料金の相当額(第2号の場合にあっては後期分の授業料相当額, 第3号の場合にあっては退学した翌月以降の授業料相当額をいう。)を返還するものとする。

- (1) 入学を許可されるときに前期分又は前期分及び後期分の授業料を納入した者が, 入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退し, 授業料の返還を申し出たとき。
- (2) 前期分の授業料納入の際に後期分の授業料を併せて納入した者が, 後期分の授業料の納入時期前に休学又は退学したとき。
- (3) 授業料を納入した研究生が, 在学期間の中で退学し, 授業料の返還を申し出たとき。

第41条 入学料の免除及び徴収猶予, 授業料の納期並びに授業料の免除及び徴収猶予並びに休学, 退学, 転学等に係る授業料については, 本学学則第53条から第58条までの規定を準用する。

#### 第7章 科目等履修生, 研究生, 特別聴講学生, 特別研究学生, 特別の課程及び外国人留学生

(科目等履修生)

第42条 本学大学院の学生以外の者で, 本学大学院が開設する授業科目のうち一又は複数の授業科目について履修を希望するものがあるときは, 選考の上, 科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関する規則は, 別に定める。

(研究生)

第43条 本学大学院において特殊の事項について研究を希望する者があるときは, 選考の上, 研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関する規則は, 別に定める。

(特別聴講学生)

第44条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院の特定の授業科目を履修することを希望するものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

- 2 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別聴講学生に係る授業料については、科目等履修生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別聴講学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間相互単位互換協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

(特別研究学生)

第45条 他の大学院(外国の大学院を含む。)の学生で、本学大学院又は研究所等において研究指導を受けようとするものがあるときは、当該他大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。

- 2 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。
- 3 特別研究学生に係る授業料については、研究生と同様とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、特別研究学生が大学間交流協定において授業料を徴収しないこととしている外国の大学院の学生又は大学間特別研究学生交流協定において授業料を徴収しないこととしている大学院の学生であるときは、授業料を徴収しない。
- 5 既納の授業料は、返還しない。
- 6 実験、実習に要する実費は、必要に応じ特別研究学生の負担とする。

(特別の課程)

第45条の2 学長は、本学大学院の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 本学大学院の学生が前項に規定する特別の課程を履修することが教育上有益であると認めるときは、当該課程を履修させることができる。

(外国人留学生)

第46条 外国人留学生として本学大学院に入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生に関する規則は、別に定める。

## 第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 各研究科の専攻において、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を取得した者は、教員の免許状授与の所要資格を取得することができる。

2 前項の規定により所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第2のとおりとする。

## 第9章 国際連携専攻

(教育課程等)

第48条 国際連携専攻は、当該専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目又は研究指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 国際連携専攻における教育は、授業科目の授業又は研究指導により行う。

3 単位の計算方法、履修方法及び履修科目の選定については、第9条、第10条及び第11条の規程に規定にかかわらず、国際連携専攻を設ける研究科と連携する外国の大学院（以下「連携外国大学院」という。）との協議の上、別に定める。

(課程の修了要件及び学位の授与)

第49条 国際連携専攻の修了要件は、当該課程に3年（専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）第18条第1項の法科大学院の課程を修了した者にあつては、2年）以上在学し、所定の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

2 熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻については、前項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位を有する者又は第25条の規定により大学院への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が入学した場合は、博士課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあつては3年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び試験に合格することとする。

第50条 学位の審査及び学位授与等については、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

(入学、進学等)

第51条 国際連携専攻の入学時期は、第23条を準用する。

第52条 国際連携専攻の入学資格は、第24条及び第25条に定めるもののほか、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

第53条 国際連携専攻の入学志願の手続、選抜試験、合格者の決定、入学手続及び入学の許可については、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

第54条 本学の大学院修士課程、博士前期課程及び専門職学位課程を修了し、引き続き博士課程国際連携専攻（熱帯医学・グローバルヘルス研究科長崎大学ーロンドン大学衛生・熱帯医学大学院国際連携グローバルヘルス専攻にあつては、博士後期課程）に進学を志願する者については、連携外国大学院と協議し、選考の上、進学を許可する。

（除籍、表彰及び懲戒）

第55条 国際連携専攻の学生の除籍、表彰及び懲戒については、第38条の規定によるもののほか、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

（検定料、入学料及び授業料）

第56条 国際連携の検定料、入学料及び授業料については、第39条、第40条及び第41条に定めるもののほか、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

（協議等）

第57条 本則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、連携外国大学院との協議の上、別に定める。

- （1）教育課程の編成に関する事項
- （2）教育組織の編成に関する事項
- （3）学生の在籍の管理及び安全に関する事項
- （4）学生の奨学及び厚生補導に関する事項
- （5）教育研究活動等の状況の評価に関する事項
- （6）その他国際連携専攻に関する事項

#### 第10章 雑則

（補則）

第58条 この学則に定めるもののほか、研究科に関し必要な事項は、研究科長が学長の承認を得て、定めることができる。

第59条 この学則に定めるもののほか、本学大学院の学生に関し必要な事項は、本学学則を準用する。

第60条 本学学則をこの学則に準用する場合は、「学部」を「研究科」、「学部長」を「研究科長」と、それぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 長崎大学大学院学則（昭和41年学則第1号）は、廃止する。
- 3 平成16年3月31日現在大学院に在学している者（以下この項において「在学者」という。）及び平成16年4月1日以後において在学者の属する年次に転入学又は再入学する者については、旧長崎大学大学院学則は、この学則の施行後も、なおその効力を有する。

附 則（平成17年9月22日学則第4号）

この学則は、平成17年9月22日から施行し、改正後の長崎大学大学院学則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月22日学則第6号）

この学則は、平成17年12月22日から施行する。

附 則（平成18年3月22日学則第2号）

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 生産科学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1生産科学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成18年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
生産科学研究科	機械システム工学専攻	30	57		
	電気情報工学専攻	52	104		
	環境システム工学専攻	36	68		
	物質工学専攻	38	65		
	水産学専攻	37	79		
	環境共生政策学専攻	8	16		
	環境保全設計学専攻	17	34		
	システム科学専攻			11	33



	海洋生産科学専攻			1 5	4 5
	物質科学専攻			1 4	4 2
	環境科学専攻			8	2 4
	小計	2 1 8	4 2 3	4 8	1 4 4
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	1 2	1 2		
	保健学専攻	1 2	1 2		
	医療科学専攻			7 7	3 0 7
	新興感染症病態制御学系専攻			2 4	9 3
	放射線医療科学専攻			1 1	4 4
	生命薬科学専攻	5 3	1 0 6	2 3	6 9
	小計	7 7	1 3 0	1 3 5	5 1 3
合計	3 4 8	6 5 9	1 8 6	6 6 6	

附 則（平成18年10月27日学則第6号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月22日学則第2号）

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日学則第4号）

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月26日学則第5号）

この学則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年2月22日学則第3号）

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 教育学研究科、医歯薬学総合研究科及び国際健康開発研究科の収容定員は、改正後の別表第1の教育学研究科の項、同表医歯薬学総合研究科の項、同表国際健康開発研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成20年度及び平成21年度については、次の

とおりとす。

(1) 平成20年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教科実践専攻	18	18				
	教職実践専攻					20	20
	小計	18	18			20	20
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		
	生命薬科学専攻	53	106	18	64		
	小計	77	142	130	512		
国際健康開発研究科	国際健康開発専攻	10	10				
	小計	10	10				
合計		338	636	181	665	20	20

(2) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			77	308		
	新興感染症病態制御学系専攻			24	96		
	放射線医療科学専攻			11	44		
	生命薬科学専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	130	507		
合計		338	664	181	660	20	40

3 教育学研究科の学校教育専攻及び教科教育専攻は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する学生が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	平成20年度
学校教育専攻	6
教科教育専攻	32

附 則（平成20年10月24日学則第4号）

この学則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日学則第2号）

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成21年度から平成23年度までについては、次のとおりとする。

(1) 平成21年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定員	収容定員
医歯薬学総 合研究科	熱帯医学専 攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専 攻			62	293		
	新興感染症 病態制御学 系専攻			20	92		
	放射線医療 科学専攻			8	41		
	生命薬科学 専攻	53	106	18	59		
	小計	77	142	108	485		
合計		338	664	159	638	20	40

(2) 平成22年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程	博士課程及び博士 後期課程	専門職学位課程

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	88		
	放射線医療科学専攻			8	38		
	生命薬科学専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	458		
合計		338	664	159	611	20	40

(3) 平成23年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合研究科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		

	攻						
	新興感染症 病態制御学 系専攻			20	84		
	放射線医療 科学専攻			8	35		
	生命薬科学 専攻	53	106	18	54		
	小計	77	142	108	436		
合計		338	664	159	589	20	40

附 則（平成21年7月24日学則第4号）

この学則は、平成21年7月24日から施行する。

附 則（平成22年2月26日学則第2号）

1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。

2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成22年度及び平成23年度については、次のとおりとする。

(1) 平成22年度

研究 科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯 薬学 総合 研究 科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	278		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	88		

	放射線医療科学 専攻			8	38		
	生命薬科学専攻	36	36	18	54		
	小計	60	72	108	458		
合計		321	594	159	611	20	40

(2) 平成23年度

研究 科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯 薬学 総合 研究 科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	12	24				
	医療科学専攻			62	263		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	84		
	放射線医療科学 専攻			8	35		
	生命薬科学専攻	36	72	18	54		
	小計	60	108	108	436		
合計		321	630	159	589	20	40

3 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の博士前期課程は、改正後の第3条第1項及び別表第1の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該課程に在学する学生が当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成22年度
生命薬科学専攻	博士前期課程	53

附 則（平成 22 年 7 月 15 日学則第 3 号）

この学則は、平成 22 年 7 月 15 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日学則第 1 号）

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 2 月 24 日学則第 2 号）

1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 工学研究科及び水産・環境科学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第 1 工学研究科、水産・環境科学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成 23 年度から平成 26 年度については、次のとおりとする。

(1) 平成 23 年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員
工学研 究科	総合工学専攻	200	200				
	生産システム工学専 攻			10	10		
	グリーンシステム創 成科学専攻			5	5		
	小計	200	200	15	15		
水産・ 環境科 学総合 研究科	水産学系専攻	35	35				
	環境共生政策学専攻	8	8				
	環境保全設計学専攻	17	17				
	環境海洋資源学専攻			12	12		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	5		



	小計	60	60	17	17		
合計		363	672	143	573	20	40

(2) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	20		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	10		
	小計	200	400	15	30		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	24		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	10		
	小計	60	120	17	34		
合計		363	714	143	535	20	40

(3) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程	博士課程及び博士後期課程	専門職学位課程
-----	----	--------------	--------------	---------

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	15		
	小計	200	400	15	45		
水産・環境科学総合研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	15		
	小計	60	120	17	51		
合計		363	714	143	519	20	40

(4) 平成26年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	200	400				
	生産システム工学専攻			10	30		

	グリーンシステム創 成科学専攻			5	20		
	小計	200	400	15	50		
水産・ 環境科 学総合 研究科	水産学系専攻	35	70				
	環境共生政策学専攻	8	16				
	環境保全設計学専攻	17	34				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命 科学専攻			5	20		
	小計	60	120	17	56		
合計		363	714	143	529	20	40

3 生産科学研究科は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。

4 前項の場合において、別表第1の規定にかかわらず、生産科学研究科の収容定員については、次のとおりとする。

専攻	課程	平成23年 度	平成24年 度
機械システム工学専攻	博士前期課程	30	
電気情報工学専攻	博士前期課程	52	
環境システム工学専攻	博士前期課程	36	
物質工学専攻	博士前期課程	38	
水産学専攻	博士前期課程	37	
環境共生政策学専攻	博士前期課程	8	

環境保全設計学専攻	博士前期課程	17	
システム科学専攻	博士後期課程	22	11
海洋生産科学専攻	博士後期課程	30	15
物質科学専攻	博士後期課程	28	14
環境科学専攻	博士後期課程	16	8

附 則（平成24年2月24日学則第2号）

- 1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1医歯薬学総合研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成24年度及び平成25年度については、次のとおりとする。

(1) 平成24年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学 総合研究 科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	32				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学 専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	46		
	小計	68	116	100	406		
合計		371	722	135	527	20	40

## (2) 平成25年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学 総合研究 科	熱帯医学専攻	12	12				
	保健学専攻	20	40				
	医療科学専攻			62	248		
	新興感染症病態 制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学 専攻			8	32		
	生命薬科学専攻	36	72	10	38		
	小計	68	124	100	398		
合計		371	730	135	503	20	40

3 研究科の収容定員は、改正後の別表第1合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
合計		371	730	135	505	20	40

4 医歯薬学総合研究科生命薬科学専攻の修士課程は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該修士課程に在学する学生が当該修士課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、なお従前の例による。ただし、改正前の別表第1の規定は、適用しない。

附 則（平成24年9月21日学則第3号）

この学則は、平成24年9月21日から施行する。

附 則（平成25年2月22日学則第1号）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月21日学則第2号）

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 教育学研究科教科実践専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成26年度
教科実践専攻	修士課程	18

3 教育学研究科の収容定員は、改正後の別表第1教育学研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成26年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
教育学研究科	教職実践専攻					38	58
	小計					38	58
合計		353	712	135	505	38	58

附 則（平成27年3月27日学則第3号）

1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。

2 医歯薬学総合研究科熱帯医学専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

3 工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1工学研究科、水産・環境科学総合研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項及び同表合計の項の規定にかかわらず、平成27年度及び平成28年度については、次のとおりとする。

## (1) 平成27年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	420				
	生産システム工学専攻			15	35		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	420	20	60		
水産・環境科学総合研究科	水産学専攻	35	70				
	環境科学専攻	25	25				
	環境海洋資源学専攻			12	36		
	海洋フィールド生命科学専攻			5	25		
	小計	60	95	17	61		

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	27	27				
	小計	27	27				
合計		378	709	140	520	38	76

(2) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員			入学定員
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	40		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	65		
合計		378	744	140	525	38	76

4 水産・環境科学総合研究科の環境共生政策学専攻及び環境保全設計学専攻並びに国際健康開発研究科国際健康開発専攻は、改正後の長崎大学大学院学則の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該専攻に在学する者が当該専攻に在学しなくなるまでの間、存続するものとし、その収容定員は、次のとおりとする。

専攻	課程	平成27年度
----	----	--------



環境共生政策学専攻	博士前期課程	8
環境保全設計学専攻	博士前期課程	17
国際健康開発専攻	修士課程	10

附 則（平成27年3月27日学則第4号）

この学則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日学則第2号）

1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。

2 工学研究科及び医歯薬学総合研究科の収容定員は、改正後の別表第1の工学研究科及び医歯薬学総合研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、平成28年度から平成30年度については、次のとおりとする。

(1) 平成28年度

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	40		
	グリーンシステム創成科学専攻			5	25		
	小計	220	440	20	65		
医歯薬学総合研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	10				
	医療科学専攻			60	246		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科			5	29		

	学専攻						
	先進予防医学 共同専攻			10	10		
	生命薬科学専 攻	36	72	10	30		
	小計	66	122	105	395		
合計		388	754	145	535	38	76

(2) 平成29年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程		博士課程及び博士 後期課程		専門職学位課程	
		入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員	入学定 員	収容定 員
医菌薬学総合 研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	10	20				
	医療科学専攻			60	244		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			20	80		
	放射線医療科 学専攻			5	26		
	先進予防医学 共同専攻			10	20		
	生命薬科学専 攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	400		
合計		388	764	145	540	38	76

(3) 平成30年度

研究科	専攻	修士課程及び博士 前期課程	博士課程及び博士 後期課程	専門職学位課程
-----	----	------------------	------------------	---------

		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
医歯薬学総合 研究科	保健学専攻	20	40				
	災害・被ばく医療科学共同専攻	10	20				
	医療科学専攻			60	242		
	新興感染症病態制御学系専攻			20	80		
	放射線医療科学専攻			5	23		
	先進予防医学共同専攻			10	30		
	生命薬科学専攻	36	72	10	30		
	小計	66	132	105	405		
合計		388	764	145	545	38	76

附 則（平成30年 月 日学則第 号）

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 多文化社会学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の収容定員は、改正後の別表第1の多文化社会学研究科及び熱帯医学・グローバルヘルス研究科の項並びに同表合計の項の規定にかかわらず、平成30年度については、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程及び 博士前期課程		博士課程及び 博士後期課程		専門職学位課程	
		入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員	入学 定員	収容 定員
多文化社会 学研究科	多文化社会 学専攻	10	10				
	小計	10	10				

熱帯医学・グローバルヘルス研究科	グローバルヘルス専攻	37	62	5	5		
	長崎大学ー ロンドン大 学衛生・熱帯 医学大学院 グローバル ヘルス国際 連携専攻			5	5		
	小計	37	62	10	10		
合計		408	794	155	555	38	76

別表第1

研究科	専攻	修士課程及び博士前期課程		博士課程及び博士後期課程		専門職学位課程	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
多文化社会学研究科	多文化社会学専攻	10	20				
	小計	10	20				
教育学研究科	教職実践専攻					38	76
	小計					38	76
経済学研究科	経済経営政策専攻	15	30				
	経営意思決定専攻			3	9		
	小計	15	30	3	9		
工学研究科	総合工学専攻	220	440				
	生産システム工学専攻			15	45		
	グリーンシス			5	25		

	テム創成科学 専攻						
	小計	2 2 0	4 4 0	2 0	7 0		
水産・環境科 学総合研究科	水産学専攻	3 5	7 0				
	環境科学専攻	2 5	5 0				
	環境海洋資源 学専攻			1 2	3 6		
	海洋フィー ルド生命科学専 攻			5	2 5		
	小計	6 0	1 2 0	1 7	6 1		
医歯薬学総合 研究科	保健学専攻	2 0	4 0				
	災害・被ばく医 療科学共同専 攻	1 0	2 0				
	医療科学専攻			6 0	2 4 0		
	新興感染症病 態制御学系専 攻			2 0	8 0		
	放射線医療科 学専攻			5	2 0		
	先進予防医学 共同専攻			1 0	4 0		
	生命薬科学専 攻	3 6	7 2	1 0	3 0		
	小計	6 6	1 3 2	1 0 5	4 1 0		
熱帯医学・グ ローバルヘル ス研究科	グローバルヘル ス専攻	3 7	6 2	5			
	長崎大学ーロ ンドン大学衛 生・熱帯医学大			5			

	学院国際連携 グローバルヘルス専攻						
	小計	37	62	10			
合計		408	804	155	580	38	76

別表第2

研究科	専攻	教員の免許状の種類（免許教科・領域）	
多文化社会学 研究科	多文化社会学専攻	高等学校教諭専修 免許状	（英語）
教育学研究科	教職実践専攻	幼稚園教諭専修免 許状	
		小学校教諭専修免 許状	
		中学校教諭専修免 許状	（国語，社会，数学，理科，音 楽，美術，保健体育，技術，家 庭，英語）
		高等学校教諭専修 免許状	（国語，地理歴史，公民，数学， 理科，音楽，美術，書道，保健 体育，家庭，情報，工業，英語）
		特別支援学校教諭 専修免許状	（知的障害者，肢体不自由者， 病弱者）
経済学研究科	経済経営政策専攻	高等学校教諭専修 免許状	（商業）
工学研究科	総合工学専攻	高等学校教諭専修 免許状	（工業）
水産・環境科 学総合研究科	水産学専攻	高等学校教諭専修 免許状	（水産）



○長崎大学大学院多文化社会学研究科規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学大学院学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）及び長崎大学学位規則（平成16年規則第11号。以下「学位規則」という。）に定めるもののほか、長崎大学大学院多文化社会学研究科（以下「研究科」という。）の教育方法、課程の修了要件等の教育課程に関し必要な事項を定めるものとする。

（研究科の目的）

第2条 研究科は、精深な専門的知識及び技能を授けることにより、共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見、説明、予測及び解決に取り組むことのできる人材を育成することを目的とする。

（専攻及び課程）

第3条 研究科に置く専攻及び課程は次のとおりとする。

専攻	課程
多文化社会学専攻	修士課程

（教育方法）

第4条 研究科の教育は、授業科目の授業及び修士論文又は課題研究報告書の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うため、学生ごとに主任指導教員及び1人又は2人の副指導教員を定める。

（授業科目、単位数、履修年次等）

第5条 研究科における授業科目、単位数及び履修年次は、別表第1のとおりとする。

2 前項に定めるもののほか、教授会が必要と認めたときは、臨時に授業科目を開設することがある。

3 学生は、別表第2に定めるところにより、34単位以上を履修しなければならない。

4 学生は、履修する授業科目の選定に当たっては、指導教員の指導を受けなければならない。

5 学生は、修士論文の作成に当たっては、必要な研究指導を受けなければならない。

（履修科目の届出）

第6条 学生は、履修しようとする授業科目を、所定の履修届により指定の期日までに研



究科長に提出しなければならない。

( 考查及び単位の授与 )

第 7 条 授業科目を履修した学生に対しては、試験、研究報告等による考查を行う。

2 考查の成績は、AA ( 90 点以上 )、A ( 80 点以上 90 点未満 )、B ( 70 点以上 80 点未満 )、C ( 60 点以上 70 点未満 ) 及び D ( 60 点未満 ) の評語をもって表し、AA、A、B 及び C を合格とし、D を不合格とする。

3 考查に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

( 追試験及び再試験 )

第 8 条 忌引、病気、交通機関の事故等やむを得ない理由のため、試験を受けることができなかった学生が証明書を添え追試験願を提出した場合は、追試験を実施することがある。

2 不合格となった授業科目については、再試験を実施することがある。

( 外国人留学生の特別選抜試験 )

第 9 条 外国人留学生として入学を志願する者があるときは、学則第 24 条に規定する入学資格を有すると認められる者に限り、特別の入学考查 ( 以下「特別選抜」という。 ) を行い、選考することができる。

2 前項の特別選抜について必要な事項は、別に定める。

( 教育方法の特例 )

第 10 条 教育上特別の必要があると認められる学生については、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うものとする。

( 長期履修 )

第 11 条 学則第 16 条の規定により、学生が修業年限を超えて一定期間にわたり計画的に履修すること ( 以下「長期履修」という。 ) を希望する場合には、これを認めることがある。

2 長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

( 他の大学院等における研究指導 )

第 12 条 学則第 17 条の規定により、学生が他の大学院又は研究所等 ( 外国の大学院等を含む。 ) において、必要な研究指導を受けることを認めることがある。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

( 教員の免許状を取得しようとする学生の履修方法 )

第 13 条 学則別表第 2 に規定する英語に係る教員の免許状を取得しようとする学生 ( 言語多様性科目群を主選択した学生に限る ) は、修了に必要な単位のほか、次に掲げる単

位を修得しなければならない。この場合において、第1号及び第2号に掲げる授業科目の単位については学問のプラクティスの最低修得単位数に含めることができる。

- (1) グローバル・スタディーズ科目群に掲げる授業科目のEast - West Studies特講及びEast - West Studies特定演習 3単位
- (2) 言語多様性科目群に掲げる授業科目のうち、言語学基礎研究特講b及び日中対照言語学特定演習を除く全ての科目 19単位
- (3) 別表第3に掲げる大学院教育学研究科開講科目 8単位  
(修士論文の提出)

第14条 学生は、修士論文の審査を受けようとするときは、指導教員の承認を得て、学位規則による所定の書類を、教授会が指定した期日までに研究科長へ提出しなければならない。

(学位論文審査委員)

第15条 教授会は、修士論文の審査のため、学位論文審査委員（以下「審査委員」という。）を選出するものとする。

- 2 審査委員は、主査1人及び副査2人以上とする。ただし、必要があると認められるときは、教授会構成員以外の教員等1人を副査に加えることができる。

(最終試験)

第16条 最終試験は、第5条第3項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、修士論文を提出した者について行う。

(課程修了の要件)

第17条 課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、第5条第3項に規定する履修すべき授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

(学位の授与)

第18条 課程を修了した者には、学位規則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

(特別聴講学生及び特別研究学生)

第19条 学則第44条及び第45条に定める特別聴講学生及び特別研究学生の入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別研究学生については、他大学院との協議によりこれと異なる時期に合意した場合は、この限りではない。

- 2 特別聴講学生及び特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

授業科目、単位数及び履修年次

区分	授業科目	単位数		履修年次	
		必修	選択		
学問のエレメンツ	学問のエレメンツⅠ	2		1	
	学問のエレメンツⅡ	2		1	
	学問のエレメンツⅢ	2		1	
	学問のエレメンツⅣ	2		1	
	学問のエレメンツⅤ	2		1	
	学問のエレメンツⅥ	2		1	
学問のプラクティス	グローバル・スタディーズ科目群	文化表象論特講		2	1
		文化表象論特定演習		1	1
		現代宗教論特講		2	1
		現代宗教論特定演習		1	1
		ヨーロッパ社会史特講		2	1
		ヨーロッパ社会史特定演習		1	1
		アフリカ社会論特講		2	1
		アフリカ社会論特定演習		1	1

	グローバル社会と脱オリエンタリズム 特講		2	1
	グローバル社会と脱オリエンタリズム 特定演習		1	2
	グローバル・ヒストリー特講		2	1
	グローバル・ヒストリー特定演習		1	2
	カルチュラルスタディーズ特講		2	2
	カルチュラルスタディーズ特定演習		1	2
	East-West Studies特講		2	2
	East-West Studies特定演習		1	2
政策科学科目群	国際ジェンダー論特講		2	1
	国際ジェンダー論特定演習		1	1
	経済開発論特講		2	1
	経済開発論特定演習		1	1
	国際秩序論特講		2	1
	国際秩序論特定演習		1	1
	地域生態論特講		2	1
	地域生態論特定演習		1	1
	トランスナショナリティ論特講		2	1
	トランスナショナリティ論特定演習		1	2
	マイノリティ研究特講		2	1
	マイノリティ研究特定演習		1	2
	移民政策と家族・地域・教育特講		2	2

	移民政策と家族・地域・教育特定演習		1	2
環海日本長崎 学・アジア研究科 目群	日本近世史・日蘭交流史特講		2	1
	日本近世史・日蘭交流史特定演習		1	1
	日本儒学・中国学特講		2	1
	日本儒学・中国学特定演習		1	1
	文化遺産論特講		2	1
	文化遺産論特定演習		1	1
	海域交流史特講		2	1
	海域交流史特定演習		1	1
	華僑・華人研究特講		2	1
	華僑・華人研究特定演習		1	2
	現代日本政治外交論特講		2	1
	現代日本政治外交論特定演習		1	2
	現代アジア社会論特講		2	2
	現代アジア社会論特定演習		1	2
言語多様性科目 群	言語学基礎研究特講 a		2	1
	言語学基礎研究特講 b		2	1
	英語学特講		2	1
	異文化語用論特講		2	1
	第二言語習得特講		2	1
	談話分析特講		2	1
	英語統語論特講		2	1
	言語教育と第二言語習得特講		2	2

		言語理論研究特講		2	2
		言語学特定演習		1	1
		応用言語学特定演習		1	1
		日中対照言語学特定演習		1	2
		日英対照言語学特定演習		1	2
核軍縮・不拡散科目群		核軍縮と国際政治特講		2	1
		核軍縮と国際政治特定演習		1	1
		原子力平和利用と核不拡散特講		2	1
		原子力平和利用と核不拡散特定演習		2	1
		核軍縮交渉の法と政治特講		2	1
		核軍縮交渉の法と政治特定演習		1	2
		核物質管理と核セキュリティ特講		2	2
		核物質管理と核セキュリティ特定演習		1	2
選択科目	東洋文庫 選択科目	オリエンタルスタディーズⅠ		2	1
		オリエンタルスタディーズⅡ		2	1
	歴史民俗 博物館 選択科目	総合資料学		2	1
		海外経験 選択科目	海外留学		2
	海外フィールドワーク			2	1
	海外インターンシップ			2	1
必修科目		多文化社会学セミナー	2		2
研究指導		研究指導	4		2
計			18	112	

注 「研究指導」は主選択した各科目群において、それぞれ4単位の必修とする。

別表第2（第5条関係）

学問のエレメンツ，学問のプラクティス及び研究指導の最低修得単位数

区分	最低単位修得数			
	必修	選択	計	備考
学問のエレメンツ	12		12	「学問のプラクティス科目」では、主選択した各科目群において、最低6科目9単位（特講3科目6単位，特定演習3科目3単位）を履修しなければならない。
学問のプラクティス	2	16	18	
研究指導	4		4	
計	18	16	34	

別表第3（第13条関係）

教員免許に係る科目（教育学研究科開講科目）

区分	授業科目名	単位数
教科又は教職に関する科目	教育の方法と評価（中等）	2
	教員の資質と職務Ⅰ	2
	教科の指導と評価Ⅰ	2
	カリキュラムの理論と実践（中等）	2
	英語科教育の実践と課題（中等）	2
	英語学力評価の理論と方法・技術	2

○長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、長崎大学教授会規則（平成16年規則第8号）第11条の規定に基づき、長崎大学大学院多文化社会学研究科教授会（以下「教授会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 教授会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 研究科長、多文化社会学研究科（以下「本研究科」という。）の教授、准教授及び助教
- (2) 本研究科の教育研究を担当する多文化社会学部の教授、准教授及び助教
- (3) 本研究科の教授、准教授及び助教を命じられている教員
- (4) 本研究科の教授を命じられている国立大学法人長崎大学の理事で教授会が認めた者

2 教授会には、文教地区事務部の事務部長又は課長を出席させるものとする。

（審議事項等）

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。ただし、前条第1項第4号に掲げる者は、教授会が認める事項に限り、審議に加えることができる。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び学位の授与に関する事項
- (2) その他本研究科に係る教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が別に定める事項

2 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「研究科長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

（議長）

第4条 研究科長は、教授会の議長となる。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する教授がその職務を代行する。

（開催）

第5条 教授会は、原則として、毎月第3木曜日を定例の開催日とする。ただし、議長が必要と認めるとき又は構成員5人以上の者から要求があるときは、臨時に開催することができる。



きる。

2 議長は、教授会の開催日の3日前までに議案を通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

(定足数)

第6条 教授会は、構成員（次に掲げる者を除く。）の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- (1) 休職中の者
- (2) 出勤停止者又は停職者
- (3) 長期病気療養中の者
- (4) 育児休業中の者
- (5) 海外渡航中の者
- (6) 内地研究員として派遣されている者

(議決)

第7条 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面議決)

第8条 教授会に出席できない構成員は、予め通知された事項について、書面による議決を行うことができる。この場合において、当該構成員は教授会に出席したものとみなす。

(意見の聴取)

第9条 議長が必要と認めたときは、教授会に構成員以外の者を出席させ、意見を聴取することができる。

(関係職員の出席)

第10条 議長は、必要に応じ、関係職員を教授会に出席させることができる。

(議事要録)

第11条 研究科長は、議事要録を作成し、構成員に通知するとともに、保管するものとする。

(事務)

第12条 教授会の事務は、文教地区事務部において処理する。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、教授会の運営の細部に関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

# 目 次

1	設置の趣旨及び必要性	1
2	本研究科の課程の構想	19
3	研究科，専攻等の名称及び学位の名称	20
4	教育課程の編成の考え方及び特色	22
5	教員組織の編成の考え方及び特色	43
6	教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	46
7	施設・設備等の整備計画	56
8	既設の学部との関係	59
9	入学者選抜の概要	60
10	取得可能な資格	63
11	管理運営の考え方	64
12	自己点検・評価	65
13	情報の公表	66
14	教員の資質の維持向上の方策	67

# 1 設置の趣旨及び必要性

## (1) 設置の趣旨及び必要性

### ア 社会的背景からみた必要性

#### ① 21世紀社会における文化の「説明要因」としての重要性

グローバリゼーションが進展し、身の回りの生活が、地理的に隔たった世界での出来事と時空的にますます密接に結び付いている。今日、私たちが直面し、解決が迫られている諸問題を列挙すれば、国家観、宗教、文化の相違による紛争やテロリズム、産業化や生活様式の変化に伴う環境、資源、食料、農業に関わるリスクの増大、不均衡な資源分配に伴う世代、性別、地域、民族の間の格差拡大等、枚挙に暇が無い。生活上の諸問題は、それが生活の物質的基盤に関わるものであれ、精神世界に関わるものであれ、ひとつの地域や国に閉ざされた形で自己完結的に構成されるのではない。言うまでもなく、それらの問題は、近隣はおろか地球の裏側に至る国々や地域等とも時空的に連動しながら生じている。

グローバリゼーションの潮流のなか、人・モノ・情報等は既成の領域的秩序を越境し、境界侵犯や混淆の深化をもたらしている。今日、直面しているグローバリゼーションにおける諸問題を文化という観点から捉え直すならば、文化的他者への理解や共感を必要とする状況は、私たちにとって、ますます不可避的に日常化しており、生活の基本的条件さえ構成しているといえる。そして、文化は今までのように、経済現象、政治現象、社会現象、心理現象等の「付帯現象」等ではなく、むしろそれらの「説明要因」としての重要性をますます高めつつある。

振り返ってみれば、19世紀から20世紀初頭まで、社会においては「貧困」と「不平等」が焦眉の問題であり、社会文化現象の分析や説明においては「労働」「階級」「配分」等、経済的要因が重視された。そして、その後の20世紀後半までは、米ソの資本主義体制と社会主義体制の二極構造の緊張のもとで、「イデオロギー」や「政治的スタンス」の対立等、政治的要因が重視された。しかし、20世紀末のベルリンの壁崩壊後は、イデオロギーや政治権力の統制・抑圧から諸民族、諸文化、諸宗教が一挙に解放され、グローバルに、様々な対立や紛争が噴出し、今まで隠されていた文化や宗教の個別性や独自性、あるいは非寛容性や排他性が露わになってきた。宗教や民族の対立や紛争は、生活様式や世界観等の相違とそこでの非寛容性が誘発するケースとして捉えられるし、環境、資源、食料、開発に関わるリスクの増大等は、コスモロジー（身体や自然に関する固有の意味世界）の浸食やそれに伴う均衡の失調、消失等として捉えることができる。

今日の集団や個人、経済や政治、精神や身体、ジェンダーや差別、紛争や連帯等を理解し説明しようとするとき、かつてないほどに文化的要因からの説明が必要とされる。換言すれば、私たちにとって最も身近な「感覚・官能的世界」に始まって、

「思考の枠をなす認知的・観念的・論理的世界」, 「表現の審美的形式を形づくる芸術・パフォーマンスの世界」, 「行為の目的や志向を回路づける道徳・倫理・規範の世界」, そして「超越的・理想的世界」に至るまで, 今日のあらゆる世界を納得する形で理解し説明しようとするとき, 文化は極めて有力な「説明要因」となっている。

文化への着目とその専門的な理解は, 21 世紀社会で生じている様々な問題への, 解決の鍵を握っている。

## ② 〈知〉を繋ぐことの重要性——不可欠な学問の「超域性」と「俯瞰性」

汎文化主義的に説明される社会が「多文化社会」を意味するのではない。むしろ「多文化社会」とは, 文化と諸現象（政治, 経済, 社会, 歴史, 科学・技術, 心理, 身体, 自然などの現象）とが, 相互に条件づけを行う創発の関係にあったり, 対立と相関または相互規定の関係にあって共変したりすることが, ますます露わになっている社会のことを表している。

また, 21 世紀社会の多文化社会的状況とは, 文化と諸現象が錯綜するなかで, 諸問題が超域的に形成される状況を表している。そしてこの多文化社会的状況は, 既存の学問的分業が諸問題に対して十分に応えられず苦戦している原因でもある。

例えば 3.11 以降の原発政策をめぐる問題が, 自然科学の領域だけでなく, 文化と諸現象が複雑に錯綜しながら構成されていることは明らかである。自然科学や人文社会科学の各領域で形成された理論や概念からの個別的な対応だけでは, 今日発生し得る出来事に対して, 専門的な発見・説明・予測・解決を図ることは難しい。それゆえ, 〈知〉を繋いでいく「超域性」と, そうした超域的な知に基づき, 物事を総合的に捉えていく「俯瞰性」が, 21 世紀社会の多文化社会的状況に対する人文社会科学系の学問のあり方として, ますます重要になっている。

このような「超域性」と「俯瞰性」が, 21 世紀社会の多文化社会的状況のいかなる場面で必要とされているのか, 次のとおり具体例を挙げる。

### (例 1) グローバル企業

- ・職種：商品・サービス企画／市場調査担当
- ・部門：専門商社／製造業／サービス業の商品・サービス企画／市場調査部門
- ・現場：国内外向け商品／製品／サービス企画及びマーケティング

経済と文化を繋ぎ, 現地社会を俯瞰的に見る必要性を, グローバル企業から見てみると, 企業に求められるのは, 商品やサービスの企画及びマーケティングを, 単にデザインや品質によるのではなく, むしろ歴史や宗教など当該地域社会の文化的コンテクストを踏まえて行うことである。すなわち, 商品やサービスを, 現地社会のローカルな文化的コンテクストから切り離して, 単なるデザインや品質

によって特徴づけるだけでなく、それらのコンテクストを含んだものとして企画すること、その上で商品やサービスの多様な展開を図ることが必要である。このようなコンテクストには、ハラール産業に代表される宗教的なコンテクストも含まれる。イスラーム教徒が世界人口の3割近くを占め、グローバル化とともに国境を越えた移動が高まる中で、その需要は今後ますます大きくなることが予想される。

#### (例2) 国際 NGO

- ・職種：海外事務所運営、プロジェクト運営
- ・部門：国際 NGO (フェアトレード／生産支援)、国際協力機関等現地スタッフ
- ・現場：伝統的手工芸や農産物などの生産現場

当該社会の交換原理や職業倫理と、その背後にある世界観や価値観を繋ぎ、そうした世界観や価値観が現地の人々の生産活動に及ぼしている作用を俯瞰的に捉える必要がある。すなわち、国際 NGO や国際協力機関におけるフェアトレードなどを通じた生産支援は、しばしば地域社会の互酬性構造などの不理解にもとづく消費者や流通ネットワーク側の論理の押し付けによって、生産者と支援者のあいだに摩擦を生じがちである。こうした問題は、現地の人々の世界観や価値観を背景とした当該社会の交換原理や職業倫理などを理解することによって、生産者に対する適切な支援と取引が促進されることを理解しなければならない。

#### (例3) 公務員

- ・職種：地方公務員
- ・部門：市民部「多文化共生・国際課」、市民局「多文化・男女共同参画課」市民環境部人権政策課「多文化共生係」、市民生活部協働推進課「多文化共生係」など
- ・現場：多文化共生推進計画、多文化共生社会推進事業、共創社会推進事業といった施策において、基本計画の策定とその実施を求められる現場

男女共同参画、外国系住民への対応、共生的公共空間・公共イベントの設計といった、従来、大学の学部及び大学院教育においては別の学科ないしコースで学んでいた事項を、「多様性」をキーワードに繋ぐことで、「グローバル時代」の都市作りを対症療法的にではなく、トータルに解決していく必要がある。すなわち、マイノリティ主体、専門家、政治家、ボランティアスタッフといったステイクホルダーを分断して捉えるのではなく、地域に生きる多様な文化的背景を持つ諸主体のかけがえのなさを尊重する視点から繋いでいき、多様性と個性の総体という

俯瞰的な視点から社会を創出していくことが求められる。

### ③ 21 世紀社会が求む学問のマインド——多様性の尊重, 文化的他者への理解・共感

上述のように, 21 世紀社会の多文化社会的状況においては, 文化の「説明要因」としての重要性や, 〈知〉を繋ぐことの重要性が指摘できる。換言すれば, ここにこそ, 人文社会科学系が本領を發揮すべきフィールドが存在するといえる。

後述するように, 本研究科では「多文化社会学」の深化とその修得を通じた人材育成を目指すことになる。当然, 多文化社会学は, 説明要因としての文化の重視や, 「超域的」で「俯瞰的」な視点を持たなければならない。また, 現在的な課題に取り組み, 固有の専門知を形成していくなかで, 学問としての一定のマインドも求められる。21 世紀社会の多文化社会的状況が求める道徳・倫理・規範について, 学問としてどのように応えていくかが重要である。

それゆえ, 多文化社会学については, 21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して, 多様性の尊重と, 文化的他者への理解や共感を基本的なマインドとすること, その上で, 多様な文化や社会, 理念や利害を洞察し, 異なる知や人を横断的に繋ぎ, 超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことが求められている。

## イ 設置の趣旨——多文化社会学の深化と修得から, 21 世紀多文化社会的状況が求める人材の育成を図る【資料 1】

### ①「多文化社会学部」の発展継承を踏まえつつ、「多文化社会学」のさらなる深化へ

新たに人文社会科学系の研究科を設置するにあたっては, 上述の「社会的背景からみた必要性」に鑑みても, 人文社会科学系が本来有している「批判力」, 「構想力」, 「実践力」といった問題解決力を十全に引き出すことが求められる。ここで掲げる「批判力」とは「現状に対する批判的反省力」のこと, 「構想力」とは「現状打破に向けた展望を提示する力」のこと, 「実践力」とは「領域横断的に知と人を繋ぎ, 文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し, 計画を実行する力」のことである。

こうした人文社会科学系の本来的な問題解決力は, 一朝一夕にして養成されるものではない。したがって, 既設の多文化社会学部における多文化社会学の「基礎的創造」と, 大学院における超域的かつ俯瞰的な専門知としての「多文化社会学のさらなる深化」を接続することで, 人文社会科学系が本来有している「批判力」, 「構想力」, 「実践力」といった問題解決力を養成し, 21 世紀社会の要請に応えたい。

なお, 多文化社会学とは, 21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して, 多様性の尊重と, 文化的他者への理解や共感を基本的なマインドとし, その上で, 多様な文化や社会, 理念や利害を洞察し, 異なる知や人を横断的に繋ぎ, 超

的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むための知の体系を持った〈学〉である。

まず、既設の多文化社会学部では、社会的・文化的・言語的多様性の視点から、既存の人文社会科学系の学問分野を横断的に再編し、新たな学びの領域としての「多文化社会学」の創出が目指される。具体的には、三つの基礎的学問分野を通じて、多文化社会学の基礎が創出される。すなわち、①政治学、法学、経済学、経営学を基盤的分野とし、グローバル化時代における政治経済システムの特質を明らかにしていく分野、②社会学、人類学、歴史学を基盤的分野とし、グローバル化時代における社会動態・社会変容の実相をフィールド調査に基づき明らかにしていく分野、③文化学、思想学、言語学を基盤的分野とし、グローバル化時代における人間と文化のあり方を、自己と他者の相互関係、自己認識と他者理解の相関関係を軸に明らかにしていく分野である。

こうした多文化社会学の基礎の創出とその修得を通じて、多文化社会学部では、以下のような人材の育成を図っている。すなわち、①高度な英語力とコミュニケーション能力、②文化的多様性の意義に対する理解力、③共生的な関係を築き問題解決に向けて行動するためのリーダーシップやパートナーシップなどを身に付け、多文化の共生と協働が求められる 21 世紀社会において国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成である。

一方、新たな多文化社会学研究科では、既設学部での取り組みを継承しつつ、多文化社会学の更なる深化（超域的かつ俯瞰的な体系知をもつ〈学〉として成熟化）とその徹底した修得を通じて、人文社会科学系が本来有している「批判力」（現状に対する批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）など、学問的体系に基づいた問題解決力を十全に引き出していくことを試みる。

すなわち、多文化社会学の更なる深化を図るために、カリキュラム上の「学問のエレメンツ」において、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな方法論としての多文化社会学の深化を図る。学問の土台的基礎を徹底して鍛えることで得られる、基礎的であるがゆえの汎用性は、多文化社会学の深化を推し進める上で重要な動力源である。こうした多文化社会学の修得を通じて、「学問のエレメンツ」では、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を養成する。

その上で、カリキュラム上の「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策・応用、地域、言語等を五つの科目群のなかで研究し、多文化社会学の学問的な専門



性を「再帰的」に、より徹底して深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を徹底的に養成する。

このように、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」は再帰的な構造にあり、両者の間の学問上の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、多文化社会学の深化が綿々と図られるとともに、そうした多文化社会学を修得することを通じて、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決で不可欠な、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」、「実践力」といった問題解決力を養成する。

なお、後の「教育課程の編成の考え方及び特色」でも述べるように、本研究科では、様々なバックグラウンドを有する学生の入学を想定していることから、専攻としての一定の教育水準の担保に努める。特に、本研究科の学修の共通基盤となる「学問のエレメンツ」の授業は、講義・演習一体型のチュートリアル方式で行い、かつ、必要に応じて補講・補習を実施する。また、学生の必要に応じて、多文化社会学部が開講する専門科目について聴講を可能とする。さらに、「学問のプラクティス」における必修科目として「多文化社会学セミナー」を設け、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」での修得内容の総括と連携の深化を通じて、修士論文の質的保証を徹底的に図る。加えて、指導教員と学生が相談の上で、修士論文執筆の使用言語は日本語の他に英語、中国語でも可能とする。

したがって、既設の多文化社会学部との連続性だけでなく、人文社会科学系の学部卒業生、外国語学部・国際系学部卒業生、東アジア・東南アジアの留学生、環海日本長崎学・アジア研究に関心のある社会人、核軍縮・不拡散分野にて専門的職業人を目指す理系学部・大学院卒業生や一般社会人などが、多文化社会学を大学院から学び始める場合も、必要不可欠な学修サポートを積極的に行うため、多文化社会学の体系的な修得は十分に可能である。

## **②〈学〉としての多文化社会学の深化を通じて、人文社会科学系大学院のひとつのモデルを探求する【資料2】**

人文社会科学系の学問的分業が制度化され固定化されてしまうと、今日の21世紀社会が抱える課題を専門的に解決していくことは、ますます難しくなる。本来的に分業型に適している学問領域（先験科学：数学が代表例）については、固有の一貫性のなかで更なる深化が必要であるが、その一方で、本来的に学際型に適した学問領域（経験科学）については、それぞれの専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置づけ直し、理論と概念の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組みを構築する必要がある。すなわち、人文社会科学系の学問は、絶えずそ

の土台的基礎に立ち返って見直しを行い再構築することで初めて、基礎的であるがゆえの汎用性を持った、学際的な知見が引出せる。こうした学問の基礎の徹底から抽出される超域的かつ俯瞰的な知識や知見こそが、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の解決にあたって、人文社会科学系に求められる不可欠な要素である。

他方、学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に基づいて物事の本質や他者の複雑性を見極めることは時間もコストも要する。今日のスピード感溢れる社会変動のなかで、学問の土台に根付いた基礎研究にどっしりと構えて取り組むことは、自然科学のみならず人文社会科学においても困難なことが多い。しかしながら、人文社会科学系が地球的規模で構成される諸問題への専門的解決能力を発揮するためには、政策や応用を中心とした学際的科目群においても、政策研究の相互の連携とともに、政策研究と学問の土台的基礎との連携に対しても、学問の土台的基礎からの確実で安定した裏打ちが必要である。

## **(2) 多文化社会学研究科の構想・特徴**

### **① 本学に新しい大学院を設置する意義**

本学は、「長崎に根づく伝統的文化を継承しつつ、豊かな心を育み、地球の平和を支える科学を創造することによって、社会の調和的発展に貢献する」という理念を掲げ、これを実現するために「現場に強い、危機に強い、行動力のある」人材を育成し、21世紀の知的基盤社会をリードすることを目指している。そのための重要教育目標の一つは、グローバル化時代の国際的な現場でリーダーシップを発揮することのできる人材を育成することである。

また、本学は、長い伝統を持つ医学部及び国際的に活躍する熱帯医学研究所を有するとともに、教育学部、経済学部、歯学部、薬学部、工学部、環境科学部、水産学部を有し、平成26年度からは真のグローバル人材育成に特化した多文化社会学部を創設した。国際的活動とともに地域に根ざした活動にも力を入れ、行政とも連携を保持しつつ教育・研究を促進している。学長のリーダーシップの下、「地方総合大学として今育成すべきは、地域の観点から世界を鳥瞰し、グローバルな視点から地域を考え、地域の課題を通して地球的規模の課題と向き合うことのできるグローカリティ(glocality)を体現する人材である」とのミッションを掲げている。

これまでの実績と本学のミッションを踏まえ、また、学問分業の固定化などによって人文社会科学系の本来有する力が十分に活かしきれていない教育状況を踏まえた上で、人文社会科学系の超域的かつ俯瞰的な専門知である多文化社会学を修得し、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる知のスペシャリストを養成する研究科を新たに設置したい。このことは、本学の使命であると認識している。

## ② 本研究科の全体構想

本研究科の全体構想は以下の通りである。(1)長崎大学第三期中期目標・中期計画に掲げているように、「世界に貢献する新たな強み領域を創生し、総合大学として日本をリードする研究力を格段に向上させる」ことを念頭に置き、(2)学内の多文化社会学部のリソースを核として人文社会科学系の英知をネットワーキングすることで、大学院修士課程（多文化社会学研究科）を設立し、(3)グローバルとローカルの有機的連関のなかで、長崎が文化的歴史的にインター・ローカル・リレーションシップの重要な結節点を占めることへの自覚に基づきながら、相即不離の関係にある「世界と地域」の一体的な創生に向けてさらなる歩みを進めつつ、(4)地球的規模で構成される21世紀社会の様々な問題の専門的解決に向けた世界的教育研究拠点となることである。

## ③ 本研究科の基本理念

本研究科では、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の学問上における「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、多文化社会学を〈学〉として深化させるとともに、その修得を図る。多文化社会学の修得を通じて、文化的他者への理解や共感をベースに、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、異なる知や人を横断的に繋ぎ、超域のかつ俯瞰的な見地から、21世紀の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成する。

こうした本研究科の基本理念は、その名称に反映されている。すなわち、専攻名として「多文化社会学専攻」に、学位名称として「修士（学術）」にその基本理念を反映させている。

## ④ 本研究科の特徴（1）——カリキュラムの両軸構造【資料3】

本研究科の特徴は、その基本理念を反映した、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」のカリキュラムの両軸構造にある。双方の科目群における学問上の交流を通じて、多文化社会学の修得を徹底して行う。

すなわち、「学問のエレメンツ」において、人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな方法論としての多文化社会学の深化を図る。学問の土台的基礎を徹底して鍛えることで得られる、基礎的であるがゆえの汎用性は、多文化社会学の深化を推し進める上で重要な動力源である。こうした多文化社会学の修得を通じて、「学問のエレメンツ」では、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を養成する。

また、「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域のかつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策・応用、地域、言語等を五

つの科目群のなかで研究し、多文化社会学の学問的な専門性をさらに深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を徹底的に養成する。

このように、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」は再帰的な構造にあり、両者の間の学問上の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、多文化社会学の深化が綿々と図られるとともに、そうした多文化社会学を修得することを通じて、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決で不可欠な、人文社会科学系が本来有している「批判力」、「構想力」、「実践力」といった問題解決力を養成する。

### ⑤ 本研究科の特徴(2) ——大学院の専門性を担保する「学問のエレメンツ」

本研究科の特徴はカリキュラムの両軸構造にあるが、特に「学問のエレメンツ」を「基盤必修科目群」に据えて、全学生に12単位の共修を課していることは、他の研究科には見られない、もうひとつの大きな特徴である。

### (3) 学内改革（機能強化）との関係性

本研究科の設置は、以下のような形で学内の機能強化に貢献する。

- ① 本研究科の学位プログラム構築では、多文化社会学部、教育学部、核兵器廃絶研究センター、言語教育研究センター等、これら本学の人文社会科学系学部・センターの再編を通じて、その総力の結集と効率的な活用を図る。
- ② 多文化社会学部設立以前において本学に欠けていた教育研究領域（文学、法学、社会学）の更なる高度化と有機的連携の深化を図る。
- ③ グローバルネットワークの結節点としての長崎において、既存の国際機関や国内外研究機関とのネットワークの再編を通じて、知の拠点として社会貢献・地域貢献を推進するとともに、異分野間のコンタクトとインタラクションの深化を通じて新分野創生に資する知の拠点機能の強化や研究環境の向上を図る。

### (4) 多文化社会学研究科が育成する人材

#### ア 本学共通の人材育成

本学では、中期目標（大学の基本的目標）に、「グローバル化する社会の要請に応えるべく、国際水準の教育、キャンパスの国際化、日本人学生の留学の飛躍的拡大の実現に向けた戦略的かつ包括的な教育改革を推進し、地域の課題を掘り下げる能力と、多文化が共生する国際社会の現場で活躍する力を兼ね備えた長崎大学ブランド人材を育成する」という目標を掲げている。

また、以下は、平成22年度に明確化した長崎大学ブランドのグローバル人材「長崎大学共有学士像」である。修士課程の人材育成は、この学士像を発展させるもの

である。

- 1) 研究者や専門職業人としての基盤的知識を有する。
- 2) 自ら学び、考え、主張し、行動変革する素養を有する。
- 3) 環境や多様性の意義が認識できる。
- 4) 地球と地域社会及び将来世代に貢献する志を有する。

## イ 本研究科のディプロマポリシー

### ① 本研究科共通の人材育成像——ディプロマポリシー

本研究科のディプロマポリシーは、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題（①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることへの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題等）に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成することである。

本研究科のカリキュラムに定められた単位を取得し、多文化社会学の体系的な知識や能力を身に付けたことが認められた学生に対して、修士（学術）の学位を授与する。

### ② 「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」で養成する力

「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の二本柱により構成される教育プログラムを通じて、本研究科の目指す人材育成を図っていく。

「学問のエレメンツ」では、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の実態を理解したり、ディシプリンにおける最新の研究成果を讀解したりすることを通じて、各方法論の概念と理論を人文社会科学に通底する学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置づけ直し、それら概念と理論の射程と限界を批判的に検討、再構築を図る。この作業を通じて、専門知の超域的活用の受け皿としての多文化社会学を深化させるとともに、学生の多文化社会学の修得を徹底して図る。このようにして「学問のエレメンツ」では、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を養成し、「学問のプラクティス」と学問の上で「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）していくための基礎を築いていく。

「学問のプラクティス」では、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」の五つの科目群のなかで社会、文化、政策・応用、地域、言語等に対する専門研究を行い、多文化社会学の専門性をさらに深化させる。

こうした多文化社会学の修得を通じて、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解するとともに、政策課題とその費用対効果、政策の適切な方法等を模索、計画、実行し、最善の解決策が提示できるような能力、すなわち「批判力」（現状への批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）といった問題解決力を養成する。

### ③ 各科目群で身に付けることができる力

本研究科が提供する五つの科目群（「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）で身に付けることができる知識や能力を通じて、本研究科が目指す人材育成を図っていく。

#### 1) グローバル・スタディーズ科目群

グローバル世界について、文化的他者との共生を軸に据えて、そこに生きる人間や生成する社会・文化に対する理解と共感を深め、現在の課題に取り組むとともに、将来への展望を見出す力を身に付けることが求められる。同時に、単に普遍的な価値や規範を標榜するだけでなく、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の双方のバランス感覚のなかで、シンボリズム・パフォーマンス・コスモロジーといった人間の生き方を支える実質的な意味の多元性に着眼し、人類の文化や歴史、宗教や民族にみる違い等の文化的多様性を尊重しつつ、広く世界の人々と交わり貢献できる知識や能力が求められる。

本科目群では、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決でき、かつ、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立等に見る存在や意味の多様性に対する否定や反動に対して、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付けることができる。

#### 2) 政策科学科目群

伝統的な支配者、為政者、政策担当者という既存の国際関係学ともいえるべき「上からの視点」に加えて、地球上で生活する人々の地球政治ともいえるべき「下

からの視点」を調和した新しい専門知としての「世界政策論」を担う知識や能力を身に付けることが求められる。

本科目群では、政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示でき、特に不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付けることができる。

### 3) 環海日本長崎学・アジア研究科目群

人文科学と社会科学の連携に基づく諸観点から、異文化との接触・摩擦と融合・展開の輪廻的運動について、その地域に生き、場を担う人々の具体的な姿に分け入って学ぶことができる知識や能力を身に付けることが求められる。

本科目群では、「グローバル世界」を「インター・ローカル・リレーションシップ」や「インター・コスモロジー」等として解読し、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づきつつ、超域的に知と人を繋ぐなかで、相即不離に「世界と地域」を創生していくことができ、かつ、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題について専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付けることができる。

### 4) 言語多様性科目群

言語の多様性を言語の普遍性と個別言語の特性という観点から把握するとともに、日本語・英語・中国語という特定言語の多様性についての理解力、例えば、英語の多様性を、各変種の文法的特性、音声的特性、コミュニケーションパターンと文配列、言語に見られる文化社会的規則、談話レベルの特性から捉えることができること、また、言語的特性と非言語的特性について理解できることが求められる。

本科目群では、このような言語学の諸分野における知見を有し、特に、言語の普遍性と個別性への理解力や、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現を精選する力、あるいは英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力を身に付けることができる。

### 5) 核軍縮・不拡散科目群

国際機関・シンクタンク・国際 NGO 等といった組織では、核軍縮・不拡散分野において人文社会科学系と自然科学系及び研究と実務の両側面を兼ね備えた、文理融合型の専門的な知識や能力を身に付けることが求められる。

本科目群では、21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題のなかでも、特に軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道面、安全保障、経済等の問題について、専門的解決を図っていくための知識や能力を身に付けることができる。

## (5) 本研究科の特色ある取組

### ① 特色ある入試による優秀な人材の確保

本研究科では国際的に通用する人文社会科学系の力を有する学生を育成することを目指す。そのため、入試においては、人文社会科学系の基本的な思考力や調査能力があること、及び語学力があることを問う。授業は英語を用いることもあることから、入試は筆記試験（語学及び専門科目）、論文ないし研究計画書の審査、英語及び日本語による口述試験を実施する。

#### 1) 一般入試

筆記試験（外国語（英語）及び専門科目）、論文ないし研究計画書の審査、英語及び日本語による口述試験を実施する。筆記試験（外国語（英語））は、TOEFL-iBT 及び IELTS も活用する。

#### 2) 外国人留学生入試（一般入試と同時に実施）

筆記試験（日本語及び専門科目）、論文ないし研究計画書の審査、英語及び日本語による面接を実施する。

### ② クォーター制の導入

本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の2学期）ではなく、クォーター制（8週ずつの4学期で構成）とする。これによって、カリキュラム編成が柔軟なものとなり、海外経験選択科目の実施が可能となる。

### ③ 科目群横断型セミナーの共修

科目群ごとに分かれている学生が、共修で履修する領域横断型の「多文化社会学セミナー」（必修）を設ける。

このセミナーを共修することで、一つの学問領域では解決不可能な21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の機制を、「学問のエレメンツ」レベルにおける複数の領域の連携によって解明し、さらに「学問のプラクティス」レベルにおいて問題解決の道筋を実践的に見出していく力を養成する。そのため領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制（本研究科の全ての専任教員から研究指導を受ける機会を制度化）とし、PDCAに基づく明確な里程標を設定する。すなわち、(1)PLAN（インプット評価）：教員FD研修（年数回）、学生の実態把握に基づく授業準備、シラバス作



成、教材準備（教科書・参考書の手配）、指導計画の策定、(2)DO（プロセス評価）：オリエンテーション・ガイダンス、オフィスアワー等での個別指導、キャリア指導、(3)CHECK（プロセス・アウトプット・アウトカム評価）：学生による授業アンケート評価、各種海外インターンシップ・海外フィールドワーク・海外留学・教育実習等の報告会による評価、修士論文中間構想発表会による評価、修士論文口頭試問による評価、就職・進学状況による評価、(4)ACTION（Check項目に基づくPDCの内容の改善）：教員自己点検評価に基づく改善、授業アンケート結果に基づく改善、FDに基づく検討と改善、科目群による検討と改善、各種委員会、教授会による改善、教育進行状況に基づく改善等である。

このような試みを通じて、「多文化社会学セミナー」では、学生の修士論文執筆に向けた研究の質保証を徹底して図る。

#### ④ 「海外経験選択科目」を通じた海外経験の推奨

「海外経験選択科目」は全学生に一度は海外での学びを体験させることで、グローバルな視野を獲得させるものである。その特徴は、一律にフィールドワークなりインターンシップなりを課すのではなく、それぞれの研究テーマや将来の進路に合わせて、留学、フィールドワーク、インターンシップ等を選択できるようにすることで学びの多様性を実現する。

例えば、「海外経験選択科目」の一つである「海外フィールドワーク」では、21世紀社会の多文化社会的状況における問題が多様な形で想定される海外の拠点校と連携して、文化的言語的他者とのコンタクトやインタラクションを通して、卓越した語学力や情報収集分析力、多様性や環境への深い認識と文化や他者への深い共感を学ぶことが目的である。

このフィールドワークは二つの特色をもっている。一つは双方向性である。フィールドワークにおいて、海外の協力者や協力学生との関係を手段の一つと考えて一方的に実施するのではなく、むしろ、特定の課題について日本と海外の学生双方が問題意識と分析手法の理解を共有し、ともに考え、ともに行動する。そして、双方が共同で結果を分析し報告する。一連の成果は、双方の学术界に均しく還元される。

もう一つの特色は、実践的な取り組みの重視である。これまで一般的であった学術目的のフィールドワークと併せて、社会実践を課題として実施する。日本と海外の学生が問題意識を共有し、双方の学生がともに特定の社会実践に共同して取り組み、そのプロセス及び当該実践が現地社会に与えた影響を参与観察する。その上で、観察結果を共同で分析し、成果を共同で報告する。その成果は、双方の社会に均しく還元される。

## ⑤ 授業の使用言語の多様化

教員の大部分は少なくとも二カ国語での講義・演習指導が可能である。このことと学生定員が10人と少人数であることの利点を生かし、日本語で行う授業と英語で行う授業の他に、特に演習科目や論文指導においては、日本語や英語、中国語での実施を実現する。

## ⑥ 3カ国語で執筆可能な修士論文

### 1) 修士論文で執筆可能な言語について

本研究科では、研究の分野やテーマによって、日本語・英語・中国語いずれかの言語による修士論文の執筆ができるようにしている。これによって、海外での就職や大学院進学等、本研究科修了生の多様なキャリアパスを支援する。

### 2) 「科目群」で指導可能な言語について

修士論文の研究指導の方法はゼミ形式による指導としている。出願時に受験生から論文執筆の言語の確認を行い、同時に、分野・テーマに応じて執筆可能な言語を提示して、主任指導教員予定者と学生が相談に基づいて修士論文作成の言語を選択することになる。

本研究科専任教員として、日本語以外を用いてゼミや修士論文作成の指導及び学位審査が可能なのは、英語13名、中国語7名である。また、科目群別に見た場合は、以下のとおりである。

「グローバル・スタディーズ科目群」(英語3名、中国語1名)

「政策科学科目群」(英語4名、中国語2名)

「環海日本長崎学・アジア研究科目群」(英語1名、中国語3名)

「言語多様性科目群」(英語3名、中国語1名)

「核軍縮・不拡散科目群」(英語2名)

英語あるいは中国語で研究指導可能な専任教員が1名のみの科目群もあるが、副指導教員2名は、主任指導教員が担当する科目群以外の科目群から選ぶことを推奨している。その理由は、領域横断的に学び、新しい〈学〉としての多文化社会学を創造していく上では、他の科目群に属する副指導教員の指導もまた、学生の挑戦的な研究に対して大きな効果を有すると想定しているからである。

このような科目群の教員配置に加え、研究科の学生定員が10名であることを勘案して、それぞれの科目群で論文指導及び学位審査が可能な言語は以下のとおりである。

「グローバル・スタディーズ科目群」(日本語・英語・中国語)

「政策科学科目群」(日本語・英語・中国語)

「環海日本長崎学・アジア研究科目群」(日本語・英語・中国語)

「言語多様性科目群」(日本語・英語・中国語)

「核軍縮・不拡散科目群」(日本語・英語)

### 3) 学位審査及び論文の質の保証について

教授会では、指導教員(主、副)の意見を参考に、主査1名、副査2名以上の計3名以上の学位審査委員を選出する。主査は、論文作成言語を用いて口頭試問、最終試験を実施できる能力をもつ者が任に当たり、副査のうち1名は、論文作成言語を用いて口頭試問、最終試験を実施できる能力をもつ者が任に当たる。この2名については、本研究科専攻の専任教員から選出する。その他の副査1名については、本研究科以外から選ぶこともでき、研究領域に関連する有識者が任に当たる。

学生は、修士論文の内容を公開報告会において発表し、質疑応答を行う。主査、副査は個別に学生と面談し、修士論文の内容及び修士学位を授与する資格を審査し、学位審査委員会に審査結果を報告する。学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行い、学位論文の可否を決定するとともに、最終試験の結果を教授会に報告し、教授会は課程修了の可否を審議する。

なお、日本語以外で修士論文を作成した学生に対しては、日本語版抄本及び日本語版要約の提出を義務付けることにし、公開報告会、学位審査委員会、教授会の便宜に供することとする。

### ⑦ 核軍縮・不拡散分野での文理融合

本研究科では、核軍縮・不拡散科目群を設けることで自然科学系出身の学生を受入れ、文理融合のカリキュラムを通じて、国際機関やシンクタンク等で幅広く活躍できる人材を育成する。本科目群により多様な文化や社会的文脈に通じ、かつ健全な科学・技術リテラシーに基づいて実践する、「文理融合型」の専門家を育成する。

### ⑧ 「東洋文庫選択科目」「歴史民俗博物館選択科目」を通じた学外研究機関との連携による授業の提供——人文科学と社会科学の新たな連携のモデルを探求

東洋文庫と国立歴史民俗博物館の連携により、資料研究(歴史資料研究、展示研究、分析・情報科学)、社会史研究(社会論、技術史・環境史、地域文化論)、超域アジア研究、アジア諸地域研究(東アジア、内陸アジア、南アジア、東南アジア、西アジア)、イスラーム世界等の研究領域において、世界トップレベルの講師が、本学担当教員と協力して授業を担当する。また、東洋文庫や国立歴史民俗博物館が有する資料や研究施設も、サマースクールや集中講義、ITによる遠隔授業等を活用するなかで、世界水準の教育を担保する。さらに、本学の有する海外連携大学・研究機関や、国立歴史民俗博物館、東洋文庫の有する海外連携ネットワーク等を活かして、海外から特別講師

を招聘し、本学担当教員とともに世界水準の教育を実施する。

これにより教員のレベルやカリキュラム内容の向上が期待できるだけでなく、多文化社会学における人文科学系と社会科学系の新たな連携のモデルを探求することができる。東洋文庫との連携を例に挙げれば、①環海アジア日本学研究、長崎・平戸の歴史文化研究を、東洋文庫の研究資料により促進、②オリエンタルスタディーズの世界的リーダーを育成するため、本学・東洋文庫のアドバイザー・グループによる集団研究指導を実施、③資料研究と現地調査の徹底化、④資料研究と現地調査の複数教員による学際的研究指導、⑤東洋文庫研究員による研究指導（学位論文審査、サマースクール、集中講義、学術交流協定に基づく留学指導等）、⑥東京キャンパスの提供等が実現できる。

### ⑨ 少人数教育による教育効果

研究科の入学定員が10名であることから、全員が均等に分かれたとしても、1科目群2名程度であることを想定している。この少人数教育のメリットを生かすなかで、本研究科の掲げるカリキュラムポリシーやディプロマポリシーの実現を図っていく。

本研究科では、様々なバックグラウンドを有する学生の入学を想定しており、専攻として一定の教育水準を担保していく工夫が必要である。なかでも、「学問のエレメンツ」を反覆して学び、本研究科で不可欠な知の基盤を修得すること、また、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の連携を通じて多文化社会学という新しい〈学〉を構築しつつ、修士論文としての質的保証を図っていくことを、あらゆる学生に対する肌理細かな指導を通じて実現されなければならない。

そのために、「学問のエレメンツ」の講義や演習では、学生の理解度や研究進捗度に肌理細かく対応できるよう、少人数教育の下で、マンツーマンのかつインテンシブな教授法やディスカッションなどを積極的に用いていく。また、「学問のプラクティス」の講義と演習では、それら授業内容を対応させることで知識と技能の修得をより確かなものとし、かつ、ディスカッションやプレゼンテーションなどの授業方法は、教員と少人数学生のあいだでの学術的討論を徹底的に深めていくことを主目的とする。

### ⑩ 修学状況に応じた肌理細かな教育【資料4】

本研究科では、様々なバックグラウンドを有する学生の入学を想定している。それゆえ、他大学卒業生、社会人学生、留学生が、本研究科で求められる学問的基礎を十分に修得できるよう、原則としてカリキュラム上の正規の授業の中で、学生の理解度や問題関心、研究進捗状況などに合わせて、肌理の細かな指導を実施する。

#### 1) 少人数教育での対応

上記⑨に詳細は記載しているが、本研究科の入学定員は10名、1科目群では2

名程度であり、講義や演習では、少数かつマンツーマン的で肌理の細かな教授法やディスカッションを積極的に採用していく。

## 2) 「学問のエレメンツ」(1年次) をチュートリアルで実施

全ての学生は「基盤必修科目群」として「学問のエレメンツ I～VI」の6科目を受講するが、毎回の授業は講義と演習の併用(チュートリアル)で実施する。すなわち、講義後に演習を実施し、講義内容に即した議論や文献講読、史料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニングを行い、講義内容の理解を徹底的にサポートする。

なお、多文化社会学部が開講する専門教育科目を利用した補習授業(リメディアル教育)の受講も可能である。さらに、必要に応じて、多文化社会学部のCF(コーチングフェロー)から、チュートリングを受けることもできる。

## 3) 「多文化社会学セミナー」(2年次) での学問的基礎の再サポート

1年次で学んだ学問的基礎を、2年次で中心的に学ぶ専門領域と連携・深化・展開させていくために、「多文化社会学セミナー」では、総合指導体制の下、指導教員(主・副)はもちろん、指導教員以外の教員からも研究指導を受けることができる。ゼミや科目群を横断するセミナーを通じて、各学生は自らの研究課題に応じた形で、学問的基礎をより確かなものとする事が可能である。

## ⑪ 学長主導の研究科ガバナンスによる運営

本研究科においては、学長が研究科長を選考し、任命するとともに、学長主導の研究科運営会議が運営に当たる。また、研究科運営会議の下で研究科長のイニシアチブを十分発揮できるガバナンスを実現する。なお、一部の教員については、年俸制を導入する。

## 2 本研究科の課程の構想

本研究科は博士課程の設置を目指した構想である。

本研究科の修士（学術）での修了者は、多文化社会学を身に付け、異なる知と人を繋ぎつつ、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的な発見・説明・予測・解決を担う人材として、国際社会等で活躍することが期待される他、将来の研究者を目指して博士課程へ進学することが期待される。

博士課程の進学先の一つには、平成32年度の開講を目指している本学大学院オリエンタルスタディーズ専攻（博士後期課程）を想定している。本研究科の教員の8割はオリエンタルスタディーズ専攻の教員となる予定であるため、博士課程においても継続して教育・研究の体制を維持することが可能である。

### 3 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

#### (1) 研究科・専攻の名称及び理由

本研究科、専攻の名称並びにそれぞれの英語名称は、次のとおりとする。

研究科名：多文化社会学研究科

Graduate School of Global Humanities and Social Sciences

専攻名：多文化社会学専攻

Department of Global Humanities and Social Sciences

本研究科の名称を「多文化社会学研究科：Graduate School of Global Humanities and Social Sciences」とし、また、専攻の名称を「多文化社会学専攻：Department of Global Humanities and Social Sciences」とする理由は、本研究科の教育課程や教員組織の特徴、また教育方法や履修指導の特徴等を通じて、新しい〈学〉としての多文化社会学の構築とその徹底的な修得を通じて、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題——①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることへの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題など——の発見・説明・予測・解決を担う人材の育成を目指すからである。

これは、国際的に活躍できる人文社会科学系グローバル人材の育成を目的として、平成26年度に設置された多文化社会学部の学年進行と連動している。そのため、英語名称については、多文化社会学部において名称の国際的通用性の観点から、ベースとなる分野を明示することが適切であるという判断により、**Global Humanities and Social Sciences** としていることから、多文化社会学部の課題を発展的に継承し、その学術的な専門性と社会的な実践性を、多文化社会学の修得を通じていっそう高めるための構想である本研究科についても同様の英語名称とする。

#### (2) 学位の名称及び理由

本研究科において授与する学位名及び英語学位名は、次のとおりとする。

修士（学術）                      Master of Arts

本研究科での学位名及び英語学位名は「修士（学術）：Master of Arts」とする。その理由は、以下のものである。21世紀の多文化社会における諸問題は、文化と諸現象（政治、経済、社会、歴史、科学・技術、心理、身体、自然など）との錯綜を通じて

超域的に形成されており、既成の学問的分業では諸問題に十分に答えられず、数多の困難を抱えている。人文社会科学系の学問は、絶えずその土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に立ち返って見直しを行い再構築することで初めて、基礎的であるがゆえの汎用性ある学際的な知見が引出せる。そして、今日、人文社会科学系が本来的に発揮すべき役割とは、こうした超域的かつ俯瞰的な知識や知見の提供をもって、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の解決にあたることである。本研究科では、多文化社会学の構築とその修得を通じて、この人文社会科学系の責務に応えようとする。学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に対する徹底的な反省と再構築を通じて構築される、新たな学際的方法論としての多文化社会学を修得した者に対しては、「学術」の学位名称を授与するのが適切と考える。

### **(3) 学位の授与のプロセス**

本研究科は、多様なバックグラウンドの学生を受け入れ、共通の専門基礎知識（学問のエレメンツ）を養成し、その上で、各科目群それぞれの専門性を担保した教育（学問のプラクティス）を行い、研究指導を通じて修士論文を作成、提出させ、評価するプロセスを経て、学位を授与する。

学位授与のプロセスは、定められた修業年限（2年）を在学し、授業科目の中から30単位以上を修得、かつ必要な研究指導（4単位）を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格することとなっている。これらの修了要件を満たした学生には、設定された修士（学術）を授与する。



## 4 教育課程の編成の考え方及び特色

### (1) 教育課程編成の基本的な考え方（本研究科のカリキュラムポリシー）

本研究科の教育課程は、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の両軸から構成され、双方の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて多文化社会学を身に付けた人材を育成する。

「学問のエレメンツ」は本研究科の学問的な要諦を占める「基盤必修科目群」として位置づけられており、本研究科の全ての学生が、「学問のエレメンツⅠ～Ⅵ」の6科目（各2単位、計12単位必修）を1年次第1～2クォーターにおいて受講する。毎回の授業は講義と演習の併用（チュートリアル）で行う。講義後に演習を実施し、講義内容に即した議論や文献講読、史料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニングを行い、講義内容の理解を深めるとともに、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を徹底して養成し、「学問のプラクティス」と「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）していくための基礎を築いていく。

「学問のプラクティス」では、主に1年次第2クォーターから2年次第2クォーターにかけて18単位の修得を課す。研究の専門性を深めるために、学生は、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」の五つの科目群から指導教員が授業を担当する科目群を主選択し、主選択した科目群において講義6単位、演習3単位を履修する。さらに、2年次に年間を通じて「多文化社会学セミナー」（必修2単位）を履修し、総合研究指導体制の下で、修士論文執筆に向けて質的保証を図る。残りの7単位については、主選択の科目群の中からはもちろんのこと、主選択以外の科目群や、後述する選択科目の中からも修得できる。

各科目群では、社会、文化、政策・応用、地域、言語等に対する専門的な知識と技法を学び、①文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力、②政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力、③グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づき、相即不離に「世界と地域」を創生していく力、④言語学の諸分野における知見をもとに、言語の普遍性と個別性に対する深い理解を持ち、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現の精選と英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力、⑤核軍縮・不拡散分野において人文社会科学系と理工系及び研究と実務の両側面を兼ね備えた力等を身に付けることができる。【資料5】

「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の学問上の「連携・統合・展開」（理

論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携)をさらに深めるために設けられた選択科目として、「歴史民俗博物館選択科目」(2単位)、「東洋文庫選択科目」(4単位)、「海外経験選択科目」(6単位)がある。東洋文庫や歴史民俗博物館との学外連携に基づいて授業を行うため、遠隔講義や講義のビデオ受講が可能な教育体制を整備する。

そして、この教育課程の集大成として、主選択した「科目群」の科目担当教員のなかから主任指導教員1名を選び、また、主選択の「科目群」の内外から、研究テーマに応じて副指導教員を2名まで選び、「研究指導」を受ける。

なお、外国人留学生や希望する日本人学生のために、一部授業では英語による教育を提供し、演習や研究指導では主任指導教員の判断により、日本語・英語・中国語いずれかの言語での指導を行う。

## (2) 教育課程及び科目区分の編成【資料6】

### ア 学問のエレメンツ

本研究科の全ての学生は、主に1年次第1～2クォーターにおいて、「学問のエレメンツ」を構成する「基盤必修科目群」として「学問のエレメンツⅠ～Ⅵ」の6科目(各2単位、計12単位必修)を受講する。毎回の授業は講義と演習の併用(チュートリアル)で行う。すなわち、講義後に演習を実施し、講義内容に即した議論や文献講読、史料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニングを行い、講義内容の理解を深めるとともに、本研究科で学ぶための専門性を徹底して養成する。

「学問のエレメンツ」では、人文科学、社会科学に通底する土台的基礎としての存在論・認識論・方法論を学び、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の実態や、ディシプリンにおける最新の研究成果を読解していくことを通じて、各方法論の概念と理論を、改めてその土台的基礎に位置づけ、概念と理論の射程と限界を批判的に検討、再構築を図る。さらには、専門知の超域的活用の受け皿となる学問的枠組みとして、多文化社会学のさらなる深化を図る。このようにして、「学問のエレメンツ」では、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を徹底して養成し、「学問のプラクティス」と「連携・統合・展開」(理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携)していくための基礎を築いていく。

#### ・「学問のエレメンツⅠ」「学問のエレメンツⅡ」(講義・演習のチュートリアル)

「学問のエレメンツⅠ」(必修2単位)と「学問のエレメンツⅡ」(必修2単位)は、講義・演習併用のチュートリアルで授業を行う。主に1年次第1クォーターに開講する。

ここでは、人文科学(哲学、歴史学、宗教学、民俗学、文化人類学、思想史、表象論、記号論、言語論、文学、文化論、カルチュラル・スタディーズ等)について、そ

それぞれの専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置づけ直し、各方法論を支える概念と理論の射程と限界を批判的に検討し再構築を図る。

特に、人間本性の解明を目指す人文科学の主要な研究方法としての文献学的方法や解釈の論理的整合性を、人文科学の存在論的前提、認識論的言説、方法論的展開に遡って理解する。また、人類の共生を構想し実践するため、文化が社会の多文化的状況の説明に有用な概念として発達してきたこと、文化は再帰的で象徴的な事象であること、文化は多文化的状況で人々の解釈を支え了解へと導く源泉として機能し得ることを学ぶ。このことを通じて、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に向けた人文科学の学問の土台的基礎を徹底して養成する。

### ① 「学問のエレメンツⅠ」

ここで設定したテーマは、「歴史学」(テキスト論)である。現代社会においては、地域紛争・宗教対立・貧富の差の拡大など、さまざまな問題が惹起されている。これらの問題の背景には、科学技術文明を前提にした近代西欧の価値観のゆらぎが存在している。そのため、本講義は、それらの価値観形成の前提となっている近代以前の古典の時代に立ち返り、人間社会が残した様々な古典を価値観形成の学問の土台的基礎（方法論・認識論・存在論）としてとらえ、批判的に再検討する。古典の分析はテキストに基づくことから、本講義においては、テキストを介した知の限界性や可能性を検討する。人文科学の歴史学・文学・哲学等においては、テキストの理解が方法論における最大の基盤的要素であることから、古典という形で対象をとらえることは、人文科学の基本的なありようを見つめ直すことになる。

#### <「歴史学」(テキスト論)が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力
- 2) グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」に対する深い理解力に基づき、相即不離に「世界と地域」を創生していく力

### ② 「学問のエレメンツⅡ」

ここで設定したテーマは、「表象論」である。人文科学に通底する学問的基礎としての存在論、認識論、方法論に、「出来事とその表象」という視角からアプローチする。文化表象論、歴史学、社会学、文学、美学、メディア論、ナラトロジー等の「表象」のモメントを内包する人文科学系の学問を、その存在論的前提、認識論的言説、方法論的展開の三点から分野横断的かつ批判的にとらえ直すことで、細分化した既存のディシプリンの根底にある人間、社会、文化に関する問いの射程と限界を、表象論の視

座から分野横断的に検討し、問いの再統合を試みる。そのことによって、人文科学にゲシュタルトを取り戻すための議論の場を提供する。この試みを土台として、他者表象・異文化表象をめぐるポリティクスといった多文化社会学が分野横断的に研究対象とすべき問題領域を定位する。

<「表象論」が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力
- 2) 言語の普遍性と個別性に対する深い理解を持ち、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面に対応した表現の精選を行う力
- 3) 社会、文化、政策・応用、地域、言語等のインクルージョン／エクスクルージョンの問題等を総合的に捉える力

#### ・「学問のエレメンツⅢ」「学問のエレメンツⅣ」（講義・演習のチュートリアル）

「学問のエレメンツⅢ」（必修2単位）と「学問のエレメンツⅣ」（必修2単位）は、講義・演習併用のチュートリアルで授業を行う。主に1年次第1クォーターに開講する。

ここでは、社会科学（政治学、法学、経済学、社会学、宗教学、人類学等）について、それぞれの専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置づけ直し、このことを通じて各方法論を支える概念と理論の射程と限界を批判的に検討し再構築を図る。

特に、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に向けて社会科学の学問の土台的基礎を徹底して理解するために、文科系学問の間主観的な洞察力（あるいは認識論的展開）と自然科学の客観的視点（あるいは存在論的前提）の双方が実証主義、社会構築主義、批判的实在論等のメタ理論を支え、このメタ理論が存在論及び認識論を架橋することで、社会科学における方法論へと展開していくことを理解する。

### ③ 「学問のエレメンツⅢ」

ここで設定したテーマは、「政治学」（国際理論）である。グローバル社会で求められる将来を構想する力とは、社会の現状を批判する能力と表裏一体の「批判的構想力」でもある。政策科学としての国際理論は「基本的理論⇒理論現状分析⇒政策立案を視野に入れた規範的予測」という知的連鎖のプロセスを担う。しかしながら、社会科学全般に共通するが、〈学〉としての体系化を図るうえで、理論と方法論の連続性を欠き、過度の応用科学か、もしくは「ための理論」というタコツボ的な状況に二極分化の傾向がみられる。現代のグローバリズムとナショナリズムそしてリージョナリズムが錯

綜した国際社会の諸問題は、従来の〈学〉の枠組みを踏襲した社会科学ではとらえきれない特徴を露呈している。このため、国際社会（国際システム）の変動を論じるこの国際理論の授業では、「批判的構想力」を通じて、〈学〉のエレメンツである「存在論」「認識論」「方法論」のあり方を問い直すことを目的としている。国際社会の実際を分析・説明するための国際理論の諸学派の理論と方法について双方の課題に基づきながら学び、かつ、多文化社会学の創造に携わっていく。特に、従来の国際理論の中で理念化されてきた概念と概念を繋いできたネットワークの限界を意識して、グローバル社会の分析課題を明らかにする。

#### <「政治学」（国際理論）が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化社会的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しながら最善の解決策を構想する力
- 2) グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」に対する深い理解力に基づき、相即不離に「世界と地域」を創生していく力
- 3) 社会、文化、政策・応用、地域、言語等のインクルージョン／エクスクルージョンの問題等を総合的に捉える力

#### ④ 「学問のエレメンツⅣ」

ここで設定したテーマは、「社会学」である。社会科学のメタ理論（存在論・認識論・方法論）と、社会科学的方法論の規準（方法論的个人主義／方法論的集団主義、社会構築主義／構造主義、社会システム論、合理性、集団／関係、規範／実践など）の関連を批判的に検討し、個人、主体、意識、関係、家族・親族、集団、民族、地域、市民社会など人文社会科学に通底する基礎概念のメタ理論的前提の問い直しとこれら概念の再構築を通じて、多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に資する新しい学問的枠組み構築のための土台作りをおこなう。こうした作業を踏まえた上で、特に、啓蒙的理性の根拠となっていた「個人」「主体」「意識」を問い直し、ポストヒューマニズムの人間論を考えることから、新しい〈学〉としての多文化社会学の創造に寄与しようとするものである。

#### <「社会学」が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力
- 2) 多文化社会的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力
- 3) グローバル世界で相即不離に「世界と地域」を創生していく力

- 4) 社会，文化，政策・応用，地域，言語等のインクルージョン／エクスクルージョンの問題等を総合的に捉える力

#### ・「学問のエレメンツV」「学問のエレメンツVI」（講義・演習のチュートリアル）

「学問のエレメンツV」（必修2単位）と「学問のエレメンツVI」（必修2単位）は、講義・演習併用のチュートリアルで授業を行う。1年次第2クォーターに開講する。

ここでは、「学問のエレメンツI～IV」の課題を継承，深化させながら，21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題を俯瞰的に捉え専門的解決を可能にするための，専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組みの構想を進める。

特に，宗教や思想に着目しつつ，知の超域的活用の重要性と必要性を学ぶとともに，リスク，脆弱性，レジリエンス，越境，文脈，位相，創発等，各方法論の領域に収まりきらず「ノイズ」を発し続けている概念に着目して，これら概念を領域間で補い合う形で再検討を加える。このこと通じて，21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に向けて，専門知の超域的活用の学問的枠組みとしての多文化社会学を，徹底して考える。

#### ⑤ 「学問のエレメンツV」

ここで設定したテーマは、「アジアの思想と文化」である。アジアの思想及び文化概念を柱に据えつつ，アジアの〈知〉の歴史について，中国，インドの思想・宗教を基軸として学ぶことから，ギリシア・ローマ世界及びキリスト教世界が人文社会科学にもってきた意味の問い直しを行う。そのうえで，人文社会科学の新しい〈学〉としての多文化社会学を構想するための存在論と認識論，方法論の基盤について学んでゆく。そこでは，空，渾沌，曖昧，両義，因果と偶然，創造と破壊，発心，習合，自覚ということに着眼点が設定されるとともに，オリエントとオクシデントにおける概念・理論の射程と限界が示され，知の超域的活用の重要性が指摘される。

#### <「アジアの思想と文化」が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 文化的他者への理解と共感に基づき，超域的に知と人を繋ぐことで，異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力
- 2) 多文化社会的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力
- 3) グローバル世界で相即不離に「世界と地域」を創生していく力
- 4) 社会，文化，政策・応用，地域，言語等のインクルージョン／エクスクルージョンの問題等を総合的に捉える力

## ⑥ 「学問のエレメンツVI」

ここで設定したテーマは、「宗教学」である。「宗教」は言うまでもなく現代世界におけるグローバルな重要課題であるが、それはもはや特定の専門領域の枠組みだけでは捉えられない超域的なものとなっている。宗教・民族・移民・貧困等のグローバル・イシューズに対して、現象の皮相をなぞって状況主義的な対処療法に陥ることを避け、むしろ俯瞰的な視野と専門的な知をもって発見・説明・予測・解決を図ることができるよう、人文社会科学の方法論的規準における存在論的前提・認識論的正当化・方法論的展開における問題点を批判的に検討する。授業では、学生が「宗教」に関わる特定の問題の解決のために、みずからの専門領域が対象としうる射程を文献講読や資料読解、議論やグループワークを通して明らかにし、その限界を批判的に検討した上で、他分野との連携の可能性について探る。

### <「宗教学」が築く「学問のプラクティス」で養成する力の基礎>

- 1) 文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力
- 2) 多文化社会的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力
- 3) グローバル世界で相即不離に「世界と地域」を創生していく力
- 4) 社会、文化、政策・応用、地域、言語等のインクルージョン／エクスクルージョンの問題等を総合的に捉える力

## イ 学問のプラクティス

「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策・応用、地域、言語等を五つの科目群のなかで研究し、多文化社会学の学問的な専門性をさらに深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を徹底的に養成する。具体的には、科目群や選択科目を通じて、①文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力、②政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力、③グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」に対する深い理解力に基づき、相即不離に「世界と地域」を創生していく力、④言語学の諸分野における知見をもとに、言語の普遍性と個別性に対する深い理解を持ち、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現の精選と英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力、⑤核軍縮・不拡散分野において人文社会科学系と理工系及び研究と

実務の両側面を兼ね備えた力等を身に付けることができる。

学生は、「学問のプラクティス」において18単位（但し、演習3単位を含む）を履修する。主に1年次第2クォーターから2年次第2クォーターにかけて修学する。

具体的には、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」の五つの科目群から指導教員が授業を担当する科目群を主選択し、その中から講義6単位、演習3単位を履修する。

また、主選択以外の科目群や、「海外経験選択科目」、「東洋文庫選択科目」、「歴史民俗博物館選択科目」などの選択科目からも、「自由選択科目」として7単位を履修する。これらの選択科目は、機動的に学びの枠組みを編成し得る開放的プログラムとして構成される。

「学問のプラクティス」の実践的総括は、総合研究指導體制の下で開講される「多文化社会学セミナー」（必修2単位）を通じて行う。

## ① 各科目群の科目

### ・「グローバル・スタディーズ科目群」

グローバル世界について、文化的他者との共生を軸に据えて、そこに生きる人間や生成する社会・文化に対する理解と共感を深め、現在の課題に取り組むとともに、将来への展望を見出す力を身に付けることができる。単に普遍的な価値や規範を標榜するだけでなく、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の双方のバランス感覚のなかで、シンボリズム・パフォーマンス・コスモロジーといった人間の生き方を支える実質的な意味の多元性に着眼し、人類の文化や歴史、宗教や民族にみる違い等文化的多様性を尊重しつつ、広く世界の人々と交わり貢献できる能力を身に付けることができる。多文化社会学を身に付け、特に、文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる、社会や文化への洞察力を身に付けることができる。

それぞれの講義科目（2単位）では、それに対応する演習科目（1単位）を開講し、内容面における講義と演習の相互補完を通じて、多文化社会学に支えられた専門性を深めていく。

開講科目は以下の通りである（（ ）は単位数）。

- ・「文化表象論特講」（2）
- ・「文化表象論特定演習」（1）
- ・「現代宗教論特講」（2）
- ・「現代宗教論特定演習」（1）



- ・「ヨーロッパ社会史特講」(2)
- ・「ヨーロッパ社会史特定演習」(1)
- ・「アフリカ社会論特講」(2)
- ・「アフリカ社会論特定演習」(1)
- ・「グローバル社会と脱オリエンタリズム特講」(2)
- ・「グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習」(1)
- ・「グローバル・ヒストリー特講」(2)
- ・「グローバル・ヒストリー特定演習」(1)
- ・「カルチュラル・スタディーズ特講」(2)
- ・「カルチュラル・スタディーズ特定演習」(1)
- ・「East-West Studies特講」(2)
- ・「East-West Studies特定演習」(1)

#### ・「政策科学科目群」

応用や政策を通じて、政策課題やその費用対効果、政策の適切な方法を学び、政策研究 (policy study) や政策分析 (policy analysis) を行う力を身に付けることができる。また、伝統的な支配者、為政者、政策担当者という既存の国際関係学ともいうべき「上からの視点」に加えて、地球上で生活する人々の視点、すなわち、地球政治ともいうべき「下からの視点」を調和した新しい専門知としての「世界政策論」の開拓を目指す。多文化社会学を身に付け、特に、政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化社会的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる問題解決力を身に付けることができる。

それぞれの講義科目(2単位)では、それに対応する演習科目(1単位)を開講し、内容面における講義と演習の相互補完を通じて多文化社会学に支えられた専門性を深めていく。

開講科目は以下の通りである(( )は単位数)。

- ・「国際ジェンダー論特講」(2)
- ・「国際ジェンダー論特定演習」(1)
- ・「経済開発論特講」(2)
- ・「経済開発論特定演習」(1)
- ・「国際秩序論特講」(2)
- ・「国際秩序論特定演習」(1)
- ・「地域生態論特講」(2)
- ・「地域生態論特定演習」(1)

- ・「トランスナショナリティ論特講」(2)
- ・「トランスナショナリティ論特定演習」(1)
- ・「多文化家族研究特講」(2)
- ・「多文化家族研究特定演習」(1)
- ・「移民政策と家族・地域・教育特講」(2)
- ・「移民政策と家族・地域・教育特定演習」(1)

#### ・「環海日本長崎学・アジア研究科目群」

人文科学と社会科学の連携に基づく諸観点から、異文化との接触・摩擦と融合・展開の輪廻的運動について、その地域に生き、場を担う人々の具体的な姿に分け入って学ぶ。多文化社会学を身に付け、特に、「グローバル世界」を「インター・ローカル・リレーションシップ」、「インター・コスモロジー」等として解読し、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づき、超域的に知と人を繋ぐなかで、ローカルな文脈に分け入りつつ、普遍的次元で展開可能な方法と理論を構築し、相即不離に「世界と地域」を創生していく力を身に付けることができる。

それぞれの講義科目(2単位)では、それに対応する演習科目(1単位)を開講し、内容面における講義と演習の相互補完を通じて、多文化社会学に支えられた専門性を深めていく。

開講科目は以下の通りである(( )は単位数)。

- ・「日本近世史・日蘭交流史特講」(2)
- ・「日本近世史・日蘭交流史特定演習」(1)
- ・「日本儒学・中国学特講」(2)
- ・「日本儒学・中国学特定演習」(1)
- ・「文化遺産論特講」(2)
- ・「文化遺産論特定演習」(1)
- ・「海域交流史特講」(2)
- ・「海域交流史特定演習」(1)
- ・「華僑・華人研究特講」(2)
- ・「華僑・華人研究特定演習」(1)
- ・「現代日本政治外交論特講」(2)
- ・「現代日本政治外交論特定演習」(1)
- ・「現代アジア社会論特講」(2)
- ・「現代アジア社会論特定演習」(1)

## ・「言語多様性科目群」

言語の多様性を言語の普遍性と個別言語の特性という観点から把握するとともに、日本語・英語・中国語という特定言語の多様性について理解を深める。例えば、英語の多様性を、各変種の文法的特性、音声的特性、コミュニケーションパターンと文配列、言語に見られる文化社会的規則、談話レベルの特性から捉える。さらに、言語的特性と非言語的特性についての理解も深める。多文化社会学を身に付けており、かつ、このような言語学の諸分野における知見を有し、特に、言語の普遍性と個別性への理解力や、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現を精選する力、あるいは英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力等、言語への理解力と運用力を身に付けることができる。

言語の普遍性と個別言語の特性、及び特定言語の多様性に対する専門性を深めるために、講義科目（2単位）と演習科目（1単位）を開講し、多文化社会学に支えられた専門性を確かなものにしていく。

開講科目は以下の通りである（（ ）は単位数）。

- ・「言語学基礎研究特講 a」(2)
- ・「言語学基礎研究特講 b」(2)
- ・「英語学特講」(2)
- ・「異文化語用論特講」(2)
- ・「第二言語習得研究特講」(2)
- ・「談話分析特講」(2)
- ・「英語統語論特講」(2)
- ・「言語教育と第二言語習得特講」(2)
- ・「言語理論研究特講」(2)
- ・「言語学特定演習」(1)
- ・「応用言語学特定演習」(1)
- ・「日中対照言語学特定演習」(1)
- ・「日英対照言語学特定演習」(1)

## ・「核軍縮・不拡散科目群」

核軍縮・不拡散分野において、人文社会科学系と自然科学系及び研究と実務の両側面を兼ね備えた力を身に付けることができる。例えば国際機関・シンクタンク・NGOのような組織で幹部候補となるような、研究と実務の両側面を兼ね備えた力を身に付けることができる

それぞれの講義科目（2単位）では、それに対応する演習科目（1単位）を開講

し、内容面における講義と演習の相互補完を通じて、多文化社会学に支えられた専門性を深めていく。

開講科目は以下の通りである（（ ）は単位数）。

- ・「核軍縮と国際政治特講」（２）
- ・「核軍縮と国際政治特定演習」（１）
- ・「原子力平和利用と核不拡散特講」（２）
- ・「原子力平和利用と核不拡散特定演習」（１）
- ・「核軍縮交渉の法と政治特講」（２）
- ・「核軍縮交渉の法と政治特定演習」（１）
- ・「核物質管理と核セキュリティ特講」（２）
- ・「核物質管理と核セキュリティ特定演習」（１）

## ② 東洋文庫選択科目・歴史民俗博物館選択科目

資料研究（歴史資料研究，展示研究，分析・情報科学），社会史研究（社会論，技術史・環境史，地域文化論），超域アジア研究，アジア諸地域研究（東アジア，内陸アジア，南アジア，東南アジア，西アジア），イスラーム世界等の研究領域において，東洋文庫及び国立歴史民俗博物館の世界トップレベルの講師が，本学担当教員と協力して授業を担当する。また，東洋文庫や国立歴史民俗博物館が有する資料や研究施設も，サマースクールや集中講義，ITによる遠隔授業等を活用するなかで，世界水準の教育を担保する。さらに，本学の有する海外連携大学・研究機関や，東洋文庫や国立歴史民俗博物館の有する海外連携ネットワーク等を活かして，海外から特別講師を招聘し，本学担当教員とともに世界水準の教育を実施する。

これら選択科目では，多文化社会学における人文科学系と社会科学系の新たな連携モデルを，現地調査と資料研究の徹底化を通じて探求することができる。例えば，①長崎・平戸の歴史文化研究を，現地におけるフィールドワークと東洋文庫・国立歴史民俗博物館の研究資料に基づき行うことができる，②本学・東洋文庫・国立歴史民俗博物館のアドバイザー・グループによる集団研究指導（資料研究と現地調査の学際的研究指導や，東京キャンパスあるいは佐倉キャンパスでのサマースクール，集中講義，学术交流協定に基づく留学指導，学位論文審査等）の実施等を挙げることができる。

なお，この東洋文庫選択科目は，構想中の大学院博士後期課程（オリエンタルスタディーズ専攻）へのブリッジ科目として位置づけられ，修士課程と博士課程の順次性や体系性を担保するものである。

開講科目は以下の通りである（（ ）は単位数）。

[東洋文庫選択科目]

- ・「オリエンタルスタディーズⅠ」(2)
- ・「オリエンタルスタディーズⅡ」(2)

[歴史民俗博物館選択科目]

- ・「総合資料学」(2)

### ③ 海外経験選択科目【資料7】

共時的かつ領域横断的に広がる21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決を確実に進めていくためには、多文化的状況での文化的言語的他者との豊富なコンタクトやインタラクションを通じて、卓越した語学力や情報収集分析力、多様性や環境への深い認識と、文化や他者への深い共感を学ぶ必要がある。

海外経験選択科目では、海外留学、海外フィールドワーク、海外インターンシップを学生たちに奨励し、実施内容や成果に対する評価に基づいて、「海外留学」2単位、「海外フィールドワーク」2単位、「海外インターンシップ」2単位を認定する。

海外経験選択科目の特色は、学生の自主性や主体性を重視し、アクティブラーニングの手法を全面的に取り入れることである。例えば、海外フィールドワークでは、計画策定から成果報告にいたるまで、現地の教員・学生等との双方向のかつプロジェクト的な運営を行う。

- ・「海外留学」(2単位)

海外留学を通じた自己啓発、自己鍛錬、学問や外国語の修得、人脈形成等の教育的意義を重視し、本研究科の学生に広く海外留学を奨励する。これまでに本学や多文化社会学部あるいは教員組織構成員等が蓄積してきた海外との教育研究交流実績に基づき、学生それぞれの研究課題に即した21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題への取組みについて、その専門性や実践性がさらにいっそう深まるよう支援する。

海外留学は、拠点校との密接な連携の下に行う。そこでは、学生の自主性と主体性、及び双方向性を重視する。拠点校の大学院科目との単位互換はもとより、先方の大学院担当教員と協力して学習指導を行うとともに、修士論文の作成に向けた基礎作業を留学中に行うことを課し、留学前の段階で留学中の研究計画書を提出させ、それに対する成果報告を帰国後に行う。

さらに、留学生に対しては、拠点校の協力を得つつ、留学先での研究ネットワークの構築を実践させ、その成果の報告も求める。ここでも双方向性の重視ということから、可能な場合には、留学先で構築したネットワークのキーパーソンを日本に招き、ともに研究テーマに関わる巡検を行い、その成果の報告と相互討議の機会を

設定する。

・「海外フィールドワーク」（2単位）

海外フィールドワークでは、「共同社会調査」と「共同社会実践」を実施する。ここでは「双方向性」と「実践性」を重視する。

海外フィールドワークは、教員側が海外の社会や文化を一方向的な研究対象とみなすのではなく、学生が自ら問題提起し、海外の学生との「双方向性」を重視しつつ、プロジェクト的運営を実施する。また、「実践性」ということにも十分に配慮する。

「共同社会調査」のテーマとエリアとして、以下のものを準備している。

「難民の受け入れに関する現状と政策」（オランダ、ベルギー、フランス、スウェーデン、デンマーク、ドイツ等、欧州数か国で実施）、「EU諸国の学校教育における現状と課題」（オランダ、ベルギー、フランス、スウェーデン、イギリス等、欧州数か国で実施）、「アフリカの潜在力を活用した社会開発のフロンティア」（ウガンダ及びケニア等）、「近世海上交易ネットワークの考古学的復元」（中南米（メキシコ）、メキシコシティ等）、「海洋文化と多元性を活かした地域づくり」（台湾、高雄市及び台南市）、「中国語標準語・北方方言の音声の系統構造と音声・語義・文法の関係に関する現地調査」（中国、北京市及び西安市）、「グローバル化と『ゆるさ・かわいさ』のもつ社会的意味」（香港）、「発展途上国での農村開発における住民間の意思決定メカニズムの調査」（ネパール農村部）、「東アジア共同体の構築に向けた歴史記憶のメカニズム解明」（中国、上海市と南京市）、「東アジアの海港都市をめぐる人の移動とネットワーク作り」（韓国・釜山、中国・大連）、「グローバル・ヒストリーの観点からの歴史文化遺産の調査」（インド、グジャラート州、カッチ地方バドレシュワル村、ムンドラ市）等である。

一方、「共同社会実践」のテーマとエリアとして、以下のものを準備している。「近世海上交易ネットワークの考古学的復元」（中南米、メキシコ・メキシコシティ）、「性的搾取された子どもの回復とエンパワメント」（フィリピン、マニラ、アンヘレス）、「カンボジアにおける地雷除去後の地域再生」（カンボジア、シェムリアップ近郊の農村地域）、「中国における日本リソースの利用と地域の活性化」（中国、ハルビン市方正県）等である。

・「海外インターンシップ」（2単位）

学生が夏休みや春休みを利用して2週間から1ヵ月程度、海外の民間企業、公的機関、NPO、NGO等で就業体験を行い、それによって、現場で求められる21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的解決能力を理解し、今後の研究計画やキャリアイメージの形成に役立てることを狙いとする。さらには、学生は、海外インターンシップ制度の理念を理解し、受入先の自主的な開拓を通じて、文化的他者

とのコミュニケーション能力、計画力、行動力等を高めることが期待される。

本科目群では、原則として学生の自立と自主性を尊重する。そのため、履修する学生には、自らの専門性や能力、価値観、そして卒業後のキャリアビジョン等を客観的に見つめ直した上で、今の自分に必要なインターンシップ・プログラムを考え、多様な受け入れ機関と交渉し、実践していくことが求められる。また、PDCA サイクルに基づいて、現地での活動を振り返るとともに、今後の学生生活の過ごし方についても主体的に切り拓いていけるようにする。

これらインターンシップの実施にあたっては、企業や団体、個人の紹介、それらとの連絡調整等において協力拠点校の協力を最大限に得ることとしている。また、海外フィールドワークとも有機的に連携して行うとともに、海外現地の日本人会、関係団体の協力も得る。

海外経験選択科目については、協定締結済みの大学（下記協定先一覧を参照）を中心に運営する。

現在学部学生の留学に関する支援体制については、戦略職員（国際交流ディレクター）及び国際交流委員会委員（教員5名）が担当し、協定校との学生派遣に関する連絡・交渉、派遣先大学及びプログラムに関する個別情報の収集、派遣先への出願書類（英文）の内容確認と学生指導、渡航ビザ取得のサポート、留学説明会の実施、学生からの質問対応、留学中の学生との連絡及び留学中の学生に関する派遣先大学との連絡・連携等の業務を行っている。現行の支援体制で、平成26年度から平成29年度の約3年間で、留学生107名を受け入れ、70名の学生を留学に派遣した実績がある。したがって、大学院学生の留学に関する業務についても、学部学生同様に戦略職員（国際交流ディレクター）及び国際交流委員会委員（教員5名）が担当し、さらに現行の体制に加えて人員を増員する予定である。

また、現在未締結の大学に関しても、今後NAFSA、EAIE及びAPAIE等へ積極的に参加することで新規協定先を開拓し、学生の留学先の選択の幅が増えるように努める。

なお、現在、対応する留学先（拠点校）がない「核軍縮・不拡散科目群」を選択した学生の受入れ先としては、米国ミドルベリー大学院モントレイ国際問題研究所、プリンストン大学、マサチューセッツ工科大学、欧州ではベルリン自由大学、英国サセックス大学、中国精華大学、復旦大学といった大学に加え、国際原子力機関（IAEA）、包括的核実験禁止条約準備機構（CTBTO）、日本政府国連代表部等を候補として検討しており、今後受入れ交渉を進めていく予定である。

（協定先一覧）

大学名	国名	交換人数
香港教育大学	中華人民共和国	5

西北大学	中華人民共和国	3
陝西師範大学	中華人民共和国	3
華東師範大学	中華人民共和国	3
国立政治大学	台湾	3
国立台湾大学	台湾	5
国立台湾師範大学	台湾	5
成功大学	台湾	4
国立高雄大学	台湾	2
国立高雄応用科技大学	台湾	2
亜洲大学	台湾	2
東国大学校	大韓民国	5
亜洲大学校	大韓民国	3
延世大学校（原州キャンパス）	大韓民国	4
テイラーズ大学	マレーシア	5
ブルネイ・ダルサラーム大学	ブルネイ・ダルサラーム国	5
フィリピン大学ディリマン校	フィリピン共和国	2
アテネオ・デ・マニラ大学	フィリピン共和国	3
エディスコークワン大学	オーストラリア連邦	2
サザンクロス大学	オーストラリア連邦	5
ビクトリア大学	オーストラリア連邦	5
クイーンズランド工科大学	オーストラリア連邦	1
ウエスタンシドニー大学	オーストラリア連邦	2
ディーキン大学	オーストラリア連邦	2
カリフォルニア州立大学モントレイ校	アメリカ合衆国	2
ベネディクティン大学（イリノイ州）	アメリカ合衆国	2
ウエスタンイリノイ大学	アメリカ合衆国	1
アーカンソー工科大学	アメリカ合衆国	5
ノースダコタ州立大学	アメリカ合衆国	3
ペンシルベニア州立インディアナ大学	アメリカ合衆国	3
ノースイースタン・イリノイ大学	アメリカ合衆国	2
ニューファンドランドメモリアル大学	カナダ	※
ウィニペグ大学	カナダ	3
カルガリー大学	カナダ	2
フレーザーバレー大学	カナダ	3
マンチェスター・メトロポリタン大学	英国	1



ハイランド&アイランド大学パース校	英国（スコットランド）	※
マンハイム大学	ドイツ連邦共和国	3
ライデン大学	オランダ王国	15
ラドバウト大学	オランダ王国	2
モンス大学	ベルギー王国	5
マラガ大学	スペイン	2
フェルナンドペソア大学	ポルトガル共和国	5

※ 本学と拠点校の両大学で均等になるように調整する。

#### ④ 多文化社会学セミナー【資料8】

学問のプラクティスの科目群の総括を、「多文化社会学セミナー」（必修）を通じて実施する。

学問のエレメンツで学んだ専門知、技法、領域横断的枠組みの土台の上で、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の実践的解決法の修得に向けて、ケーススタディ、ディスカッション、レクチャー、ネットワークングパーティを領域横断的に実施する。そして、各専門知を横断する存在論・認識論への再埋め込みと、分野横断的な包括的枠組みの新たな構築を通じて、ケースメソッド等に参加した教員や学生が、グループワーク等を通して、それぞれの解決方法を提言していく。領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制とPDCAに基づく明確な里程碑の下、全学生を対象にして、修士論文執筆の質保証を徹底する。

なお、ここでいうPDCAとは、具体的に以下のような取り組みをいう。(1)PLAN（インプット評価）：教員FD研修（年数回）、学生の実態把握に基づく授業準備、シラバス作成、教材準備（教科書、参考書の手配）、指導計画の策定、(2)DO（プロセス評価）：オリエンテーション・ガイダンス、オフィスアワー等での個別指導、キャリア指導、(3)CHECK（プロセス・アウトプット・アウトカム評価）：学生による授業アンケート評価、各種海外インターンシップ・海外フィールドワーク・海外留学・教育実習等の報告会による評価、修士論文中間構想発表会による評価、修士論文口頭試問による評価、就職・進学状況による評価、(4)ACTION（Check項目に基づくPDCの内容の改善）：教員自己点検評価に基づく改善、授業アンケート結果に基づく改善、FDに基づく検討と改善、科目群による検討と改善、各種委員会、教授会による改善、教育進行状況に基づく改善等である。

#### ウ 演習科目及び研究指導

海外での就職や大学院進学等、本研究科修了生の多様なキャリアパスを支援するため、研究の分野や内容によっては、日本語・英語・中国語いずれかの言語による修士論文の執筆を可能とする。研究指導の方法はゼミ形式による指導とし、論文執筆及び

ゼミの使用言語は、主任指導教員と履修学生が相談した上で、日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択することになる。また、演習科目では、担当教員と履修学生が相談の上で、使用言語を日本語・英語・中国語いずれかの言語で行う。

## エ 補講・補習

本研究科には、様々なバックグラウンドを有する学生が入学することから、専攻として一定の教育水準を担保する必要がある。特に、本研究科の学修の共通基盤となる「学問のエレメンツ」については、必要に応じて補講・補習を実施する。

### ① 多文化社会学部の授業を利用した補習授業（リメディアル教育）の実施

多文化社会学部が開講する専門教育科目を利用して補習授業を実施する。特に指導教員は、学生の修学状況に合わせて、学部専門教育科目の履修指導を行う。

### ② 多文化社会学部の学生やCF（コーチング・フェロー）によるチュータリングの実施

必要に応じて、多文化社会学部の学生やCF（コーチング・フェロー）から、チュータリングを受けることができる。

## (3) 教育課程の特色

本研究科における教育課程の特色は、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の両軸構造にある。「学問のエレメンツ」は、新たな方法論としての多文化社会学の深化を図るとともにその修得を目指す。本研究科の学問的要諦を占め、「基盤必修科目群」を構成する。21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的解決に向けた学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）を学び、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を養成する。

一方、「学問のプラクティス」では、「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策・応用、地域、言語等を五つの科目群のなかで研究し、多文化社会学の学問的な専門性をさらに深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような力を徹底的に養成する。具体的には、そうした多文化社会学の修得を通じて、①文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる力（グローバル・スタディーズ科目群）、②政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる力（政策科学科目群）、③グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」に対する深い理解力に基づき、相即不離に「世界と地域」を創生し

ていく力（環海日本長崎学・アジア研究科目群）、④言語学の諸分野における知見をもとに、言語の普遍性と個別性に対する深い理解を持ち、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現の精選と英語プログラムの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる力（言語多様性科目群）、⑤核軍縮・不拡散分野において人文社会科学系と理工系及び研究と実務の両側面を兼ね備えた力（核軍縮・不拡散科目群）等を身に付けることができる。

領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制（多文化社会学セミナー）や、日本語・英語・中国語いずれかの言語による修士論文の執筆を可能とする研究指導体制等、多様なバックグラウンドを持つ国内外の学生に対して門戸を拡大するとともに、これらの学生が共同して教育を受ける機会を設ける。このことを通じて、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の学問上の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、多文化社会学の体系化とその徹底的な修得を図り、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決に欠かせない専門性と実践性を養成する。

#### **ア クォーター制の導入**

本研究科の学期は、従来のセメスター制（前期・後期の2学期）ではなく、クォーター制（8週ずつの4学期で構成）を導入することにより、本研究科で学ぶために不可欠な学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）の集約的、効率的な学修を担保するとともに、科目群間の履修の多様性を確保し、学生の選択の可能性を多くする。さらに、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の解決に向けて不可欠な文化的他者との交流経験を奨励するために、海外経験の選択時期を柔軟に提供する。

#### **イ 世界トップレベル教員の招聘**

国立歴史民俗博物館や東洋文庫との全面連携により、資料研究（歴史資料研究、展示研究、分析・情報科学）、社会史研究（社会論、技術史・環境史、地域文化論）、超域アジア研究、アジア諸地域研究（東アジア、内陸アジア、南アジア、東南アジア、西アジア）、イスラーム世界等の研究領域において、世界トップレベルの講師が、本学担当教員と協力して教育に当たる。また、国立歴史民俗博物館や東洋文庫が有する資料や研究施設も、サマースクールや集中講義等の期間を活用するなかで、世界水準の教育を担保する。また、本学の有する海外連携大学・研究機関や、国立歴史民俗博物館、東洋文庫の有する海外連携ネットワーク等を活かしながら、海外から特別講師を招聘し、本学担当教員とともに世界水準の教育を実施する。これにより教員のレベルやカリキュラム内容の向上も期待できる。

#### **ウ 領域横断型の多文化社会学セミナー**

科目群ごとに主選択や主任指導教員が分かれている学生が、科目群横断型の「多文化社会学セミナー」（必修）を共修することで、総合研究指導体制の下で領域横断的に研究指導を受けることができる。また、PDCA に基づく明確な里程標の設定の下、修士論文執筆に向けた研究の質保証を徹底して図る。

#### (4) 履修順序の考え方

「学問のエレメンツ」は「基盤必修科目群」の位置づけにあり、「学問のエレメンツ I～VI」6科目（各2単位、計12単位必修）から構成され、主に1年次第1～2クォーターにおいて修得する。

引き続き「学問のプラクティス」では18単位の修得が求められ、主に1年次第2クォーターから2年次第2クォーターにかけて学修する。「学問のプラクティス」の主構成は、五つの科目群よりなる。すなわち、「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」である。研究の専門性を深めるために、主選択した科目群において講義6単位、演習3単位を履修する。さらに、2年次に年間を通じて「多文化社会学セミナー」（必修2単位）を履修し、総合研究指導体制の下で、修士論文執筆に向けた質的保証を図る。

主選択の科目群の9単位、及び「多文化社会学セミナー」の2単位を除く7単位については、主選択の科目群の中からはもちろんのこと、主選択以外の科目群や、選択科目（「東洋文庫選択科目」4単位、「歴史民俗博物館選択科目」2単位、「海外経験選択科目」6単位）の中から「自由選択科目」として修得できる。修得の標準年次は、1年次第2クォーター期から2年次第4クォーターである。

これらの講義・演習・セミナー等で身に付けた専門的知識に基づき、主任指導教員及び副指導教員による研究指導の下で、修士論文を作成する。

以上のような履修順序により、教育課程を体系的に編成している。

#### (5) 教育課程の体系的な編成

学期はクォーター制（8週ずつの4学期で構成）を導入することにより、教育課程は支障なく、体系的に編成している。

#### (6) 教育研究分野と教育課程の関係

本研究科の教育研究分野は、本研究科（多文化社会学部、教育学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター等の各部局の所属教員が、本研究科に専任教員として参画）の研究分野を基に授業科目を構成している。

1) グローバル・スタディーズ科目群

本研究科の教員を中心に構成。

2) 政策科学科目群

本研究科の教員を中心に構成。

3) 環海日本長崎学・アジア研究科目群

本研究科の教員を中心に構成。

4) 言語多様性科目群

本研究科の教員を中心に構成。

5) 核軍縮・不拡散科目群

本研究科の教員を中心に構成。

6) 東洋文庫選択科目

東洋文庫の研究員を中心に構成。

7) 歴史民俗博物館選択科目

国立歴史民俗博物館の研究員を中心に構成。

これらの科目をバランスよく統合的・網羅的に教育することにより，多文化社会学を身に付けた人材を育成する。

## 5 教員組織の編成の考え方及び特色

### (1) 教員組織の編成と基本的考え方

本研究科の教育目的は、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」双方の学問上の「連携・統合・展開」（理論から応用にいたるプロセスと双方の有機的な連携）を通じて、新しい〈学〉としての多文化社会学を構築していくとともに、そうした多文化社会学の修得を通じて、21世紀社会の諸問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成することである。

教員組織は、この「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の科目を専任教員（多文化社会学部，教育学部，言語教育研究センター，核兵器廃絶研究センターから本研究科へ専任教員として参画）が担当することを原則として編成している。なお，学外連携を趣旨とした科目である「東洋文庫選択科目」及び「歴史民俗博物館選択科目」については，学外機関から兼任で参加する教員・研究員により構成している。

本研究科の専任教員は、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」において，講義・演習・セミナー等を担当するが，その中心的母体は本学多文化社会学部にある。それと同時に，学内他部局から本研究科へ専任として参画する教員や，学外連携を趣旨とした科目では学外からの兼任教員の配置も予定しており，個々の教員の教育負担は適切な水準にある。

本研究科は人文社会科学系の学問体系を反映して，専任教員の研究調査フィールドは，長崎・日本，アジア，環インド洋，アフリカ，ヨーロッパ等多様であり，主とする学問的ディシプリンも政治学，法学，経済学，社会学，文化人類学，民俗学，歴史学，宗教学，思想史，文学，言語学等多様である。また，本研究科の専任教員の約3割を占める外国人教員は，外国人留学生の存在とともに，本研究科における多文化状況を現出している。

### (2) 非常勤教員等

「東洋文庫選択科目」「歴史民俗博物館選択科目」等学外連携を趣旨とした科目については，学外機関から兼任で参加する教員・研究員により構成している。

- ・「東洋文庫選択科目」は，東洋文庫研究員による兼任。
- ・「歴史民俗博物館選択科目」は，国立歴史民俗博物館研究員による兼任。

### (3) 教員の年齢構成とジェンダーバランス

本研究科の専任教員28名のうち，教授が15名，准教授が13名である。専任教員の年齢構成については，完成年度の3月31日時点で，30～39歳が2名，40～49歳が12名，50～59歳が8名，60～69歳が6名となっており，教育研究水準の維持向上及び活

性化にふさわしい構成となっている。「核軍縮・不拡散科目群」については、専任教員が共に60歳代であるため、今後の教員確保の見通しとしては、兼任教員1名(50歳代)及び核兵器廃絶研究センター所属の教員1名(40歳代)の専任教員としての参画を検討している。

専任教員のうち約2割が女性であり、本学の水準を大きく超えるものではあるが、男女共同参画社会にふさわしい水準を実現するため、引き続き、女性教員の確保に努力する。本学は多文化キャンパスの実現を目指しているが、本研究科は先導的な役割を果たしており、専任教員のうち外国人教員は約3割を占める。

専任教員28名の内訳は、本学の多文化社会学部から参画する教員が23名、言語教育研究センター2名、核兵器廃絶研究センター2名、教育学部1名である。

#### (4) 教員組織と特色ある教育研究

従来の人文社会科学系は、専門的細分化の傾向と同時に、個人研究を重視する傾向を強く有しており、共同研究プロジェクトであっても実質的には個人研究の集成である場合が多かった。しかし、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題は、地球規模のマクロな現象と地域のミクロな現象とが相互に影響し合う複雑な性格を持っており、従来の専門分野の壁を越えて多数の研究者が組織的に取り組むことによって初めて解明の道筋を見出しうるものである。

それゆえ、本研究科の理念を実現するためには、科学技術・学術審議会学術分科会「リスク社会の克服と知的社会の成熟に向けた人文学及び社会科学の振興について(報告)」で指摘されているように、研究面において、人文科学系と社会科学系の壁を越えた研究者の連携を実質化し、両領域の融合研究をより進展させていく必要がある。その際、重要なのは、「学問のエレメンツ」という切り口をもって、人文社会科学や自然科学等に等しく通底する学問の土台的基礎としての存在論・認識論・方法論に着眼し、それぞれの専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台的基礎に位置づけ直しながら、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的解決に向けた専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組み(本研究科においては多文化社会学)を構築していくことである。このことによって、政治学と文化学、マネジメント論と言語学といった従来の学問体系においては遠い位置にある諸分野の間に潜在していた連携や融合の可能性を顕在化させることができる。そしてさらに、多文化社会学に立脚しつつ、人文社会科学系が本来有していた「批判力」(現状に対する批判的反省力)、「構想力」(現状打破に向けた展望を提示する力)、「実践力」(領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力)といった問題解決力を蘇生させ、その超域的かつ俯瞰的な力を活用することができる。

本研究科は、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決を試みる、まさしく多文化

社会学の確立を通じたグローバルな知の創生に取り組むものである。このような学問的再編を視野に入れ、本研究科の教員組織の編成に当たっては、本研究科の理念を共有し、志の高い教員を学内外から選抜し、さらに本学のリソースを有効に活用することによって、土台となる学問分野の枠組みを設計し、共同研究の実施体制を構築している。

以上のような研究体制に関する基本的な考え方にに基づき、育成する能力の内容に応じて、教員を、「学問のエレメンツ」（「基盤必修科目群」）及び「学問のプラクティス」（「グローバル・スタディーズ科目群」、「政策科学科目群」、「環海日本長崎学・アジア研究科目群」、「言語多様性科目群」、「核軍縮・不拡散科目群」）に分けて教育組織を編成する。本研究科の教育と、教員が主体となって行う学際的研究プロジェクトとの有機的な連動によって、教育効果と研究成果の循環的で相互補完的な仕組みを恒常的に得ることができると考える。



## 6 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件

本研究科では，以下に述べるような教育方法，履修指導，研究指導を通じて，共時的かつ領域横断的に地球的規模で解決が必要な 21 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して，多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材を育成する。

学生は，修士（学術）の学位の授与に値する教育を 2 年間受け，修了要件である 34 単位以上を取得し，修士論文を作成し，最終審査に合格することによって本課程を修了する。

なお，教育面では，きめ細かな補講・補習を実施し，研究面では，早期（1 年第 2 クォーター）からの複数指導教員体制（主任指導教員及び副指導教員）の確立と個人指導により，修士論文を完成させる。学位審査については，指導教員以外の教員による複数名の審査委員による口頭試問，最終試験を実施することにより，学位の質を担保する。【資料 9】

### (1) 各科目群の教育方法等

#### ア グローバル・スタディーズ科目群

##### ① 教育方法

本科目群では，講義と講義内容に即した演習（議論，文献講読，資料読解，グループワーク，プレゼンテーション等のアクティブラーニング）に基づき，文化的言語的他人への理解と共感を涵養し，超域的に知と人を繋ぐことで，異なる価値や理念から生じる問題を発見・説明・予測・解決できる，社会や文化への洞察力に優れた力を身に付けることができる。

##### 1) 履修学生に合わせた言語による演習・研究指導

本科目群では，他の科目群と同様，学生の多様なバックグラウンドの尊重と，海外での就職や大学院博士課程進学等，本研究科修了生の多様なキャリア支援を徹底して進めるため，履修学生との相談の上で，日本語・英語・中国語いずれかの言語により演習や研究指導を行う。

##### 2) 世界水準の教育

国際機関勤務経験のある日本人教員・外国人教員を配置し，さらには国内外から特別講師を短期間招聘し，本学担当教員と協力して教育にあたり，人文社会科学系の世界水準の資料を教材として使用し，教育の質の担保を確保するほか，担当教員の講義・教育スキルの向上を不断に図っていく。

### 3) 「学問のエレメンツ」(「基盤必修科目群」)での人文社会科学の土台的基礎の付与

「基盤必修科目群」として、1年次の第1～2クォーターに集約して「学問のエレメンツ」の6科目を全学生は学修し、その成果に基づく「学問のプラクティス」の展開を徹底して行う。すなわち、「学問のエレメンツ」を通じて、人文社会科学の各専門知を構成する概念や理論を学問の土台的基礎(存在論・認識論・方法論)に位置づけ直し、このことを通じて各方法論の射程と限界を批判的に再検討する。これにより、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の解決に向けて、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組み、すなわち、多文化社会学を深化させつつ、その修得を徹底して行い、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を身に付ける。その上で、専門分野の展開を図る。

### 4) 早期からの領域横断的総合的な研究指導

2年次の研究指導に向けて、1年次の第1クォーター終了時までには指導教員(主、副)を決定し、修士論文のテーマを確定させて継続的な指導を行う。学位審査については、指導教員以外の教員による複数名の審査委員による口頭試問、最終試験を実施することにより学位の質を担保する。

また、本科目群の科目群ごとに主選択や主任指導教員が分かれている学生は、本研究科の全ての学生とともに「多文化社会学セミナー」(必修)を共修することで、総合研究指導体制(本研究科の全ての専任教員が参加)の下で領域横断的な研究指導を受けることができる。本セミナーではPDCAに基づく明確な里程標の設定の下、修士論文執筆に向けた研究の質保証が徹底して図る。

## ② 履修指導

### 1) 指導教員の決定

2年次の研究指導に向けて、1年次第1クォーター終了時をめぐりに指導教員(主、副)を決定し、修士論文のテーマを確定させ、継続的な指導を行う。

### 2) 選択科目

学生は、指導教員が担当する授業の科目群を主選択し、主選択以外の科目群からも「自由選択科目」として7単位履修できる。この「自由選択科目」7単位では、「海外経験選択科目」や「歴史民俗博物館選択科目」「東洋文庫選択科目」からの履修もできる。これらの選択科目は、機動的に学びの枠組みを編成し得る開放的プログラムとして構成されている。

### 3) 履修モデル【資料10】

本科目群では、日本人、外国人も含めて多様な人材が入学することが予想される

ため、学生が希望する進路として想定される出口に応じて、事例的に履修モデルを作成している。

### ③ 研究指導

#### 1) 研究遂行能力を高める教育

指導教員（主，副）の指導により，研究能力の基礎及び応用知識を身に付けるとともに，週1回のゼミを通じて1年間の研究指導を行う。研究課題に関連する文献，資料の批判的読み込みを修得し，自らの問題意識を深め，研究計画を作成し，データの収集と分析を通じて，学術論文としての独創性を有した修士論文を作成する力を身に付ける。

#### 2) 指導学生に合わせた言語による研究指導

本科目群では，他の科目群と同様，学生の多様なバックグラウンドの尊重と，海外での就職や大学院博士課程進学等，本研究科修了生の多様なキャリアの支援を徹底するため，研究の分野や内容によっては，日本語・英語・中国語いずれかの言語による修士論文の執筆可能性を提供する。研究指導はゼミ形式による指導とし，論文執筆及び研究指導の使用言語は，主任指導教員と履修学生が相談した上で，日本語・英語・中国語いずれかの言語を選択する。

#### 3) 海外経験を通じて多文化社会的状況にける諸問題への洞察力を深める

共時的かつ領域横断的に広がる21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して，多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決を確実に行っていくためには，文化的言語的他者との豊富な交流経験が必要である。海外経験選択科目では，海外留学，海外フィールドワーク，海外インターンシップを学生たちに奨励し，内容や成果の評価を通じて単位認定を行う。

### ④ 修了要件

学生は，修士（学術）の学位の授与に値する教育を2年間受け，修了要件である34単位以上を取得し，修士論文を作成し，最終審査（論文の審査及び最終試験）に合格することで本コースを修了する。34単位のうち，「学問のエレメンツ」12単位が必修，「学問のプラクティス」の主選択した科目群9単位が選択必修，「学問のプラクティス」の「多文化社会学セミナー」2単位が必修，「学問のプラクティス」の「自由選択科目」7単位が選択必修，修士論文の作成のための「特別研究」4単位の修得を義務付ける。

### ⑤ 学位論文の審査体制及び公表方法等

修士論文の作成については，指導教員（主，副）が指導する。学生は指導を受けな

から、修士論文を作成し、指導教員を経て研究科長へ提出する。

教授会では、指導教員（主、副）の意見を参考に、主査1名、副査2名以上の計3名以上の学位審査委員を選出する。主査は、論文作成言語を用いて口頭試問、最終試験を実施できる能力をもつ者が任に当たり、副査のうち1名は、論文作成言語を用いて口頭試問、最終試験を実施できる能力をもつ者が任に当たる。この2名については、本研究科専攻の専任教員から選出する。その他の副査1名については、本研究科以外から選ぶこともでき、研究領域に関連する有識者が任に当たる。

学生は、修士論文の内容を公開報告会において発表し、質疑応答を行う。主査、副査は個別に学生と面談し、修士論文の内容及び修士学位を授与する資格を審査し、学位審査委員会に審査結果を報告する。学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行い、学位論文の可否を決定するとともに、最終試験の結果を教授会に報告し、教授会は課程修了の可否を審議する。

なお、日本語以外で修士論文を作成した学生に対しては、日本語版抄本及び日本語版要約の提出を義務付けることにし、公開報告会、学位審査委員会、教授会の便宜に供することとする。

修士論文の要旨と審査結果は、教授会の審査後に遅延なくホームページ上に公開する。以上のような手順を踏むことで、審査の厳格性及び透明性を確保するものとする

## ⑥ 研究の倫理審査体制

本研究科に倫理委員会を設置し、外部委員も入れた審査を実施する。文部科学省、厚生労働省の倫理指針に従って、日本語・英語・中国語いずれかの言語で作成された研究計画書とそれに関連した書類を審査する。審査申請書を作成する前に、「多文化社会学セミナー（2単位）」で研究倫理の重要性を学んだ上で作成にあたる。倫理に違反したことが判明した場合には、直ちに研究を中止するとともに、被害を調査し、適切に対処する。

## イ 政策科学科目群

### ① 教育方法

本科目群では、講義と講義内容に即した演習（議論、文献講読、資料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニング）に基づき、政策研究や政策分析に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、多文化的状況における多様な利害関係者の思想や行動を考慮しつつ最善の解決策を提示できる、問題解決型の力を身に付けることができる。

以下の1)～4)は、各科目群共通である。

- 1) 履修学生に合わせた言語による演習・研究指導
- 2) 世界水準の教育

- 3) 「学問のエレメンツ」(「基盤必修科目群」)での人文社会科学の土台的基礎の付与
- 4) 早期からの領域横断的総合的な研究指導

## ② 履修指導

以下の1)～3)は、「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

- 1) 指導教員の決定
- 2) 選択科目
- 3) 履修モデル【資料10】

## ③ 研究指導

以下の1)～3)は、「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

- 1) 研究遂行能力を高める教育
- 2) 指導学生に合わせた言語による研究指導
- 3) 海外経験を通じて多文化社会的状況にける諸問題への洞察力を深める

## ④ 修了要件

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## ⑤ 学位論文の審査体制及び公表方法等

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## ⑥ 研究の倫理審査体制

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## ウ 環海日本長崎学・アジア研究科目群

### ① 教育方法

本科目群では、講義と講義内容に即した演習(議論、文献講読、資料読解、グループワーク、プレゼンテーション等のアクティブラーニング)に基づき、グローバル世界での重要な結節点である「日本・長崎」への深い理解力に基づき、超域的に知と人を繋ぐなかで、相即不離に「世界と地域」を創生していく、「世界・地域」創生型の力を身に付けることができる。

以下の1)～4)は、各科目群共通である。

- 1) 履修学生に合わせた言語による演習・研究指導
- 2) 世界水準の教育
- 3) 「学問のエレメンツ」(「基盤必修科目群」)での人文社会科学の土台的基礎の付与
- 4) 早期からの領域横断的総合的な研究指導

## ② 履修指導

以下の1)～3)は、「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

- 1) 指導教員の決定
- 2) 選択科目
- 3) 履修モデル【資料10】

## ③ 研究指導

以下の1)～3)は、「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

- 1) 研究遂行能力を高める教育
- 2) 指導学生に合わせた言語による研究指導
- 3) 海外経験を通じて多文化社会的状況にける諸問題への洞察力を深める

## ④ 修了要件

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## ⑤ 学位論文の審査体制及び公表方法等

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## ⑥ 研究の倫理審査体制

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

## エ 言語多様性科目群

### ① 教育方法

本科目群では、本分野における専門知識を修得すると同時に、言語に関する普遍性、個別性、多様性、言語を取り巻く文化について幅広い知識を修得し、言語教育・言語政策領域で活躍できる素養を身に付けることができる。

なお、修士論文の作成は原則英語とし、最終審査に合格することによって本科目群を修了する。ただし、英語以外の言語を修士論文のテーマとする場合は当該言語で作成する。

以下の1)～4)は、各科目群共通である。

- 1) 履修学生に合わせた言語による演習・研究指導
- 2) 世界水準の教育
- 3) 「学問のエレメンツ」（「基盤必修科目群」）での人文社会科学の土台的基礎の付与
- 4) 早期からの領域横断的総合的な研究指導

### ② 履修指導

## 1) 指導教員の決定

各科目群共通。

## 2) 選択科目

学生は、指導教員が担当する授業の科目群を主選択し、主選択以外の科目群からも「自由選択科目」として7単位履修できる。この「自由選択科目」7単位では、「海外経験選択科目」や「歴史民俗博物館選択科目」「東洋文庫選択科目」からの履修もできる。これらの選択科目は、機動的に学びの枠組みを編成し得る開放的プログラムとして構成されている。

言語研究・分析に必要な基礎科目は16単位、専門科目での選択必修科目である応用科目は4単位、発展科目は2単位である。このうち応用科目については、演習科目である言語学特定演習、応用言語学特定演習、日中対照言語学特定演習、日英対照言語学特定演習で構成し、4科目から3科目を選択必修科目とする。

## 3) 履修モデル【資料10】

本コースでは、日本人、外国人も含めて多様な人材が入学することが予想されることから、原則、英語による授業展開を行う。2年次修了までの科目を、基礎・応用・発展という位置づけとし、学生が興味・関心をもつ領域への学びの深化を実現する。応用科目群においては、ある特定の言語学的観点や理論に基づく科目ではなく、言語の多様性を視座においた科目とする。

## ③ 研究指導

### 1) 研究遂行能力を高める教育

指導教員（主、副）の指導により、研究能力の基礎及び応用知識を身に付ける。基礎科目、応用科目を担当する教員の授業のなかで、研究テーマの見つけ方、情報収集の仕方、分析方法を学ぶとともに、先行研究論文が解明した部分と残された課題を整理し、新たな研究課題と発展させる能力を身に付け、研究計画を自ら作成、遂行する力を涵養する。

### 2) 研究、実践と統合させた教育

様々な領域を研究している言語学者のインターネット上集団である The Linguist 等に参加させ、オンラインでのディスカッション参加やアドバイスを受ける環境を構築させる。海外の研究者との密な関係を築いていくことで研究の幅を広げる機会とするだけでなく、深化する機会とし、教育効果を向上させる。

## ④ 修了要件

各科目群共通。

#### ⑤ 学位論文の審査体制及び公表方法等

「ア グローバル・スタディーズ科目群」と共通。

#### ⑥ 研究の倫理審査体制

各科目群共通。

### オ 核軍縮・不拡散科目群（演習・研究指導は日本語・英語のみ）

#### ① 教育方法

本科目群では、講義を通じて、学術的知見を深めると同時に、現実の核問題や外交交渉等についても、演習を通じて体験を深め、研究・実務の両面で活躍できるような文系・理系の枠を超えた人材（文理融合型の専門家）を育成する。また、国際社会で通用する専門家を育成すべく、授業は英語で行う。なお、修士論文の作成は日本語又は英語とする。

以下の1)～4)は、各科目群共通である。

- 1) 履修学生に合わせた言語による演習・研究指導
- 2) 世界水準の教育
- 3) 「学問のエレメンツ」（「基盤必修科目群」）での人文社会科学の土台的基礎の付与
- 4) 早期からの領域横断的総合的な研究指導

#### ② 履修指導

##### 1) 指導教員の決定

各科目群共通。

##### 2) 選択科目

学生は、指導教員が担当する授業の科目群を主選択し、主選択以外の科目群からも「自由選択科目」として7単位履修できる。この「自由選択科目」7単位では、「海外経験選択科目」や「歴史民俗博物館選択科目」「東洋文庫選択科目」からの履修もできる。これらの選択科目は、機動的に学びの枠組みを編成し得る開放的プログラムとして構成されている。

主選択した本科目群では、1年次は、講義2科目（4単位）、演習2科目（2単位）を履修する。2年次は第1～2クォーターに講義1科目（2単位）、演習1科目（1単位）を履修する。2年次第3～4クォーターには、海外インターンシップ（2単位）と修士論文を完成させる。



### 3) 履修モデル【資料10】

本科目群では、日本人、外国人も含めて多様な人材（特に理工系の人材）が入学することが予想されるため、学生が希望する進路として想定される出口に応じて、事例的に履修モデルを作成している。

### ③ 研究指導

研究で最も大事な作業の一つが「問題設定」である。何が重要な課題か、について十分な予備調査を行った上で、指導教員との対話形式により、論文のテーマを決定する。核軍縮・不拡散問題は、国際政治や国際法のみならず、技術的分析や公共政策分析も必要となる。自然科学系では答えを一つにまとめることが求められるが、現実社会では選択肢がいくつも存在する。その選択肢の洗い出しと公正な評価ができるよう、客観的評価手法や領域にこだわらない研究の進め方を指導する。また、現実の外交現場を訪ね、理論だけではなく実践面での教育も行う。

### ④ 修了要件

各科目群共通。

### ⑤ 学位論文の審査体制及び公表方法等

自らの発意による課題設定に始まり、問題の構造分析、問題解決に向けての政策選択肢、選択肢の評価と政策提言、といったプロセスごとの論理的構造を重視する。作成については、指導教員（主、副）が指導する。学生は指導を受けながら、修士論文を作成し、指導教員を経て研究科長へ提出する。教授会では、指導教員（主、副）の意見を参考に、主査1名、副査2名以上の計3名以上の学位審査委員を選出する。主査は本専攻の専任教員から選出される。副査には関連する有識者を研究科以外から選ぶこともできる。文理融合を目指すべく、主査と副査は、自然科学系と人文社会科学系の組み合わせを原則とする。

学生は、修士論文の内容を公開報告会において発表し、質疑応答を行う。主査、副査は個別に学生と面談し、修士論文の内容とそれについての理解及び学術の修士学位を授与する資格を審査し、学位審査委員会に審査結果を報告する。学位審査委員会は、論文の審査及び最終試験を行い、学位論文の合否を決定するとともに、最終試験の結果を教授会に報告し、教授会は課程修了の可否を審議する。

修士論文の要旨と審査結果は、教授会の審査後に遅延なくホームページ上に公開する。なお、学生は論文の成果を踏まえた論文を学術誌に投稿することを奨励される。核兵器廃絶研究センターにおいて、平成30年度を目途に核問題に特化した学術誌を発行する予定であり、そこに投稿することをまず奨励する。以上のような手順を踏むこ

とで、審査の厳格性及び透明性を確保するものとする。

## ⑥ 研究の倫理審査体制

各科目群共通。

## 7 施設、設備等の整備計画

### (1) 校地、運動場の整備計画

多文化社会学研究科の教育・研究を支える校地は、本学の文教キャンパスである。文教キャンパスは六つの学部及び三つの研究科が設置され、全学部の教養教育が行われる等、本学における中心的なキャンパスであることから、附属図書館、保健・医療推進センター、食堂等の福利厚生施設が充実しており、本研究科が新設されても、既存の学部・研究科と共用できるだけの十分な施設が備えられている。

運動場については、文教キャンパス内に設置されているグラウンド(約 24,300 m<sup>2</sup>)、総合体育館(2,594 m<sup>2</sup>)及び補助体育館(862 m<sup>2</sup>)を主に使用する。このほか、文教キャンパスには、テニスコート、弓道場、ハンドボールコート、柔道場、剣道場、プール等が整備されている。

学生が休息するスペースは、学生会館内に共同談話室、食堂、喫茶室等が備えられている。

### (2) 校舎等施設の整備計画

教室については、講義をするための中・小講義室、ゼミナール等を実施するための演習室を、文教キャンパスの既存の施設のなかで、学生の動線にも十分に配慮して、まとまりのある施設として確保し整備している。

教員の研究室についても、文教キャンパスの既存の施設のなかで、教員団としてのまとまりを生み出しうる位置に確保し、かつ演習室を隣接させて教員と学生のコミュニケーションの機会を円滑に提供できるように整備している。

これらの施設・設備は、本研究科の斬新かつ特色ある教育を展開するために、総合教育研究棟(専用 1,294 m<sup>2</sup>)を中心に次のように整備している。

#### ① 講義室・演習室

- 中講義室(60~80名規模) 2室、小講義室(30~40名規模) 2室
- 演習室(10~15名規模) 13室

#### ② パソコン室

学生の情報処理能力を高めるために、パソコン室(50~60名規模) 1室を本研究科の施設として備えている。授業のない時間帯は、本研究科の学生に自習室として開放する。

#### ③ マルチメディア室

視聴覚教材の作成、フィールドワーク実習のデータ分析、演習・修了研究のデータ分析、WebサイトやPodキャストを利用した学修成果の公開等のために、最新のメディア機器を備えた施設を整備している。

#### ④ 教員研究室

本研究科の専任教員のための個人研究室として、専任教員1人につき1室（約20㎡）を整備している。

このほか、教員の研究資料を保管する学術資料保管室、就職活動の支援を行う就職支援室、学生の相談に個別に対応するための学生相談室、管理運営を行うための研究科長室、小会議室、事務室等を本研究科の施設として整備している。

### (3) 図書等の資料及び図書館の整備計画（詳細について図書館総務へ要確認中）

#### ア 図書資料の整備計画について

本学の全蔵書（附属図書館登録分）は、図書約1,016,000冊、学術雑誌約25,000タイトル、視聴覚資料約6,400点を数え、そのうち図書については、文教キャンパスの中央図書館に約586,000冊、坂本キャンパスの医学分館に約154,000冊、片淵キャンパスの経済学部分館に約276,000冊を所蔵している。また、本学の図書館では、約30種のデータベースや約16,000タイトルの電子ジャーナルを提供しており、大半のデータベースや電子ジャーナルは、学生を含め本学の構成員は、学外からのアクセスも可能となっている。現在、約30,000タイトルの電子ブックも、今後、随時拡充の予定である。

本学では、長年にわたる図書資料の体系的な収集整備により、本研究科の教育研究領域である人文科学及び社会科学に係る図書・学術雑誌類は充実している。

また、本学未所蔵の資料については、図書館間相互貸借システムを用いて、他大学図書館等に現物貸借及び文献複写の提供依頼を行うことで、蔵書整備を補完している。さらには、国内のみならず海外の大学図書館等とも相互協力を果たしながら、学術資料を迅速に提供する環境を整えている。

#### イ 図書館の整備計画について

文教キャンパスの附属図書館（中央図書館）は、平成24年度に耐震補強及び改修を行い、平成25年4月に新規開館した。改修に当たっては、本学の教育改革に即した自学自習環境の整備とアクティブラーニング支援の強化を目的として、次の機能を設計に盛り込んだ。

(ア) 床面積（総面積約6,281㎡）は、改修前と同様であるが、事務スペースの転用等により利用者スペースを拡張し、閲覧席数を648席から756席に増加させた。

(イ) ラーニングコモンズのコンセプトを導入し、館内を①グループワーク（討議・協同学習の場）、②パーソナルワーク（PCや書籍他各種媒体を駆使した個人学習の場）、③サイレント（静粛・思索の場）にゾーニングし、多様な学習形態に対応した。

[※ラーニングcommons：複数の学生の自学自習及びディスカッションの場]

- (ウ) テラス（オープンデッキ）やラウンジを配して、利用環境の快適性と利便性にも配慮した。
- (エ) 学生発表会，セミナー，講演会等に利用できる開放的な多目的ルームと，貴重資料や教員，学生の活動成果等を展示するギャラリーを設置した。
- (オ) バリアフリーに配慮して，エントランスを2階から1階に移すとともに，利用者用エレベーターを新設した。
- (カ) 1階と2階にインターネット接続可能なPCを約100台配置している。また，全フロアに無線LANアクセスポイントを整備し，個人のPCからも学内外の情報へのアクセスが可能となっている。
- (キ) 図書収容能力（約580,000冊）は改修前と同様であるが，資料保存に適切な温湿度管理のため，書庫の空調設備と外壁の断熱性能を強化した。また，貴重書庫には専用の閲覧室を併設した。
- (ク) ソフトウェア面での研究・教育支援ツールとして，平成25年度よりディスカバリーサービス（複数の学術情報データベースを統合検索するツール）を導入しており，平成26年度より新たにパスファインダー（授業資料ガイド）を導入した。

## 8 既設の学部との関係【資料1】

本研究科が目指す、多文化社会学を基底に据えた人材育成は、平成26年度に新設した多文化社会学部の発展的継承も視野に入れて取り組んでいくことになる。

多文化社会学部は、卓越した英語運用能力と多文化社会をリードする人文社会科学系の資質を兼ね備えたグローバル人材を、特色ある入試・カリキュラム・学生指導を通じて育成し、グローバルに事業展開する国内外の企業や国際機関あるいは国内外の大学院等へ輩出することを目指している。

すなわち、多文化社会学部は、グローバル化時代に求められる共生社会の知的基盤の創出を目指して、文系諸学の再編とそれに基づいたリベラルアーツ教育を重視している。そして、グローバル時代を生きる専門職業人・研究者として相応しい人文社会科学分野の学識と人間力の育成、グローバルな問題を主体的に捉え、問題解決に取り組み、その成果を世界に向けて発信する能力の育成、他者・異文化・歴史に対する深い認識と共感の力の育成、地域と国際社会に貢献する志と行動力の養成等に取り組んでいる。

したがって、多文化社会学部の学年進行とも連動した形で、多文化社会学教育を重視する新たな人文社会科学系大学院を設置することで、多文化社会学部の課題を発展的に継承し、その学術的な専門性と社会的な実践性をよりいっそう高めていくことで、社会のさらなる要請に応えていくことができると考える。

また本研究科は、人文社会科学系の多様な領域を専門分野とするが、これらの一部領域については、既存研究科（教育学研究科、経済学研究科）が既に専門分野として有しているものもある。それゆえ、教育研究面での有機的な連携を通じて、既存の研究科で蓄積された資源を有効に活用するとともに、互恵的な関係のなかで双方の発展を図り、ひいては人文社会科学分野全体の発展に努めていく。

なお、本研究科専任教員は多文化社会学部、教育学部、言語教育研究センター、核兵器廃絶研究センター等、複数の部局から参画する全学的な協力体制が図られている。

## 9 入学者選抜の概要

### (1) 本研究科のアドミッションポリシー

本研究科では、グローバル化の多文化社会的状況において、領域横断的に錯綜する諸問題の解決のために、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材の育成を目的としている。その人材育成像は、以下のディプロマポリシー（一部抜粋）に集約している。

〈ディプロマポリシー〉

本研究科のディプロマポリシーは、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題（①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新等、言語が現実構成の基盤にあることへの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題等）に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことのできる人材を育成することである。

したがって、本研究科のアドミッションポリシーでは、このような人材育成の基盤となる次のような資質を持った学生を選抜することを掲げている。

- ① グローバル世界について、文化的他者との共生を軸に据えて、そこに生きる人間や生成する社会・文化に対する理解と共感を深め、現在の課題に取り組む意欲を持つ者
- ② 単に国際的な競争力を身に付けることに関心があるのではなく、むしろ将来への展望を見出そうとする意志を持つ者
- ③ 人類の多様な文化や歴史を踏まえ、宗教や民族の違い等の文化的多様性を尊重しつつ、広く世界の人々と交わり、人類の発展と幸福に貢献することに関心を持つ者

こうしたアドミッションポリシーに照らし合わせて、入学する学生のバックグラウンドについては、多文化社会学部卒業生、学内外の人文・社会科学系の学部卒業生、外国語学部・国際系学部卒業生、東アジア・東南アジアの留学生、環海日本長崎学・アジア研究に関心のある社会人などを想定している。

本研究科では、日本の歴史、文化、思想、社会、政治、経済、言語等なども幅広く学べることから、特に、留学生は、本国の大学で日本学や日本語を専攻し、日本語のみならずリベラルアーツをある程度身につけている者が志願してくるものと想定している。また、本学多文化社会学部においても、過去3年間にかけて、留学生を107名受け入れ、70名の学生を派遣した実績があるため、多文化社会学部の授業を受講したことのある留学生が、大学院の留学先として本研究科を選ぶ可能性があることを想定している。

さらに、人文社会科学系の学問への関心は、エイジングとともに高まる傾向もあることから、社会人への門戸を広く開放していく必要があると考える。長崎では、民間の学としての「長崎学」が隆盛したが、その一方で、アカデミズムに基づいた長崎研究の機会提供は意外に乏しい。それゆえ、本研究科が設定する「環海日本長崎学・アジア研究科目群」などでは、人文社会科学系の学問に対する関心とその素養を持った地元市民などが志願してくることを想定することができる。

## (2) 選抜方法

### ① 入学資格

学士の資格を取得し、俯瞰的かつ領域横断的な人文社会科学系の教育を受けるための基礎的学力を有していること。

### ② 募集人員

10名とする。

### ③ 入学者選抜方法

#### (7) 一般入試

本研究科の一般入試においては、出願書類及び下記1)～2)の試験の成績を基に総合的に判定する。筆記試験については、大学院にて専門科目を履修するうえで必要な基礎知識を問うことを目的として実施する。

#### 1) 筆記試験

専門科目（人文社会科学系）の筆記試験と外国語（英語）の学力検査を行う。各筆記試験の配点は専門科目100点、外国語50点とする。

なお、外国語（英語）については、下記のいずれかの受験方法を選択させる。

①本研究科実施の外国語（英語）を受験する。

②TOEFL-iBTもしくはIELTSのいずれか一方又は両方のスコア（成績）の提出により、本研究科実施の外国語（英語）を受験しない（免除）

③TOEFL-iBTもしくはIELTSのいずれか一方又は両方のスコア（成績）を提出し、かつ本研究科実施の外国語（英語）を受験する。この場合、選抜にあたって



は、最も高い評価点を採用する。

2) 口述試験（出願書類の内容審査を行う口頭試問）

口述試験では、専門知識や勉学への関心・意欲、人文社会科学系の実践の場で必要とされるコミュニケーション能力や協調性等の資質を日本語及び英語で審査し、出願書類の内容から総合的に判断する。口述試験の配点は50点とする。

(イ) 外国人留学生入試（若干名）

本研究科の外国人留学生入試は、基本的には一般入試と同様であるが、外国語の筆記試験は「英語」ではなく、「日本語」とする。英語力については、口述試験において判断する。

④ 語学力（英語・日本語）の担保について

募集要項の可否判定基準には「英語及び日本語試験が著しく低い場合には不合格とする」という一項をいれる。また、研究科内部の申し合わせとして、試験の実施前に、英語及び日本語で不合格とする基準を定める（一定以上の得点が必要）。

ただし試験前に、不合格の基準を数値（日本語能力試験や日本語検定を含む）で公開すると、かえって不合格ラインの数字が独り歩きし、研究科の研究で求められる日本語能力を判断することが難しくなる恐れもある。それゆえ、本研究科では、研究科に所属する日本語研究専攻の教員を中心に作成した日本語試験及び面接試験を通じて、留学生の日本語能力を判断することになる。

## 10 取得可能な資格

本研究科では次のような資格取得が可能である。

### 【英語教員専修免許】（申請中）

本研究科では、「言語多様性科目群」を主選択した学生を対象に、「英語教員専修免許科目」を履修することができる。ただし、学士課程において1種免許を取得していることを前提とする。

専修免許に必要な83単位のうち、学士課程で既に取得している59単位を除いた24単位分を研究科で履修する。研究科で取得する専修免許に必要な単位は教職科目ではなく、教科の単位とする。24単位のうち、「言語多様性科目群」等で開講する科目から22単位、本学の教育学研究科で開講している科目から8単位を選択履修する。

## 11 管理運営の考え方

### (1) 学長主導のガバナンス体制

本学は、先進的な教育課程を実現するとともに、世界をリードしている新興感染症研究、被ばく医療研究を始めとする卓越した研究拠点の構築を目標に、学長のリーダーシップに基づく部局ガバナンスを実現することを目指している。

本研究科においても、学長及び研究科長による研究科ガバナンスを実現する。よって、教授会が主導する従来型の運営を見直し、学長が指名する研究科長がイニシアチブを十分に発揮できる研究科ガバナンスを実現することにより、迅速かつ効果的な運営が可能となる体制を構築する。

### (2) 組織

#### ア 運営会議及び教授会

本研究科の教育・研究、管理及び運営は、運営会議及び教授会が行う。

運営会議は、研究科長（議長）及び学長が指名する理事を中心に、研究科長指名の副研究科長、常置委員会委員長等により組織され、研究科ガバナンスの中核となる。

教授会の審議事項は、教学事項に限定し、人事、予算その他研究科運営事項に関しては運営会議で審議し、決定する。

教授会は、全ての専任教員（教授、准教授及び助教）により組織され、定例で開催する。

#### イ 常置委員会

本研究科の日常的な業務を円滑に処理するため、総務委員会、学務委員会、入試委員会、広報委員会、国際交流委員会等の常置委員会を置く。

### (3) 事務組織

本研究科の事務処理は、多文化社会学研究科事務室において行う。

### (4) 管理運営

本研究科の研究科長は、学長が選考し、任命する。

研究科長のイニシアチブによる研究科ガバナンスを円滑に行うため、研究科長の業務を補佐・支援する研究科長指名の副研究科長2名を置く。

## 12 自己点検・評価

### (1) 全学的実施体制

本学の組織評価については、国立大学法人長崎大学基本規則第30条の2の規定に基づき「計画・評価本部」を置き実施することを定め、計画・評価本部規則において任務、組織等を定めている。

計画・評価本部は、中期目標・中期計画・年度計画の案の作成はもとより、国立大学法人評価委員会が行う本学の評価（以下「法人評価」という）及び大学機関別認証評価（以下「認証評価」という）への対応に関する業務を行うことを任務とする。同本部は、学長を本部長として、理事、副学長、事務局長及び事務局の各部長から構成される組織であり、幅広い評価項目、基準・観点等に対応できる実施体制を実現している。さらに、評価等の業務を行うに当たっては、必要に応じ、全学委員会、事務局各課等を活用できるようになっている。本学は、月3回程度学長・副学長会議を開催し、学長のリーダーシップの下、機動性のある組織運営を行っているが、学長・副学長会議の構成員が計画・評価本部の構成員を兼務することで、状況に応じ柔軟かつ迅速な対応が可能になっているところが特徴的である。

### (2) 実施方法、結果の活用、公表及び評価項目等

本学では、法人化後、法人評価[第一期/H16～21、第二期/H22～27]及び認証評価[H26年度受審]について、それぞれの評価基準等により本学における点検及び評価に関する規則（以下「点検・評価に関する規則」という）第3条に基づき、自己点検・評価を実施してきた。

評価結果については、計画・評価本部会議において報告し、改善点等については学長から担当の理事又は副学長に対し指示するとともに、改善報告を求めることにより、教育研究の水準及び質の向上に努めている。さらに、評価結果は本学の公式ホームページで公表するとともに、同本部のホームページにおいてもこれまでに実施した全ての評価の結果を併せて公表している。部局等では組織評価として、点検・評価に関する規則第4条に基づき、自ら定める評価基準等により、自己点検・評価を実施する他、第三者評価又は外部評価を行うことを定めている。また、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いている部局もある。

本研究科では、組織評価については、評価委員会を中心に自己点検・評価を行うとともに、外部委員から成る外部評価委員会による外部評価を行う。それらの評価結果は報告書及び本研究科のホームページで公表する。教員の個人評価については、教員個人の教育、研究、社会貢献及び大学運営の4領域に関する活動を客観的評価基準により評価し、その結果をインセンティブに用いる。

## 13 情報の公表

### (1) 大学としての情報提供

本学では、インターネット上に大学のホームページを設けており、大学の理念と中期目標や中期計画等の大学が目指している方向性を発信するとともに、カリキュラム、シラバス、学則等の各種規程や定員、学生数、教員数等の大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容等と公開しているホームページアドレスは、以下のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること。
  - ② 教育研究上の基本組織に関すること。
  - ③ 教員組織及び教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。
  - ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること。
  - ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること。
  - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること。
  - ⑦ 校地、校舎等の施設及びその他の学生の教育研究環境に関すること。
  - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。
  - ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。
- (①～⑨ : <http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/education/index.html>)
- ⑩ その他
    - (a) 長崎大学規則集  
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/guidance/rule/index.html>)
    - (b) 設置計画書・設置計画履行状況報告書等  
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)
    - (c) 評価及び監査に関する資料  
(<http://www.nagasaki-u.ac.jp/ja/about/disclosure/legal/index.html>)

### (2) 多文化社会学研究科としての情報提供

本研究科の教育研究活動は、大学及び本研究科のホームページに掲載する。また、上記の自己点検・評価報告書や、外部評価による評価結果を公開（長崎大学計画・評価本部ホームページ URL:<http://www.hpe.nagasaki-u.ac.jp/>）する。さらに、研究科単位の広報パンフレットを作成し、本研究科のカリキュラム上の特色や教育研究活動等に関する情報を公開する。また、文部科学省への意見伺い等の内容については、ホームページに掲載する。

## 14 教員の資質の維持向上の方策

### (1) 長崎大学の取組【資料 1 1】【資料 1 2】

- ① 全学教務委員会（委員長は教学担当理事）の下に，全学の教育改革の現状の把握，改革内容の検討，改革方針の確立を図るために評価・FD 教育改善専門部会（部会長は教学担当理事）を置き，授業内容の改善を含む教育改革を不断に進めていく体制を整えている。また，学内共同教育研究施設の一つとして，教学担当理事がセンター長を務める大学教育イノベーションセンターが設置され，全学教務委員会のシンクタンクとしての役割を果たしている。同センターには，アドミッション部門，学士課程教育部門，教育改善部門及び教学 IR 部門が置かれ，教育改善部門は授業評価の在り方を研究するとともに，評価・FD 教育改善専門部会と緊密な連携を図りながら授業内容の改善に資する全学 FD の企画・立案に当たっている。
- ② FD に出席した教職員には修了証を与える等，教職員の意識変革を促し主体的に教育改革に取り組む体制も整えており，FD への出席状況を教員評価の評価項目の 1 つにしている部局もある。
- ③ 既に学生による授業評価を実施しており，平成 24 年度からは，その結果を学内に公開し，平成 25 年度からは学外にも公開している。

### (2) 多文化社会学研究科の取組【資料 1 3】

本研究科における授業内容の改善を含む教育改革の不断の推進は，研究科長のイニシアチブによる研究科ガバナンスを最重要課題とし，全学教務委員会の評価・FD 教育改善専門部会等と密接な関係を保ちながら推進する。

本研究科の基本理念及びディプロマポリシーに基づき有為な人材を社会に提供するために，教員の資質を向上させるとともに不断にカリキュラムを改善する。

具体的には，次のとおりである。

- ① 学生による授業評価を定期的に行い，評価結果を活用し，教育内容の質的向上や双方向的な教育方法の推進等の教育改善を図る。
- ② 必修科目「学問のエレメンツ」では，教員自らが自己の拠り所となっていた既成の学問の在り方を自己批判的に再検討することで，多文化社会学としての新しい学問的ベースを全教員で考える。

## 資 料 目 次

- 資料 1 既設の学部との関係（教育研究の柱となる分野のつながり）
- 資料 2 人文社会科学系が本来有している批判力・構想力・実践力を十分に引き出す構造
- 資料 3 プログラムの編成概念図
- 資料 4 留学生や社会人学生が学問的基礎を習得するための三つの取組み
- 資料 5 カリキュラムの両軸構造とプログラム構成による人材育成
- 資料 6 カリキュラムマップ
- 資料 7 海外経験選択科目について
- 資料 8 多文化社会学セミナーについて
- 資料 9 スケジュールマップ
- 資料 10 履修モデル
- 資料 11 平成 28 年度長崎大学 F D 研修一覧及び多文化社会学 F D 研修一覧
- 資料 12 平成 28 年度長崎大学事務系職員 S D 研修実施計画
- 資料 13 新たな人文社会科学系の大学院モデルによる教員も含めた人材の育成

# 既設の学部との関係（教育研究の柱となる分野のつながり）

## 学部

- 多文化社会学部  
【1学科】多文化社会学科

### グローバル社会コース

・グローバル化する世界に法学、政治学、経済学分野からアプローチする。

### 社会動態コース

・グローバル化する世界の社会と文化の変容に社会学、文化人類学、歴史学分野からアプローチする。

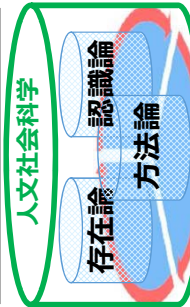
### 共生文化コース

・グローバル化する世界の文化的多様性に思想、文化、表象、メディア、言語分野からアプローチする。

### オランダ特別コース

・グローバル化する世界をオランダの言語、歴史、文化、現代社会を通して理解する。

## 学問のエレメント (基礎必修科目群)



人文社会科学の概念や理論を、学問の土台的基础（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討

## 多文化社会学の深化と修得

専門知の超域的活用の受け皿へと深化させ、方法論としての成熟化を図る。多文化社会学の修得を徹底化

徹底的な専門性の養成

## 多文化社会学の基礎の修得

社会的・文化的・言語的多様性の視点から、既存の人文社会学系は学問分野を横断的に再編することによって、新たな学問の領域としての「多文化社会学」を創り出す。  
研究の柱を構成するのは、三つの基礎的学問分野である。

- ① 政治学、法学、経済学、経営学を基礎的分野とし、グローバル化時代における政治経済システムの特質を明らかにしていく分野
- ② 社会学、人類学、歴史学を基礎的分野とし、グローバル化時代における社会動態・社会変容の真相をフィールド調査に基づき明らかにしていく分野
- ③ 文化学、思想学、言語学を基礎的分野とし、グローバル化時代における人間と文化のあり方を、自己と他者の相互関係、自己認識と他者理解の相関関係を軸に明らかにしていく分野

## 多文化社会学の更なる深化へ 超域的かつ俯瞰的な〈学〉へ

グローバル化時代に求められる共生社会の知的基礎の創出を目標として、文系諸学の再編とそれに基づいたリベラルアーツ教育

学部の課題を発展的に継承し、超域的・俯瞰的な〈学〉として多文化社会学をより深化させていくことで、高度な専門性と実践性から社会のさらなる要請に応えていく

## 大学院

- 多文化社会学研究科修士課程  
【1専攻】多文化社会学専攻

## 学問のプラクティス

### グローバル・スタディーズ科目群

・人文社会学の見地から文化的他者への理解と共感に基づき、超域的に知と人を繋ぐことで、民族・宗教・文化・国家の摩擦や対立等における存在や意味の多様性に対する否定・反動に対して、専門的解決を図っていく。

### 政策科学科目群

・既存の国際経済学（上からの視点）と地球上で生活する人々の視点（下からの視点）を調和した「世界政策論」を開拓し、政策・制度・規範と人間の安全保障に関わる問題等について専門的解決を図っていく。

### 環海日本長崎学・アジア研究科目群

・人文社会学と社会学の連携に基づく諸観点から、日本・アジアと世界の交叉・輻輳のなかで生じる歴史・文化・社会の問題について専門的解決を図っていく。

### 言語多様性科目群

・言語学が多様性を文法的・音聲的特性、文化社会的規則や談話レベルの特性等から捉えることで、コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出等、言語が現実構成の基盤にあることへの理解の欠如に関わる問題について専門的解決を図っていく。

### 核軍縮・不拡散科目群

・核軍縮・不拡散分野において人文社会学系と自然科学系及び研究と実務の両側面を兼ね備える（文理融合）ことで、人道・安全保障・経済等の問題について専門的解決を図っていく。

## 多文化社会学の超域的・俯瞰的な深化

「学問のエレメント」において、人文社会学系は学問の土台的基础（存在論・認識論・方法論）に位置付け直し、各方法論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな方法論として多文化社会学のさらなる深化を図る。「学問のプラクティス」では、「学問のエレメント」で修得した知識に基づき、社会、文化、政策、応用、地域、言語等の研究を通じて専門性を徹底的に養成する。

「学問のエレメント」と「学問のプラクティス」の相互補完的な連携・統合・展開を通じて、21世紀社会の諸問題の取組みで不可欠な、人文社会学系が本来的に持つ「批判力」（現状への批判的反省力）、「構想力」（知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）の三つの力を養成する。

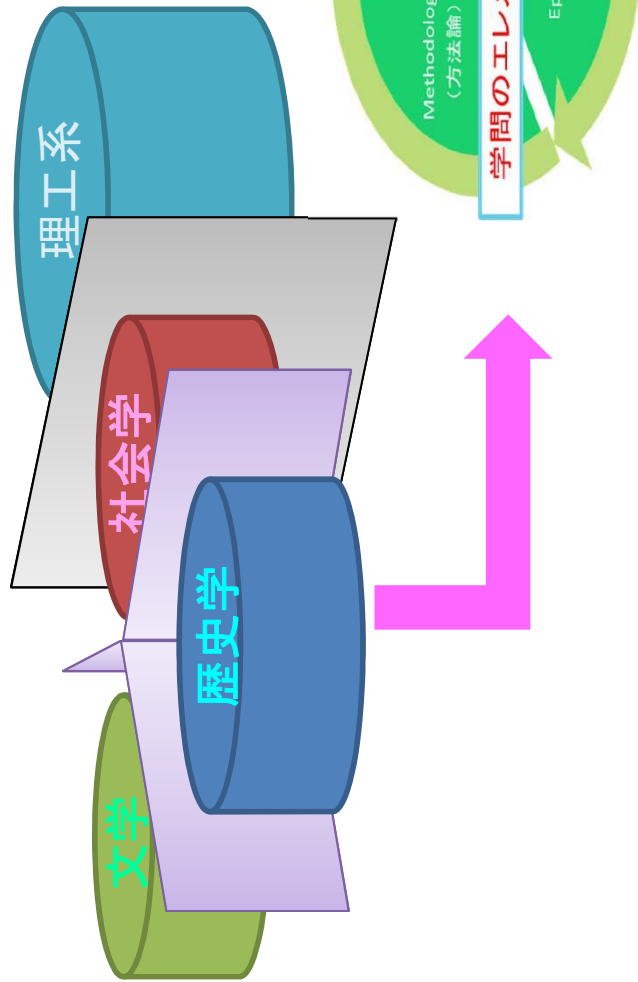


# 人文社会科学系が本来有している批判力、構想力、実践力を十分に引き出すために

## 専門知の超域的な活用に必要な学問の土台的基礎

超域的に形成される21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題へ対応するためには、人文社会科学のディシプリン（方法論）において、それぞれの専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に位置づけ直し、そのことを通じて各方法論の概念と理論の射程と限界を批判的に検討、再構築を図る必要がある。その上で、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的解決を可能にするために、専門知の超域的活用の受け皿となる新たな学問的枠組みを構築する必要がある。

例：文学部における社会学・歴史学・文学等



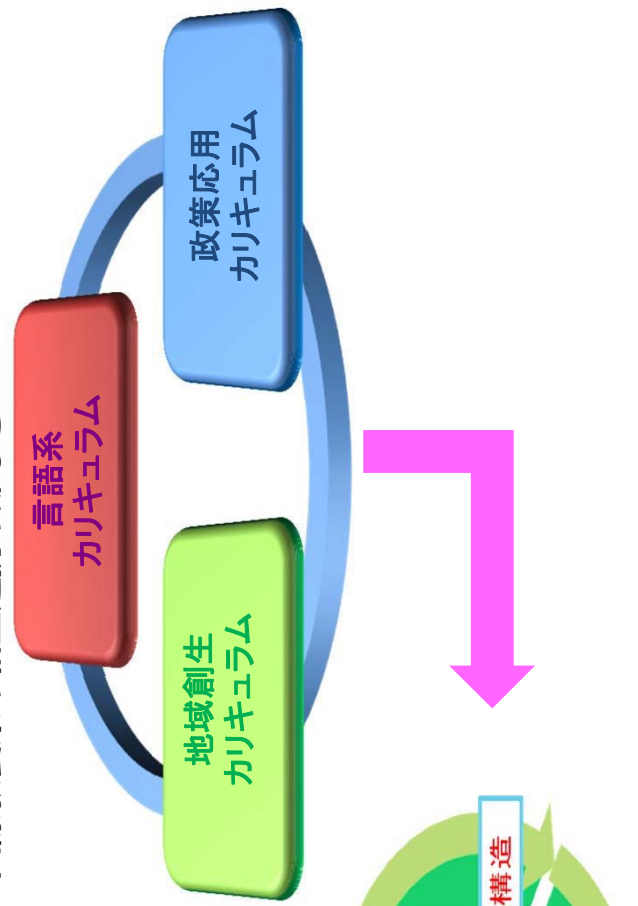
※学問のエレメンツと乖離してしまうと、方法論(ディシプリン)も実践研究(インター・ディシプリン)も、その批判力、構想力、実践力を減退させてしまう

上記の例を「ディシプリンの過度の分業化」（左図）や「実践研究（インター・ディシプリン）にみる応用の偏重」（右図）と表現するならば、こうした問題を回避し、人文社会科学系が本来有している問題解決力（批判力・構想力・実践力）を十分に引き出すための工夫が必要である。本研究構想では、「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」の両軸からなるカリキュラム構成をもって、この課題に応えるものである。

## 実践研究ゆえにむしろ必要な学問の土台的基礎

政策や応用等実践研究を中心とした学際的カリキュラムでは、目に見える成果を性急に求めることで、実践研究相互の有機的連関を失ってしまうリスクが存在する。また、学問の土台的基礎（存在論・認識論・方法論）に基づいて物事の本質や他者の複雑性を見極めることは時間もコストも要することから、時代の風潮の中で、むしろ特定の価値や立場を無批判、無自覚に前提とした政策や応用に偏ってしまうリスクも存在する。人文社会科学系が21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の専門的解決能力を発揮するために、実践研究のカリキュラム相互の連関と、学問の土台的基礎による裏打ちが不可欠である。

例：国際教養系の相互連携の難しさ



# プログラムの編成概念図

## 学問のプラクティス

5つの科目群とそれを補完する  
多文化社会学セミナーと選択科目群  
＜ Global Studies Practice ＞

「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策、応用、地域、言語等を開かれた問題群のなかで研究し、多文化社会学の学問的な専門性をさらに深化させるとともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、政策においても最善の解決策を提示できるような実践力を徹底的に養成する。

学生は選択外の科目群の科目も履修することができ、機動的に学びの枠組みを編成しうる開放的プログラムの構成となっている。

### 5つの科目群

- グローバル・スタディーズ科目群
- 政策科学科目群
- 環海日本長崎学・アジア研究科目群
- 言語多様性科目群
- 核軍縮・不拡散科目群

### 必修科目

多文化社会学セミナー

### 選択科目

- 海外経歴選択科目
- 東洋文庫選択科目
- 歴史民俗博物館選択科目

## 連携・統合・展開 (理論から応用いたるプロセス と双方の有機的な連携)

「学問のエレメンツ」と「学問のプラクティス」は再帰的な構造にあり、両者の間の学問上の「連携・統合・展開」(理論から応用いたるプロセスと双方の有機的な連携)を通じて、多文化社会学の深化が綿々と図られるとともに、そうした多文化社会学を修得することを通じて、21世紀社会の多文化社会的状況における諸問題の発見・説明・予測・解決で不可欠な、人文社会科学系が本来的に持つ「批判力」「構想力」「実践力」といった問題解決力を養成する。

## 学問のエレメンツ

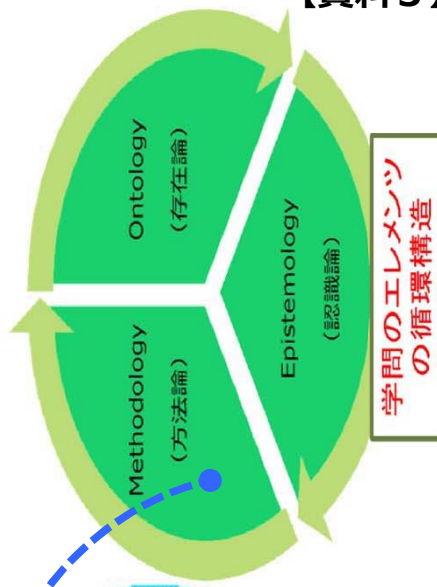
基礎必修科目群  
＜ Global Studies Elements ＞

人文社会科学の概念や理論を学問の土台的基础(存在論・認識論・方法論)に位置付け直し、各方法論の概念と理論の射程と限界を批判的に検討するとともに、専門知の超域的活用を受け皿となる新たな方法論として多文化社会学の深化を図る。こうした多文化社会学の修得を通じて、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」が養成する。

### 学問のエレメンツⅢ・Ⅳ 《社会科学》

### 学問のエレメンツⅤ・Ⅵ 《Ⅰ～Ⅳの課題を継承・深化》

### 学問のエレメンツⅠ・Ⅱ 《人文科学》



【資料3】

# 留学生や社会人学生が学問的基礎を習得するための三つの取り組み

本研究科では、様々なバックグラウンドを有する学生（他大学卒業生，社会人学生，留学生）を想定している。そのため、通常の履修のスケジュールにおける①～③の取組みにより，学問的基礎を習得するための時間を確保している。

①「**少人数教育**」での対応  
講義や演習における，少人数かつマンツーマン的で肌理の細かい教授法やディスカッションの採用



どうしよう…  
難しい…



理解できた！



③「**多文化社会学セミナー**」による再サポート

2年次に受講する「多文化社会学セミナー」では指導教員以外からも研究指導を受けることができる。このセミナーや科目群を横断するセミナーを通じて，各学生は自らの研究課題に応じた形で，学問的基礎をより確かなものとするのが可能。



②チュートリアル方式の「**学問的エレメンツ**」

1年次に受講する「学問のエレメンツ」6科目は講義と演習の併用（チュートリアル）で実施。講義後に演習を実施し，講義内容に即した議論や史料読解，プレゼンテーション等のアクティブラーニングを行い，講義内容の理解を徹底的にサポートする。  
なお，必要に応じて，学部開講の専門教育科目を利用した補習授業（リメディアル教育）の受講や学部のCF（コーチャングフェロー）から，チュートリングを受けることが可能。





# カリキュラムの両軸構造とプログラム構成による人材養成



2 1 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対して、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会科学の超域的かつ俯瞰的な見地から問題の発見・説明・予測・解決に取り組むことができる人材

## 人文社会科学系が本来持つ批判力・構想力・実践力を引き出す。

### 学問のエレメントと学問のプラクティスの両軸構造

(学問のエレメントとプラクティスの連携・統合・展開)

#### 学問のプラクティス

グローバル・スタディーズ科目群、政策科学科目群、環海日本長崎学・アジア研究科目群、言語多様性科目群及び核軍縮・不拡散科目群により構成。学問のエレメントにより培われた人文社会科学の土台的基础に基づき学問のプラクティスでは、多様な利害関係の立場を考慮しながら最善の解決策を提示する問題解決型の実践研究を深める。

○多文化社会学セミナー  
科目群ごとに主選択や主指導教員が分かれている学生が、科目群横断型の「多文化社会学セミナー」(必修)を共修することで、総合研究指導体制の下で領域横断的に研究指導を受けられることができる。

#### 学問のエレメント

人文社会科学に通底する学問の土台的基础(存在論・認識論・方法論)を学問のエレメントにより学び、「問題本質を見極める力」と「専門知の超域的活用のための力」を徹底的に養成する。

## 5つの科目群

(2 1 世紀社会の多文化社会的状況における諸問題に対応した科目群構成)

学問のエレメントと学問のプラクティスの両軸構造により、人文社会科学が本来的に持つ「批判力」(現状に対する批判的反省力)、「構想力」(現状打破に向けた展望を提示する力)、「実践力」(領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力)といった問題解決力を涵養する。

学問のエレメントにより専門知の超域的活用のための力を身に付けさせた上で、「グローバル・スタディーズ科目群、政策科学科目群、環海日本長崎学・アジア研究科目群、言語多様性科目群、核軍縮・不拡散科目群」の5つの科目群をメインにして、多文化社会学部でのリベラルアーツを重視した教育を、さらに発展継承した、領域を超えた専門性を養成する。

# 多文化社会学研究科カリキュラムマップ (案)

修了要件34.単位

画像

商社・食品・製造等のグローバル企業、フェアトレード現地生産者支援スタッフ(関連国際NGO)

編集者、記者、社会問題・国際問題のアナリスト

文化財担当の地方公務員(文化交流、世界遺産)、発掘専門民間会社

文化的背景を持った教育者、通訳者、教育分野における連続的かつ有機的連携に対する、専門的なアドバイス及びプログラム立案・実施に携わる人材

国際機関、政府、シンクタンク、NGO等で世界のリーダーとなり、核軍縮・不拡散問題の解決に取り組むことのできる実践力を有した人材

主選択した科目群で研究指導を受ける

自らの専門性に加えて、超域的に知と人を繋ぎつつ、理解と共生を第一に、問題の発見・説明・予測・解決に取り組む**多文化社会学**を身に付けた人材

## 研究指導(4)

主選択した科目群から最低9単位(講義6単位+演習3単位)を履修する

【必修科目】多文化社会学セミナー(2)

【選択科目】海外経験選択科目 海外留学(2) 海外インターンシップ(2)

【選択科目】東洋文庫選択科目 オリエンタルスタディーズ I (2) オリエンタルスタディーズ II (2) 【選択科目】歴史民俗博物館選択科目 総合資科学(2)

## <学問のプログラム> (18 単位)

### グローバル・スタディーズ科目群

<身に付く力> 文化的他者への理解と共感に基づき、異なるものとの総合からイノベーションを生み出す批判力・構想力・実践力 【解決を目指す主問題】 民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立存在や意味の多様性に対する否定・反動

- 文化表象論特講(2)
- 文化表象論特定演習(1)
- 現代宗教論特講(2)
- 現代宗教論特定演習(1)
- ヨーロッパ社会史特講(2)
- ヨーロッパ社会史特定演習(1)
- アフリカ社会史特講(2)
- アフリカ社会史特定演習(1)
- グローバル社会と脱オリエンタリズム特講(2)
- グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習(1)
- グローバル・ヒストリー特講(2)
- グローバル・ヒストリー特定演習(1)
- カルチュラル・スタディーズ特講(2)
- カルチュラル・スタディーズ特定演習(1)
- East-West Studies特講(2)
- East-West Studies 特定演習(1)

### 政策科学科目群

<身に付く力> 政策課題やその費用対効果、政策の適切な方法を学び、政策分析や政策分析を行う批判力・構想力・実践力 【解決を目指す主問題】 不均衡な資源分配に伴うリスク拡大政策・制度・規範と人間の安全保障

- 国際シンガー論特講(2)
- 国際シンガー論特定演習(1)
- 経済開発論特講(2)
- 経済開発論特定演習(1)
- 国際秩序論特講(2)
- 国際秩序論特定演習(1)
- 地域生態論特講(2)
- 地域生態論特定演習(1)
- トランスナショナル論特講(2)
- トランスナショナル論特定演習(1)
- 多文化家族研究特講(2)
- 多文化家族研究特定演習(1)
- 移民政策と家族・地域・教育特講(2)
- 移民政策と家族・地域・教育特定演習(1)

### 環海日本長崎学・アジア研究科目群

<身に付く力> ローカルな文脈に分け入りつつ、普遍的次元で展開可能な方法と理論を構築するための批判力・構想力・実践力 【解決を目指す主問題】 日本、アジアと世界の交差、輻輳の中で生じる歴史・文化・社会の問題

- 日本近世史・日蘭交流史特講(2)
- 日本近世史・日蘭交流史特定演習(1)
- 日本儒学・中国学特講(2)
- 日本儒学・中国学特定演習(1)
- 文化遺産論特講(2)
- 文化遺産論特定演習(1)
- 海城交流史特講(2)
- 海城交流史特定演習(1)
- 華僑・華人研究特講(2)
- 華僑・華人研究特定演習(1)
- 現代日本政治外交論特講(2)
- 現代日本政治外交論特定演習(1)
- 現代アジア社会論特講(2)
- 現代アジア社会論特定演習(1)

### 言語多様性科目群

<身に付く力> 言語学の諸分野における知見をもとに、言語の普遍性と個別性に対する理解を深化させ、様々な言語使用場面、コミュニケーション場面やレジスターに対応した表現の精選と英語プログラムでの立案、実施、及び英語教育者に指導助言できる実践力 【解決を目指す主問題】 コミュニケーションの発語行為を通じた意味創出やルールの革新等、言語が現実構成の基盤にあることへの理解の欠如に現れる問題

- 言語学基礎研究特講a(2)
- 言語学基礎研究特講b(2)
- 異文化言語用論特講(2)
- 異文化言語用論特定演習(2)
- 第二言語習得研究特講(2)
- 第二言語習得研究特定演習(2)
- 英語統語論特講(2)
- 英語統語論特定演習(2)
- 言語学特講(2)
- 言語学特定演習(2)
- 応用言語学特講(2)
- 応用言語学特定演習(2)
- 日中対照言語学特講(2)
- 日中対照言語学特定演習(2)
- 日英対照言語学特講(2)
- 日英対照言語学特定演習(2)

### 核軍縮・不拡散科目群

<身に付く力> 核軍縮・不拡散分野において人文社会系と理工系および研究と実務の両側面を兼ね備えた実践力 【解決を目指す主問題】 核軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることと生じる人道、安全保障、経済面等の問題

- 核軍縮と国際政治特講(2)
- 核軍縮と国際政治特定演習(1)
- 原子力平和利用と核不拡散特講(2)
- 原子力平和利用と核不拡散特定演習(1)
- 核軍縮交渉の法と政治特講(2)
- 核軍縮交渉の法と政治特定演習(1)
- 核物質管理と核セキュリティ特講(2)
- 核物質管理と核セキュリティ特定演習(1)

## 文理融合プログラム

## <学問のエレメンツ> (12単位)

「学問のプラクティス」と相互補完的に連携・統合・展開していくための基礎構築

学問のエレメンツ I (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ II (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ III (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ IV (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ V (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ VI (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ VII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ VIII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ IX (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ X (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XI (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XIII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XIV (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XV (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XVI (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XVII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XVIII (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XIX (講義・演習)(2) 学問のエレメンツ XX (講義・演習)(2)

養成する力  
・専門本質を超越したための力  
・専門知識の超域的活用する力

画像

人文社会科学系の学部卒業生、外国語学部・国際系学部卒業生、理系学部・大学院卒業生、東アジア・東南アジアの留学生、環海日本長崎学・アジア研究に関心のある社会人、高度実践力を伴う専門的職業人を目指す一般社会人

## 👉 多文化社会学セミナー（必修2単位）

〈学問のプラクティス〉のプログラム・科目群は、機動的に学びの枠組みを編成する開放的プログラムとして構成され、その実践的総括は、**必修科目「多文化社会学セミナー」**を通じて実施する。

「多文化社会学セミナー」では〈学問のエレメンツ〉で学んだ専門知、技法、領域横断的枠組みの土台の上で、多文化社会的状況における諸問題の実践的解決法の習得に向けて、ケーススタディ、ディスカッション、レクチャー、ネットワーキングペーパーティを領域横断的に実施する。

### 【ケースメソッド（ディスカッション・スタイル）の例】

「宗教に関わる多文化社会的状況とその諸問題の解決に向けて」

**宗教対立／紛争、原理主義、テロリズムについて、領域横断的に学生と教員がディスカッション**

論点の整理：グローバル化の進展する現代世界のある側面（負の側面）を反映

- ◆ 移民：人の移動による異なる価値観の接触
- ◆ 貧困：世界規模で進展する経済格差
- ◆ つながりの喪失とマイノリティの孤立
- ◆ アイデンティティのゆらぎ
- ◆ 拒絶反応としての排外主義



**過激な宗教的表現へ**

👉 『現代世界特有のリスクを回避しながら、社会がいかに持続可能か』という普遍的かつ喫緊の課題を明確化する

◎ 主に中東やヨーロッパで顕在化している宗教的問題は「どこでも起こりうる」

◎ 自然災害のリスクにも適用可能（東日本震災の例）

**〈学問のエレメンツ〉の成果に基づきつつ、〈学問のプラクティス〉を統合・展開していく——研究の総括に向けて**

各専門知を横断する存在論・認識論への再理め込みと、分野横断的な包括的枠組みの新たな構築を通じて、ケースメソッドに参加した教員や学生が、グループワークなどを通して、それぞれの解決方法を提言

特定の指標（宗教、民族、経済、政治、教育、…）による定量的および定性的な分析の統合

対象の「部分」と「全体」を包括的に捉える視座の明確化（現地の歴史的要因とグローバルな要因の交錯する場として）

政策研究（policy study）や政策分析（policy analysis）を通じて、政策課題やその費用対効果、政策の適切な方法を議論

**領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制、PDCAに基づく明確な里程碑の設定  
全学生を対象にして、修士論文執筆に向けた研究の質保証を徹底**

# 学問のプラクティスの特色～海外経験選択科目～

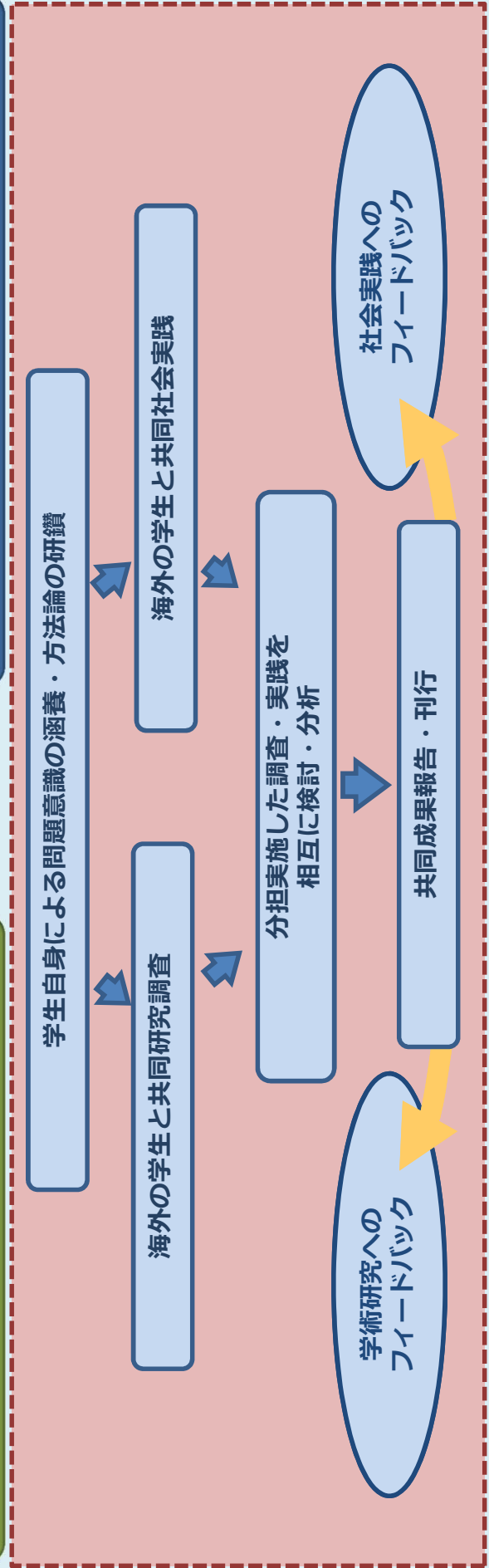
## グローバルな視野を獲得させるための海外経験の奨励

文化的言語的他者とのコンタクトやインタラクティブを通して、卓越した語学力や情報収集分析力、多様性や環境への深い認識と文化や他者への深い共感を学ぶ。

【主な海外留学・フィールドワーク拠点校】

- ・西北大学 (中国)
- ・国立台湾大学 (台湾)
- ・東国大学校 (韓国)
- ・テイラーズ大学 (マレーシア)
- ・フィリピン大学 (フィリピン)
- ・ビクトリア大学 (オーストラリア)
- ・カリフォルニア州立大学 (アメリカ)
- ・ウィニペグ大学 (カナダ)
- ・マンチエスター・メトロポリタン大学 (英国)
- ・マンハイム大学 (ドイツ)
- ・ライデン大学 (オランダ)

## 具体的な内容 <海外フィールドワークによるアクティブラーニング>





# 多文化社会学研究科スケジュールマップ

： 5科目群必修科目

： 科目群別選択必修科目

： 共通選択科目

## 1年次

第1クォーター  
(4月上旬～6月上旬)

**学問のエレメンツ I ～IV**  
人文社会科学の専門知を構成する概念や理論を、改めて学問の土台の基礎(存在論・認識論・方法論)に位置づけ直し、各方法論(ディシプリン)の概念と理論の射程と限界を批判的に検討、再構築を図る。

第2クォーター  
(6月下旬～8月下旬)

**学問のエレメンツ V ～VI**  
多文化的状況における諸問題を俯瞰的に捉え、専門的解決を可能にするための、専門知の超域的活用を受け皿となる新たな学問的枠組みを探索し、「**問題本質を見極める力**」と「**専門知の超域的活用のための力**」を養成する。

夏季休業期間  
(9月上旬～10月下旬)

**学問のブラクラティス**  
「学問のエレメンツ」で修得した多文化社会学の超域のかつ俯瞰的な体系知を通じて、社会、文化、政策、応用、地域、言語等を開かれた問題群のなかで研究し、**多文化社会学の専門性をさらに深化させる**とともに、多様な文化的他者や利害関係者の思想や行動を理解した上で、**政策において最も善い解決策を提示できる**ような力を徹底的に養成する。  
また、「学問のエレメンツ」との向軸構造を通じて、人文社会科学系が本来的に持つ「**批判力**」(現状の批判的反省力)・「**構想力**」(現状打破に向けた展望を提示する力)・「**実践力**」(領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力)といった問題解決力を養成する。

第3クォーター  
(11月上旬～1月上旬)

**海外経験選択科目**  
多文化的状況での文化的言的的他者との豊富なコンタクトやインタラクションを通じて、卓越した語学力や情報収集分析力、多様性や環境への深い認識と文化や他者への深い共感を学ぶ。

第4クォーター  
(1月下旬～3月下旬)

**多文化社会学セミナー**  
領域を横断して指導を受けることができる総合研究指導体制とPDCAに基づく明確な里程碑の下、全学生を対象にして、修士論文執筆の真保証を徹底する。

学位の質を担保するための教育概要

各科目群の開講科目

学問のエレメンツ I (講義・演習)  
学問のエレメンツ II (講義・演習)  
学問のエレメンツ III (講義・演習)  
学問のエレメンツ IV (講義・演習)

学問のエレメンツ V (講義・演習)  
学問のエレメンツ VI (講義・演習)

グローバル・スタディーズ

政策科学

現海日本長崎学

言語多様性

核軍縮不拡散

文化表象論/現代宗教論/ヨーロッパ社会史/アフリカ社会論/グローバル社会と脱オリエンタリズム/グローバル・ヒストリー 等

国際ジェンダー論/経済開発論/国際秩序論/地域生態論/トランスナショナルリテラシー論/多文化家族研究 等

日本近世史・日蘭交流史/文化遺産論/海域交流史/現代日本政治外交論  
日本儒学・中国学/華僑・華人研究/現代アジア社会論

言語学基礎研究/異文化語用論/談話分析/言語理論研究  
応用言語特定演習/日中対照言語特定演習/日英対照言語特定演習 等

核軍縮と国際政治/原子力平和利用と核不拡散  
核軍縮交渉の法と政治/核物質管理と核セキュリティ

オリエンタルスタディーズ I  
オリエンタルスタディーズ II  
総合資料学

海外インターナシップ/海外フィールドワーク/海外留学

指導プロセス

指導教員決定

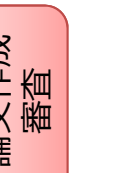
研究計画案の作成

倫理審査

中間発表会

発表会

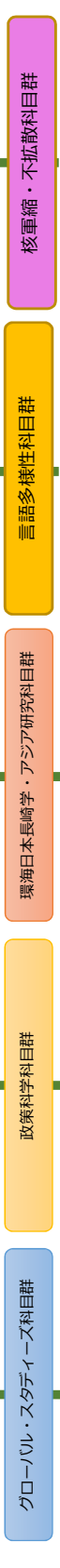
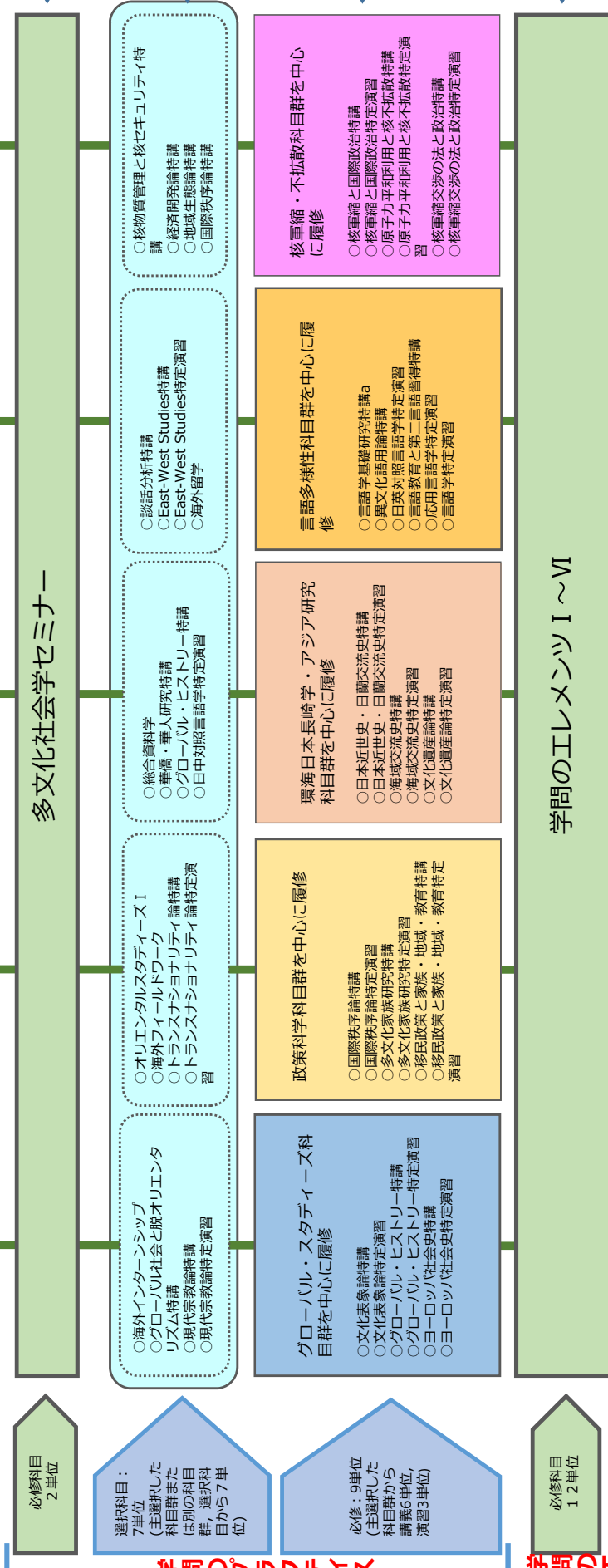
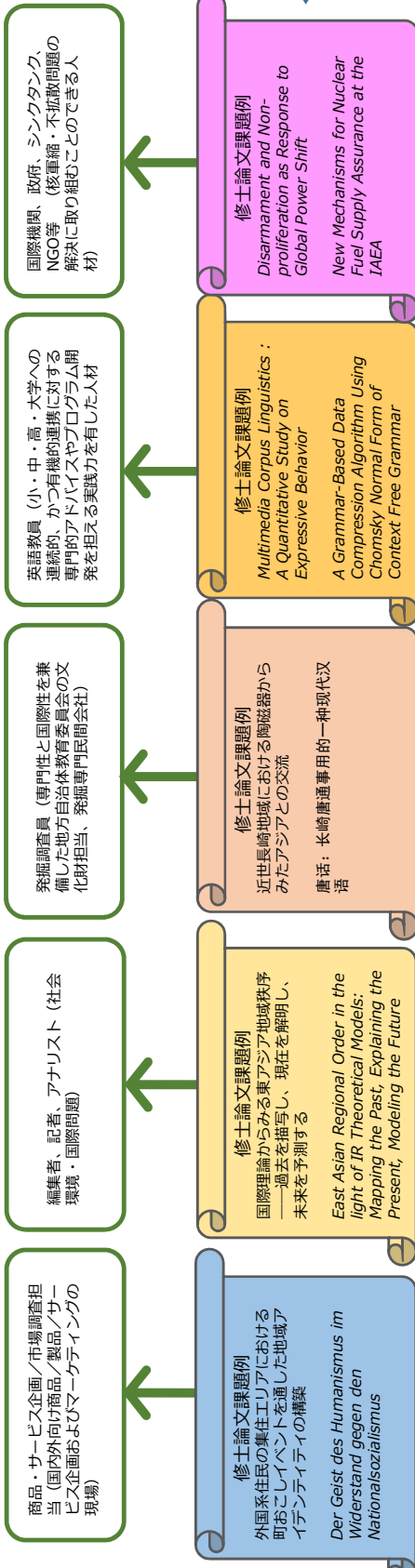
研究論文作成  
審査





# 多文化社会学研究科 履修モデル

想定される  
就職先・進路



多文化社会学部卒業生、その他の人文社会科学系の学部卒業生、理学部卒業生（核軍縮・不拡散科目群）、留学生

【資料10】

- 日本語・英語・中国語・仏語・仏語による修士論文の執筆が可能。海外での就職や大学院進学等の多様なキャリアパスを支援
- 領域を横断して指導を受ける総合研究指導体制、PDCAに基づく明確な里程碑の設定、修士論文執筆に向けた研究の質保証の徹底化
- 機動的に学びの枠組みを編成しうる開放系のアプローチ
- 主選択した科目群を通じて、各自の研究課題に即した専門性を修得、修士論文執筆に向けた研究指導の連携的領域を構成
- 講義・演習一体型授業のチャートリアル方式により、人文社会科学の専門知と新たな超域的知の枠組みを徹底的に養成する

必修科目 2単位  
選択科目 7単位 (主選択した科目群または別の科目群、選択科目から7単位)  
必修: 9単位 (主選択した科目群から講義6単位、演習3単位)  
必修科目 1.2単位

学問のフロンティア 学問のエッセンス

平成28年度長崎大学FD研修一覧

No	FD名称	研修目的	主催	実施時期
1	長崎大学新任教職員ガイダンス (ウェルカムFD・SD)	①長崎大学が目指す教育、研究等に関する基本的知識を得ること。 ②長崎大学にかかわる歴史を知ることにより、大学への理解を深めること。	教務委員会	4月
2	コミュニケーションセミナー ～アクティブラーニングのヒントを学ぶ～	ダイバーシティの考え方の基本となる「相手と自分が異なること」を理解したうえで、創造的に、また、双方にとって「WIN-WIN」となる解決策につながるコミュニケーションを実践的に学び、個人々のコミュニケーション力を高めるとともに、教員自らが体験的に学ぶことで自らの授業に活かせるアクティブラーニングのヒントを得、大学における教育および学習環境の改善に資することを目的としている。	ダイバーシティ推進センター	6月
3	FD・SDサマワーワークシヨップ	長崎大学での教養教育や学生支援等における課題を共有し、後期からの教育改善にすぐに役立てられるようする。	教務委員会	8月下旬 ～9月上旬
4	オンラインFD 『著作権入門～基礎編～』	教育現場におけるICT利活用が広がるにつれ、教育を目的とした利用であっても従来通りに著作物を利用できないケースが発生してきている。長崎大学でもLACSが普及する中、意図せずに著作権法に違反しないために著作権に対して正しく理解することを目的としている。	ICT基盤センター 附属図書館	7月～翌年3月
5	教育革新シンポジウム「クォーター制による教育改善」	クォーター制は、グローバル化に伴う学生の留学促進のためだけではなく、単位の質化や学習の深化といった教育改善の視点や教員の研究時間の確保など、様々な効果があるとされている。他大学の事例を通じて、長崎大学におけるクォーター制導入の参考とする。	教務委員会	8月下旬
6	「授業設計コンサルテーション」	セミナー・ワークシヨップなどの集合研修では、教員個人が抱える個別課題への対応まで行うことは、難しい。このFDは、個々の科目（授業）を対象としたコンサルテーションであり、シラバス・授業設計・授業方法などについて現状の課題を同定し、授業担当教員と共同で授業の改善案を考えていく。	教務委員会	8月～
7	「おおかた仕上がっている一年生へのキャリア教育」 ～学習と成長パラダイムも考慮して～	キャリア教育において先進的な取り組みを行っている京都大学より講師を招き、これまでのキャリア教育支援の内容を点検しつつ、今後のキャリア教育のあり方を学び、キャリア支援センターをはじめ各部署等におけるキャリア教育の改善等に繋げることを目的としている。	就職委員会	9月
8	教育改革シンポジウム『教学ビッグデータの活用に向けて ～Learning Analytics, Adaptive Learningについて考える～』	本シンポジウムでは、各大学で導入されている学習管理システム(LMS)の活用状況を紹介するとともに、学習管理システム(LMS)や教務情報システム(SIS)に蓄積された教育ビッグデータの活用に向けた国内外の取り組みを紹介し、学習管理システム(LMS)の新たな活用方法について考えることを目的としている。	ICT基盤センター	9月
9	モジュール科目のシラバス作成支援について	クォーター制への完全移行に伴い、「シラバス記載ガイドライン」に基づき全ての授業科目においてシラバスを作成する必要があるため、大学教育イノベーションセンターの教員による情報提供とシラバス作成支援を目的としている。	教務委員会	10月下旬 ～11月上旬
10	長崎大学メンタルヘルズ講演会	教員が学生の精神的な状況を把握することはもちろん、各教員の教育活動において、TEACHHサポートシステム及びコーチングの手法等を日頃から意識すること、また、メンタルヘルズに関する教職員全体の認識の向上にも繋げることを目的としている。	長崎大学学生相談支援等協議会 保健・医療推進センター 障がい学生支援室	12月

No	FD名称	研修目的	主催	実施時期
11	ICT基盤センター パソコンスキルアップ講座 ～Office 365 & 包括ライセンス入門～	本講座は学生および教職員のパソコンスキル向上を目的として、ICT基盤センターが開催する連続講座である。今回は「Office 365」と「マイクロソフト包括ライセンス」を取り上げる。	ICT基盤センター	12月
12	大学における自閉スペクトラム症への理解促進 ～一人の学生の体験から～	当事者である大学生の体験から、発達症を経験する学生への対応について考えるきっかけを提供し、全教職員の意識改革および教員の教育活動改善に寄与する。また、公開講演会にすることで社会全体の発達症に対する理解促進にもつなげる。	障がい学生支援室	2月
13	初習外国語教育のアクティブラーニングをともなった改善	現代ではグローバル化により、全世界的に多言語語を使用できる人材が望まれているが、日本では第2外国語の履修は減少傾向にあるため、初習外国語教育の目的を明確に伝え、その教育方法について改めて全員で考察する。	初習外国語小委員会 言語教育研究センター	2月
14	グローバル化に向けた英語授業展開のあり方について	特にSpeakingとWritingに焦点をあて、実際の授業風景をビデオで紹介することで実際の指導を体験してもらい、さまざまな意見を出し合うことで共有し、かつ議論を行い、今後の教養教育英語科目におけるさらなる英語教育の改善のための契機とする。	英語小委員会 言語教育研究センター	3月

### 多文化社会学部FD研修一覧（過去3年度）

No	FD名称	研修目的	主催	実施時期
1	「フィールドワークモジュールFD」（第1回）	使用教室、出欠管理、授業資料のあり方、講義ノートの共有、他の教員の授業参加、講義前後での教員間打合せ、フィールドワークの調査方法のあり方、シラバスのあり方、LACS活用の方法、FWに関するオフィスアワーの設定に関して意見交換を行った。	多文化社会学部（フィールドワーク入門科目責任者）	H26.7.25
2	「フィールドワークモジュールFD」（第2回）	授業の進捗状況、調査の方法と課題、教員間の連携、調査実習での連携、コーチングプロセスとの連携、報告書の執筆方法、今後の課題について意見交換をおこなった。	多文化社会学部（フィールドワーク基礎実習科目責任者）	H26.12.19
3	教養ゼミナールの改善に向けて	教養ゼミナールは学部ほぼすべての教員にとって担当可能性のある科目であり、学生たちにとっては、英語中心のTransition Programにあって、「フィールドワーク入門」と並んで専門科目の学修のために知的基礎体力を付ける科目である。今年度の担当者だけでなく、多くの教員で、教養ゼミナールの今後のあり方を検討する。	多文化社会学部教務委員会	H27.6.11
4	入試問題作成に関するFD	学力を構成する3要素として位置づけられているもののうち、「思考力・判断力・表現力」及び「主体性・多様性・協働性」に焦点を当てその評価方法についての理解を深めるとともに、その背景となる大学入試改革の議論の現状についての共通認識を持つことを目的とする。	大学教育イノベーションセンター	H27.9.25
5	初年次セミナーの実施に向けて	来年度より開始される「初年次セミナー」について、学部基礎としてだけでなく教養科目として全学モジュールの履修にスムーズにつながっていくような授業設計が求められているため、「初年次セミナーガイドライン」をもとに授業設計指針を共有するためのFD	多文化社会学部教務委員会	H28.2.10
6	入学試験問題作成等（主に面接）に関するFD	入学試験問題作成等（主に面接）に関する	多文化社会学部 大学教育イノベーションセンター	H28.7.21
7	就職活動に関するFD	外部講師を迎え、海外留学を終えた学生の就職事情や、企業における留学経験者の採用事情に関する講演を行った。	多文化社会学部就職委員会	H28.11.17

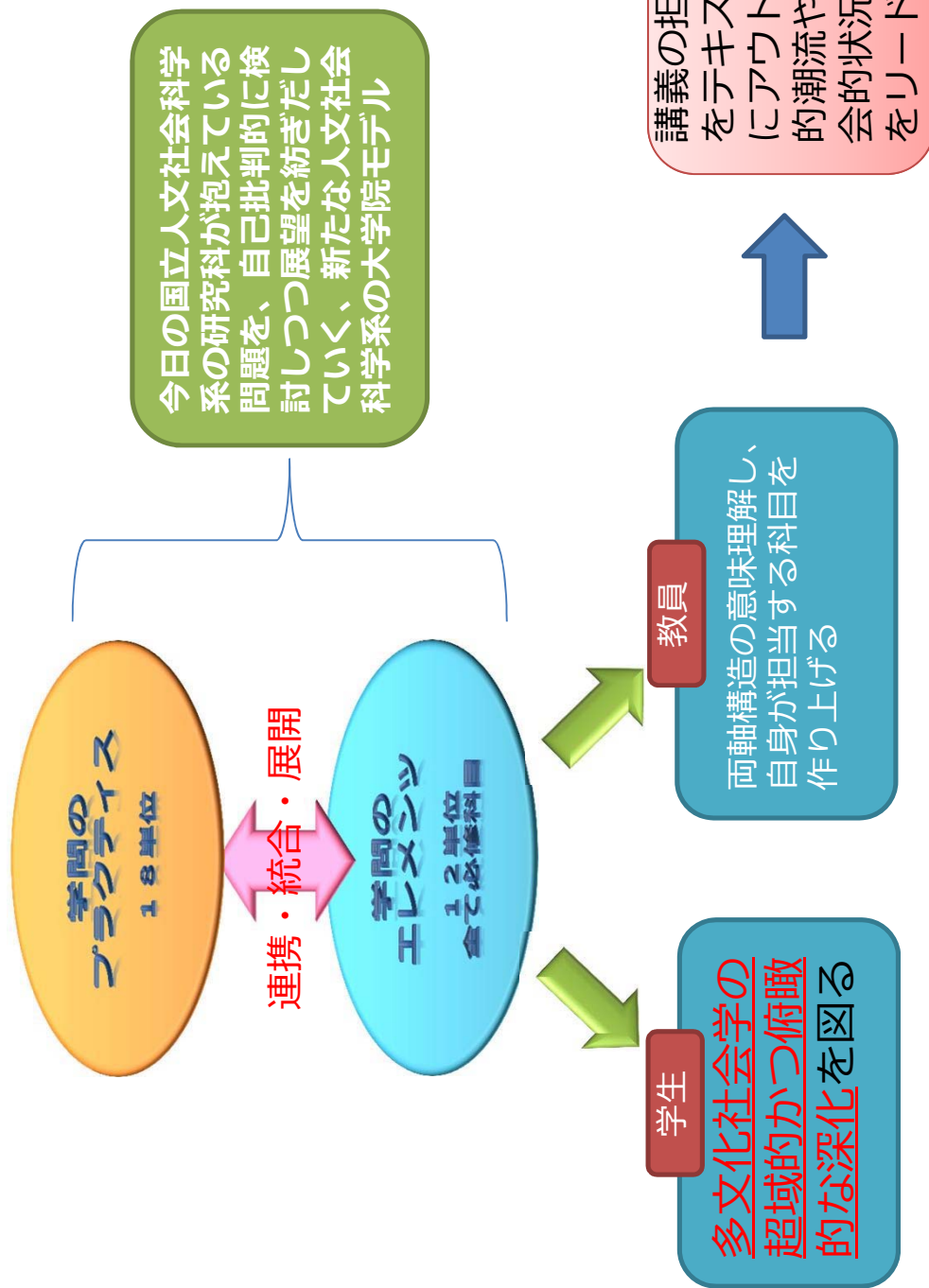
## 平成28年度長崎大学事務系職員SD研修実施計画

種別	No	研修等名	対象者	研修目的	実施時期	備考
実務層・若手職員研修	1	新採用職員研修	事務系新採用職員	新たに採用となった者に対し、長崎大学の職員としての使命と心構えを自覚させるとともに、大学職員として必要な職務遂行上の基礎知識、態度等を習得させることを目的とする。	4月	人事課 外部講師
	2	新採用職員フォローアップ研修	採用2年目の職員	採用後2年目を迎えるにあたって、これまでの自分の仕事を再確認し、これから2年目職員として仕事をすすめるにあたり、自己のコミュニケーション傾向を知り、困ったことへのコーピング法を学ぶ。	3月下旬予定	人事課 保健・医療推進センター カウンセリング部門
	3	若手職員ステップアップセミナー	事務系職員	若手職員を対象として、自らが日常抱えている疑問や課題を発言し合い、討議の中で分析を行い、その対応策及び解決策を導き出し、実践に移すことにより、業務に対するモチベーションと資質の向上を促し、長崎大学職員としての使命感の涵養と事務組織の活性化を図ることを目的とする。	9月	人事課 企画員（事務系職員）
自己啓発研修	4	放送大学利用職員研修	事務系職員等	職員に対し、幅広い知識を習得させ、もって職員の資質の向上を図ることを目的とする。	4月、10月	放送大学 長崎学習センター
	5	英語研修（初級・中級）	事務系職員	教育研究プロジェクト海外拠点への派遣及び国際学術交流関係事務部門への配置を視野に入れて、事務職員の英語力の向上を目的とする。	12月～3月	人事課 イーオン長崎校
SD研修	6	後輩の皆さんへ伝えたいこと	事務系職員	OJTフォローについて目標を決め、当該目標を人事評価記録書へ記載する。このことから、目標を着実に実行し、組織の活性化も狙いとす。	8月	人事課 SD研修応募者
	7	ココロとカラダに効く！～病院職員のための「健康」実践セミナー～	病院事務系職員	職員がストレスと上手につき合えないながら、健康的かつ前向きに日々の業務に取り組むための知識・スキルの習得を目指す。	11月	人事課 SD研修応募者
	8	事務でつかえる！英コミュ研修 - 初級編 -	事務系職員	英語研修として、特に、留学生や外国人教員等への対応業務において実践的かつ効果的なコミュニケーションスキルを身につけることを目的として、実例を取り入れながら、実用的な文例や、英語での会話におけるコツ等を学習する。	8月～9月	人事課 SD研修応募者
	9	Yahoo!ニュースに学ぶ、読まれるニュースの書き方	事務系職員	ニュースソースを見つづけるためにどの様な視点を持つべきなのか、また分かりやすいニュースの書き方、伝え方のノウハウを学ぶため、ヤフーで長く広報を務められた方を講師として招へいし研修会を開催する。	11月	人事課 SD研修応募者

# 新たな人文社会科学系の大学院モデルによる教員も含めた人材の育成について

(学問のエレメンツにより教員のレベルアップの仕組みも構築できることの説明)

人文社会科学系が本来有している問題解決力(批判力・構想力・実践力)を十全に引き出すため、学問のエレメンツと学問のプラクティスによる両軸からなるカリキュラム構成をもって「ディシプリンの過度の分業化」や「実践研究に見る応用の偏重」といった問題に 대응する。この両軸構成による教育は多文化社会的状況における諸問題に対して、多文化社会学の超域的かつ俯瞰的な見地から発見・説明・予測・解決に取り組み得ることのできる人材を養成しつつ、その一方で、教員に対しては、自らが新しい領域にチャレンジしていく、自己の拠り所となっていた既存の学問のあり方を自己批判的に再検討することで、新しい学問的ベースを全員で考えていく。この意味で、「学問のエレメンツ」は、教員のFDの役割を果たすものとして期待される。



## 目 次

1	学生確保の見通し・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	(1) 受け入れる学生像と定員設定の考え方・・・・・・・・	1
	(2) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析・・・・・・・・	2
	① アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
	② 学生を対象としたアンケート結果について・・・・・・・・	2
	(3) 研究科としての見通しについて・・・・・・・・	5
	(4) 学生確保に向けた具体的な取組・・・・・・・・	6
2	社会的な人材需要の見通し・・・・・・・・	8
	(1) 日本経団連のアンケート調査と産業界の求める人材像, 大学への期待・・・・・・・・	8
	(2) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析・・・・・・・・	9
	① アンケート調査の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	9
	② アンケート結果について・・・・・・・・	9
	(3) 研究科としての見通しについて・・・・・・・・	11
	○別添「説明資料」	
	実受験率を20%と仮定することについて・・・・・・・・	13
	○別添「アンケート結果：グラフ」・・・・・・・・	14
	○別添「アンケート様式：例」・・・・・・・・	15

# 学生確保の見通しと社会的な人材需要の見通し

## 1 学生確保の見通し

### (1) 受け入れる学生像と定員設定の考え方

本研究科が受け入れる学生像として想定しているのは、①学部卒業生、②留学生である。その詳細は以下の通りである。

- ① 学部卒業生：多文化社会学など本学卒業生や他大学の人文社会科学系の学部卒業生。
- ② 留学生：ヨーロッパ、東アジア、東南アジア、オセアニア、アメリカ・カナダなど、本学や多文化社会学部と交流協定を締結している大学の学部卒業生や、多文化社会学部が設置された平成 26 年度以降に毎年受け入れてきた交換留学生。また、ジャパノロジーやアジア研究、日本の学界が蓄積してきた学術的知見に基づく社会文化研究、グローバル・スタディーズ、政策科学などに関心がある留学生。

また、多文化社会学部卒業生はもとより、他大学の外国語学部や国際系学部の学部卒業予定者や卒業生が選択することを想定した「言語多様性科目群」や人文社会科学・理工系の文理融合の研究と、実務能力の修得を通じて、核軍縮・不拡散分野で専門的職業人としての活躍を目指す一般社会人、理系学部・大学院卒業生、人文社会系学部卒業生などが選択することを想定した「軍縮・不拡散科目群」等もカリキュラムに備えている。

本大学院の入学定員は、院生指導を行う上での教育研究効果の発揮の観点に基づく教員組織体制の検討とともに、本学が実施した大学院進学希望調査の結果を総合的に勘案して、10 名と定めることとした。

## (2) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析

### ① アンケート調査の概要

学生確保の見通しを把握するため、本学が実施した大学院進学希望調査は、以下のものである。

- (1) 学内学部学生へのアンケート調査
- (2) 調査実施機関（株式会社帝国データバンク）への委託による学外学部学生を対象としたアンケート調査（別添「アンケート様式：例」15 ページ参照）

このアンケート調査の結果、表1のとおり、学内及び学外の学部学生の1,037名からの回答が得られた。

表1 アンケートの有効回答数

対 象	回答数
学内学部学生	316名
学外学部学生	721名
合 計	1,037名

備考：入学定員は10名

### ② 学生を対象としたアンケート結果について

アンケート回答者総数1,037名のうち、多文化社会学研究科修士課程が設置された場合、「非常に興味がある（進学を考えたい）」と回答した者が18名、「興味がある」と回答した者が40名、「多少興味がある」と回答した者が86名であった。現在、学部学生の4年生として在籍中の学生は平成29年3月卒業であり、受験者になる可能性は低いため、今回の分析においては対象外とした。

表2 多文化社会学研究科修士課程への進学希望数

対 象	非常に興味がある (進学を考えたい)	興味がある	多少興味がある
学内学部学生	8名	22名	38名
学外学部学生	10名	18名	48名
合 計	18名	40名	86名



学内及び学外の学部学生で、多文化社会学研究科修士課程へ「非常に興味がある（進学を考えたい）」と回答した 18 名を修士課程への進学条件が揃う年次順に並び替えて、表 3 にまとめてみた。

表 3 のとおり、【1】年目（H30 年度入試）は 4 名、【2】年目（H31 年度入試）は 3 名、【3】年目（H32 年度入試）は 4 名という結果になった。このことから、平成 30 年度入試から 3 年に渡り、毎年 4 名前後の進学希望者がいることを確認できる。

表 3 「非常に興味がある（進学を考えたい）」の年次ごとの人数

年次	回答数	進学条件が揃う順
学部課程 4 年生	7 名	対象外
学部課程 3 年生	4 名	【1】年目（H30 年度入試）
学部課程 2 年生	3 名	【2】年目（H31 年度入試）
学部課程 1 年生	4 名	【3】年目（H32 年度入試）
合計	18 名	—

次に、学内及び学外の学部学生で、多文化社会学研究科修士課程へ「興味がある」及び「多少興味がある」と回答した 126 名について、修士課程への進学条件が揃う年次順に並び替えを行った。表 4 のとおり、【1】年目（H30 年度入試）は 25 名、【2】年目（H31 年度入試）は 32 名、【3】年目（H32 年度入試）は 47 名という結果になった。

なお、文部科学省による「学校基本調査」の調査結果に拠れば、学部卒業後、大学院へ進学する割合は約 2 割であることから、この調査で「興味がある」及び「多少興味がある」と回答した者が、実際に多文化社会学研究科修士課程への進学を志願する割合を 2 割と仮定する（別添「説明資料」13 ページ参照）。

その結果、表 4 のように、「興味がある」及び「多少興味がある」と回答した者の中から、平成 30 年度入試から 3 年に渡り、毎年平均 7 名近くの進学希望者が見込まれる。

表 4 「興味がある」及び「多少興味がある」の年次ごとの人数と、見込まれる進学希望者数

年次	「興味がある」 回答数 (①)	「多少興味がある」 回答数 (②)	進学条件が揃う順	見込まれる進学希望者数 (①+②)× 0.2
学部課程 4 年生	5 名	17 名	対象外	-
学部課程 3 年生	7 名	18 名	【1】年目（H30 年度入試）	5.0
学部課程 2 年生	14 名	18 名	【2】年目（H31 年度入試）	6.4
学部課程 1 年生	14 名	33 名	【3】年目（H32 年度入試）	9.4
合計	40 名	86 名	—	6.9 (平均)

以上、学部学生の進学希望者数、すなわち、「非常に興味がある(進学を考えた)」+「興味がある」+「多少興味がある」 $\times 0.2$ をまとめると、表5のとおりとなる。今後3年に渡り、毎年平均して11名あまりの進学希望者が見込まれる。

表5 平成30年度～32年度入試において見込まれる進学希望者数

進学条件が揃う順	「非常に興味がある (進学を考えた)」	「興味がある」 +「多少興味がある」 $\times 0.2$	見込まれる進学 希望者数
【1】(H30年度入試)	4名	5名	9名
【2】(H31年度入試)	3名	7名	10名
【3】(H32年度入試)	4名	10名	14名
合計	11名	22名	33名

11名(平均)

[注]: 但し、毎年、海外からの進学希望者が「+ $\alpha$ 」あるものと想定されることから、「見込まれる進学希望者数」は、この表の人数よりさらに多いことが予想される。

### (3) 研究科としての見通しについて

上記(2)及び(3)より、学内及び学外の学部学生を対象としたアンケート調査結果及び交換留学生の実績等を勘案した研究科として、平成30年度入試から3年に渡る志願者数の見通しは、表6のとおりとなる。

表6 見込まれる志願者数

年度	見込まれる志願者数	募集定員
【1】年目 (H30年度入試)	9名	10名
【2】年目 (H31年度入試)	10名	10名
【3】年目 (H32年度入試)	14名	10名

11名(平均)

また、多文化社会学部が設置された平成26年度以降、表7のとおり毎年交換留学生等を受け入れている。平成26年度は開設初年度ということもあり、受入人数が9名であったが、平成27年度以降は年々増加傾向となっており、この中に大学院への進学希望者が存在する事が予想される。

過去3年間においては、1年間で平均約20名の留学生を受け入れており、そのうち若干名を大学院への進学希望者として見込んでいる。

表7 多文化社会学部が受け入れてきた交換留学生数

年度	交換留学生等数
平成26年度	9
平成27年度	20
平成28年度	35
合計	64

以上、アンケート調査結果を踏まえた分析の結果及び交換留学生数の実績から、本研究科の募集定員10名対して、十分充足できる志願者数が存在することが予想される。よって、募集人員を確実に確保でき、研究科として募集定員も適切なものであると考える。

#### (4) 学生確保に向けた具体的な取組

多文化社会学部が設置されてから毎年受験生確保のために全国各地で進学説明会等を実施している。平成29年度の広報活動については下記を予定しており、その際に多文化社会学研究科修士課程に関する広報活動も実施する予定である。

表8 平成29年度多文化社会学部進学説明会等の予定表

開催日	イベント	会場	
4月14日	多文化社会学部進学説明会 主催：多文化社会学部	長崎	長崎大学文教キャンパス
4月14日		博多	代々木ゼミナール福岡校
4月21日		小倉	小倉興産KMMビル
4月28日		大分	大分ホルトホール
4月28日		熊本	くまもと県民交流館パレア
5月12日		佐賀	アバンセ
5月27日		鹿児島	かごしま県民交流センター
5月28日		宮崎	MRT micc
5月28日		沖縄	サザンプラザ海邦
6月5～7日		沖縄県内私立進学校トップ3校 連日「校内進学説明会」	沖縄
6月17日	夢ナビライブ大阪会場	大阪	インテックス大阪
7月2日	九州地区国立大学合同説明会 福岡会場	福岡	
7月9日	九州地区国立大学合同説明会 鹿児島会場	鹿児島	
7月15日	オープンキャンパス	長崎	長崎大学文教キャンパス
7月17日	九州地区国立大学合同説明会 沖縄会場	沖縄	
7月22日	夢ナビライブ東京会場	東京	東京ビッグサイト
	主要大学説明会（福岡会場）	福岡	
8月19日	移動オープンキャンパス	福岡	福岡県立城南高等学校
9月15日	高等学校教諭を対象とした オープンキャンパス	長崎	長崎大学文教キャンパス
9月16日	グローバル系／外国語・国際系 大学フェア 大学進学相談会	福岡	アクロス福岡
10月21日	夢ナビライブ福岡会場	福岡	マリンメッセ福岡

また、長崎大学では、第三期中期目標・中期計画において、留学生に関して下記のとおり掲げている。

【中期目標】

外国人教員や留学生を増加させ、キャンパスの国際化を図る。

【中期計画】

留学生の増加を図るため、短期日本語研修など多様なニーズに対応できる教育プログラムを策定するとともに、留学生の包括的な生活支援や長崎留学生支援センター等の機能を強化し、留学生の割合を平成 25 年 5 月 1 日現在の 4.5%及び平成 25 年度通年の 7.0%からそれぞれ 1.5 倍以上とする。

この第三期中期目標・中期計画の達成のために、①留学生のための教育プログラムの構築 ②住環境の整備状況 ③外国人留学生後援会による福利厚生支援等、今後留学生が増加するための取組みを行っている。

なお、多文化社会学部が設置された平成 26 年度以降、本学部で取り組んでいる「東アジア共生プロジェクト」において、下記のとおり東アジアの大学との交流実績がある。今後も当該取組みを推進していくことを予定しており、その際に多文化社会学研究科修士課程に関する広報活動も実施する予定である。

表 9 多文化社会学部「東アジア共生プロジェクト」交流実績（平成 26 年度以降）

大学名	開催日	内容
中国黒龍江大学	2014 年 11 月	公共管理学院で講義（院生・学部生）
	2015 年 10 月	公共管理学院で講義（院生・学部生）
	2016 年 11 月	公共管理学院と合同セミナー（於・長崎大学）
中国哈爾濱商科大学	2015 年 11 月	経済学院で講義
韓国・韓信大学校	2014 年 6 月	講義（学部生，スカイプ授業）
	2014 年 10 月	合同授業（於・長崎大学，学部生）
	2015 年 5 月	講義（学部生，スカイプ授業）
	2015 年 6 月	講義（学部生，スカイプ授業）
中国・華東師範大学校	2015 年 9 月	冷戦史研究センターで講義（院生）
	2015 年 9 月	同社会科学院歴史学系で講義（学部生）

## 2 社会的な人材需要の見通し

### (1) 日本経団連のアンケート調査と産業界の求める人材像，大学への期待

社会的な人材需要の見通しについて概観するため，まずは，日本経済団体連合会による「産業界の求める人材像と大学教育への期待に関するアンケート結果」(2011年1月18日)に基づき，産業界の大学教育への期待や産業界の求める人材像が一般的にどのようなものであるか，整理しておきたい。

このアンケートでは調査目的として，主に以下の項目を明らかにすることが掲げられている。すなわち，①企業の求めるグローバル人材の素養，能力や，グローバル人材育成に向けて大学や企業に求められる取り組み，②大学生が社会に出るまでに身に付けるべき知識，能力や職業意識などである。調査対象は日本経団連会員企業 1,283 社，及び地方別経済団体加盟企業（各都道府県の地方別経済団体に加盟する非経団連会員企業）であり，回答数は 596 社であった。

まず，「グローバルに活躍する日本人の人材に求められる素質，知識・能力」として最も回答が多かったのは，「既存概念に捉われず，チャレンジ精神を持ちつづけること」，次いで，「外国語によるコミュニケーション能力」であった。また，地方の非経団連会員では，「逆境に耐え，粘り強く取り組む」ことへの回答も多くみられた。

次に，「グローバル人材育成に向けて大学に期待する取り組み」として，「専門科目を外国語で履修するカリキュラムの構築」を挙げる回答が最も多かった。

日本国内における外国人の人材の採用状況については，「外国人人材を継続的に採用している」割合が全体で 42%を占め，本社の外国人人材の採用において，留学生の占める割合は増加傾向にある。

「採用に際して大学生に期待する素質・態度，知識・能力」について，特に重視されるのは「主体性」「コミュニケーション能力」「実行力」「協調性」「課題解決能力」「倫理性・社会性」「論理的思考力・創造性」などであった。また，人文社会科学系大学生に期待するものとして，「専門分野の知識」や「専門分野に関連する他領域の基礎知識」を身に付けることへの期待が高い。

## (2) 本学が実施したアンケート調査に基づく分析

### ①アンケート調査の概要

次に、本学が企画・立案し、株式会社帝国データバンク（TDB）に委託して実施した企業向けのアンケート調査（別添「アンケート様式：例」参照）から、社会的な人材需要の見通しについて分析する。

本アンケートでは、調査対象企業の近年の分野別採用状況とともに、積極的に採用したい学生の修了分野、採用にあたり学生に求める能力、本研究科を修了した学生の採用意向などについて質問をした。

アンケート調査の概要をまとめると以下のようなになる。

まず、帝国データバンクが保有する約 160 万件にのぼる企業・団体等（以下「企業」という）のデータベースから、本研究科が指定したキーワードをもとに調査対象企業を抽出し、アンケート調査を実施、採用意向等に関する情報を収集した。調査対象企業は 1,000 件である。調査方法は郵送配布・郵送回収で行い、回答率向上のため、フォローコールを実施した。また、質問紙の問 6～問 10 については聞き取り調査も実施した。調査期間は平成 28 年 12 月 5 日～12 月 22 日である。回答結果は、回答数 264 社、回答率 26.4%であった。有効回答からみた企業業種の比率は、大きい順に「教育・学習支援業」(31.3%)、「製造業」(13.8%)、「サービス業」(12.5%)、「卸売業・小売業」(10.0%)、「不動産業・物品賃貸業」(10.0%) 等であった。

### ②アンケート結果について

まず、企業が「積極的に採用したい学生の修了分野」については、「人文社会系」(61.3%)、「理学・工学系」(55.0%)、「農学系」(21.3%)、「医学・保健学系」(18.8%)、「その他」(21.3%) だった（複数回答可）。このことから、本研究科のように人文社会科学系の人材に対する大きな需要が企業側にあることがわかる（別添図 1 参照）。

次に、「採用にあたり、学生に求める能力で重視する項目」（3つ以内の複数回答）について尋ねたところ、「協調性・コミュニケーション能力」(33.0%)、「課題発見・開発能力」(25.4%)、「行動力」(22.7%) と回答した比率が大きかった。上記の経団連のアンケート結果と類似した傾向にあり、企業が求める人材像や大学教育への期待において、一般的に根強く存在することが確認できる（別添図 2 参照）。

また、企業からみた本研究科修了生の今後の需要について尋ねたところ、「非常に需要がある」(15 社)、「やや需要がある」(28 社)、採用意向について尋ねたところ、「是非採用したい」(20 社)、「採用したい」(40 社) との回答があり、本研究科の入学定員が 10 名であることをみても、大きな需要が企業側にあることを理解できる（別添図 3 参照）。企業が、本研究科の掲げる 3 つのポリシーや養成する人材像などに対して高い関心と理解を示して

いることは、「多文化社会学研究科修士課程」の印象について、「時代にマッチした感じがする」(40.5%)、「将来性がありそう」(29.2%)と回答していることなどからも知ることができる(別添図4参照)。

なお、自由記述欄においては、次のような意見が出された。

(自由記述欄における意見)

<ul style="list-style-type: none"><li>・ 今後、グローバル化が更に拡大すると予想されるので、時流に合った研究科だと思う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ グローバル人材の育成のための画期的な研究科の設置だと思う。記者にはグローバルな視点は重要であるため、新研究科設置に期待している。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ これからの時代に必要な研究科だと思う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 共時的、領域横断的な解決策が必要な諸問題が多発している昨今、興味深い研究科だと思う。フィールドワークなど、より実践的な研究を重視して現実的に解決できる人材の育成に期待したい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 軍縮・不拡散特別プログラムは長崎大学らしく、また長崎大学から国内、そして世界へ発信して欲しいプログラムだと思う。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 語学力を含め、グローバルな人材を求めているので、新研究科に期待している。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社はグループに海外企業もあり、語学力やグローバルな視点を持つ人材は採用したい。そのような人材育成に期待する。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新研究科で育成するような新しい視野を持ち柔軟な状況に対応できる人材は、企業は求めている。自社は世界的に展開しており、グローバルな人材育成に期待している。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 新研究科の設置により、グローバルな人材が育成された際には、自社への就職を考えていただければありがたい。</li></ul>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 当社における業務に直結する研究内容ではないものの、広い視野で物事を考え、相手の立場を考えた上で円滑なコミュニケーションを図ることのできる人材を求めていることから、貴学の新研究科を修了した人材は当社にとって有用である。</li></ul>



### (3) 研究科としての見通しについて

以上のように、産業界が求める人材像や大学教育への期待に関して、日本経団連、及び本学によるアンケートから明らかになったのは、以下のようなことであった。

すなわち、人文社会科学系大学院の修了生が、「既成概念に捉われず、チャレンジ精神を持ちつづけること」や「逆境に耐え、粘り強く取り組むこと」など、その「主体性」、「実行力」、「協調性」、「倫理性・社会性」といった素質や態度をいかんなく発揮するためには、大学院の教育課程を通じて、専門的な知識や高度な能力、すなわち、「外国語によるコミュニケーション能力」、「課題解決能力」、「論理的思考力・創造性」などを養成することが期待されていること、特に人文社会科学系大学院修了生に対しては、「専門分野の知識」や「専門分野に関連する他領域の基礎知識」を身に付けていることなどが期待されていることなどである。

本研究科では、これら産業界が求める人材像や大学への期待に真摯に対応する上で、以下のような人材育成像を掲げている。すなわち、文化的他者への理解や共感を第一義に据えて、多様な文化や社会、理念や利害を洞察し、自らが有する確かな専門知とともに異なる専門知をも横断的に繋ぎつつ、多文化社会学の俯瞰的かつ専門的な見地から問題の発見、説明、予測、解決に取り組むことのできる人材の育成である。

具体的には、グローバリゼーションにおける多文化社会的状況のなかで生じる諸問題 ①民族、宗教、文化、国家の摩擦や対立とその背景にある存在や意味の多様性に対する否定や反動の問題、②不均衡な資源分配に伴うリスク拡大や、政策・制度・規範と人間の安全保障にかかわる問題、③日本・アジアと世界の交叉・輻輳の中で生じる歴史・文化・社会の問題、④コミュニケーションの発話行為を通じた意味創出やルール革新など、言語が現実構成の基盤にあることの理解の欠如に関わる問題、⑤軍縮・不拡散が未完のプロジェクトであることで生じる人道、安全保障、経済面等の問題等）に対する、「批判力」（超域的で俯瞰的な専門知に支えられた現状への批判的反省力）、「構想力」（現状打破に向けた展望を提示する力）、「実践力」（領域横断的に知と人を繋ぎ、文化的他者との共生に基づき理念と利害を調整し、計画を実行する力）の養成である。

また、大学への期待として寄せられる「専門科目を外国語で履修するカリキュラムの構築」については、本研究科では具体的に以下のような取り組みを通じた対応を考えている。「軍縮・不拡散科目群」が全科目、英語開講であること、また、ゼミ形式で行われる修士論文の研究指導では、主任指導教員と履修学生が相談の上で、日本語・英語・ドイツ語・フランス語・中国語いずれかの言語で指導が受けられること、さらに、研究の分野や内容によっては、日本語・英語・ドイツ語・フランス語・中国語いずれかの言語による修士論

文の執筆が可能であり、海外での就職や大学院進学等、本研究科修了生の多様なキャリアパスの支援に努めていることなどである。

今回、本学が実施したアンケート調査の結果からみても、企業からの本研究科に対する高い期待や、本研究科修了生に対する大きな需要が存在することは明らかである（「非常に需要がある」(15社) + 「やや需要がある」(28社) に比して、本研究科の入学定員は10名）。また企業が本研究科の掲げる3つのポリシーや養成する人材像などに対して高い関心と理解を示していることは、本研究科の印象について、時代へのマッチングや将来性について高い評価を下していることから確認できる。

本研究科の制度設計は、以上のように、産業界ひいては社会から寄せられる需要と期待を十分に勘案した上でなされており、現時点でのニーズ調査においても、本研究科の取組みが産業界や社会から十分に理解され受け入れられていることを説明している。こうしたことから、本大学院を修了した人材を受け入れる就職先の確保は十分に可能である。

実受験率を20%と仮定することについて

[大学院（修士課程）志願状況等]

(平成27年度)

区 分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
学部学生数	445,668名	129,618名	1,980,776名	2,556,062名
1学年学生数	111,417名	32,405名	495,194名	639,016名
大学院志願者数	64,238名	6,880名	38,362名	109,480名
大学院志願率	10.10%	1.08%	6.26%	17.13%

(平成26年度)

区 分	国立大学	公立大学	私立大学	合計
学部学生数	447,338名	128,878名	1,975,806名	2,552,022名
1学年学生数	111,835名	32,220名	493,952名	638,006名
大学院志願者数	65,188名	6,989名	39,529名	111,706名
大学院志願率	10.22%	1.10%	6.20%	17.51%

※（文部科学省：学校基本調査より）

以上のように、平成26年度及び平成27年度における大学院への志願率は、全国大学の1学年における学生数の約2割であり、高い進学志向が伺える。

したがって、今回のアンケート調査結果から、実際に本研究科を受験する者の数を推計するに当たっては、既に本学の大学院へ進学を希望すると回答した者の中での実受験者を推計するものであるため、実受験率は「非常に興味がある」と回答した者を100%、「興味がある」「多少興味がある」と回答した者を20%と仮定した。

【社会的ニーズ】

図 1

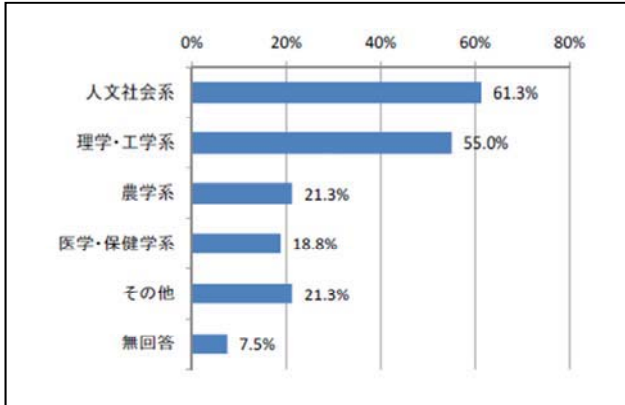


図 2

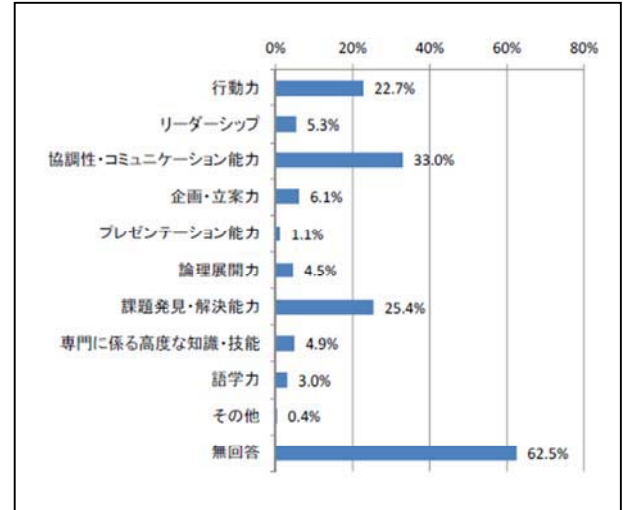


図 3

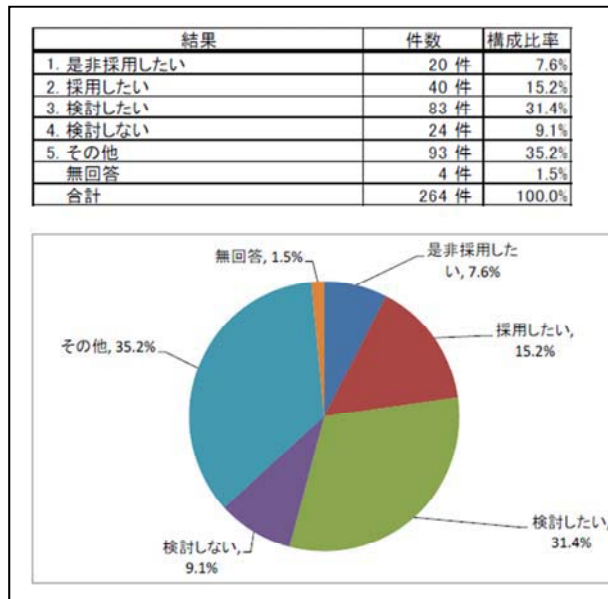
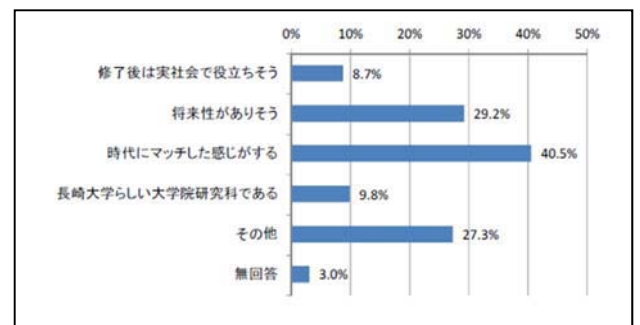


図 4



系属工学部以外の工学部に対する「多文化社会学専攻科(仮称)」設置に関するアンケート

**【設置の趣旨】**  
現在、地球規模で国家間、宗教、文化の違いによる価値や対立、「紛争やテロリズム」、「環境、資源、食料、農業に  
関わるリスクの増大」、「経済格差や地域格差の拡大」ともなる不安定な環境、など、世界的かつ領域横断的に解決が必要  
な問題(グローバル・イシュー)が生じています。  
このようなグローバル・イシューを解決するためには、文化的価値との共生のほか、横断的かつ専門的知識に基づき、  
問題発見、説明と学習、意識喚起、解決の提案と提示を通じて、人と人を結び、解決へと向かっていく(グローバル・コ  
ーディネーター)領域的・学際的アプローチが必要とされています。  
長崎大学では以下の3つのコアを基盤として「人文・社会学専攻科」を設置することを考えております。そのため、平成30年度に「多文  
化社会学専攻科(仮称)」を設置する計画を定めています。

<b>学部名</b>	工学部				
<b>学舎名</b>	工学部学舎				
<b>学舎住所</b>	〒852-8580 長崎県長崎市本町3-1-1				
<b>学舎棟名</b>	工学部学舎				
<b>学舎階数</b>	3F				
<b>学舎フロア</b>	3F				
<b>学舎利用状況</b>	専攻科(仮称)の設置予定の学舎				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎</b>	工学部学舎3F				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎の面積</b>	約1,000㎡				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎の天井高さ</b>	約3.5m				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎の照明</b>	天井照明				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎の空調</b>	冷暖房設備あり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎のトイレ</b>	男女別トイレあり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎のシャワー</b>	シャワーあり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎のロッカー</b>	ロッカーあり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎の自転車置き場</b>	自転車置き場あり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎のバイク置き場</b>	バイク置き場あり				
<b>専攻科(仮称)の設置予定の学舎のその他</b>	その他なし				

01 あなたの専攻科を教えてください。

- 1. 人文科学(文学、国文学、言語学、心理学)
- 2. 社会科学(法学、政治学、国際関係、経済学、社会学、社会心理学)
- 3. 教育(教育学、教育実践)
- 4. 理工(数学、物理学、化学、生物科学)
- 5. 工学(機械工学、電気情報工学、土木建築工学、応用化学)
- 6. 農学(農学、畜産学、園芸学、水産学)
- 7. 医学・保健(医学、歯学、薬学、看護学)
- 8. その他 [ ]

02 専攻科を希望しますか？

- 1. 1年生
- 2. 2年生
- 3. 3年生
- 4. 4年生以上

03 「国語科、英検、文化の違いによる価値や対立」、「紛争やテロリズム」等の地球規模で解決が必要と問題に対して関心がありますか？

- 1. 非常に興味がある
- 2. 興味がある
- 3. 多少興味がある
- 4. 興味がない
- 5. わからない

04 将来、大学で専攻科を希望していますか？

- 1. 希望している
- 2. 希望していない
- 3. わからない

05 大学で専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)「わからない」と回答した場合は、理由を希望するとは判定して回答してください。

Q5\_01A

- 1. 興味がある
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q5\_02A

- 1. 将来のキャリアアップに役立つ
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

06 将来、大学で専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

Q6\_01A

- 1. 将来のキャリアアップに役立つ
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

07 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 非常に興味がある(専攻科を希望する)
- 2. 興味がある
- 3. 多少興味がある
- 4. 興味がない
- 5. わからない

08 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q8\_01A

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

09 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q9\_01A

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

10 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q10\_01A

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

11 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q11\_01A

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

12 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

Q12\_01A

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

01 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 非常に興味がある
- 2. 興味がある
- 3. 多少興味がある
- 4. 興味がない
- 5. わからない

02 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

03 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

04 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

05 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

06 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

07 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

08 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

09 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

10 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

11 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]

12 専攻科を希望する理由は何ですか？(複数回答可)

- 1. 専攻科の知識がほしい
- 2. 専攻科の知識がほしい
- 3. 将来に役立つ知識がほしい
- 4. その他 [ ]



## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
1	学長	カミナ シゲル 片峰 茂 <平成20年10月>		医学博士		長崎大学学長 (平成20.10~29.9)

(注) 高等専門学校にあつては校長について記入すること。

教 員 の 氏 名 等

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻)

調書 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
1	専任	教授	スズキ ツジロウ 鈴木 達治郎 <平成30年4月>		工学博士		原子力平和利用と核不拡散特講 原子力平和利用と核不拡散特定演習 核物質管理と核セキュリティ特講 核物質管理と核セキュリティ特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④ 2① 2② 2通 2通	2 1 2 1 2 4	1 1 1 1 1 1	核兵器廃絶研究 センター 教授 (平26.4)	5日
2	専任	教授	ヨシダ フミヒコ 吉田 文彦 <平成30年4月>		国際公共 政策博士		核軍縮と国際政治特講 核軍縮と国際政治特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1③ 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	核兵器廃絶研究 センター 教授 (平28.12)	5日
3	専任	教授	レン セイイチ 連 清吉 <平成30年4月>		博士 (文学)		日本儒学・中国学特講 日本儒学・中国学特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1③ 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平10.4)	5日
4	専任	教授 (学術)	ナカムラ 則弘 中村 則弘 <平成30年4月>		社会学博士		学問のエレメンツV グローバル社会と脱オリエンタリズム特講 グローバル社会と脱オリエンタリズム特定演習 海外フィールドワーク 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1④ 2① 1②~③ 2通 2通	2 2 1 2 2 4	1 1 1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平28.4)	5日
5	専任	教授	モリカワ ユウジ 森川 裕二 <平成30年4月>		学術博士		学問のエレメンツIII 国際秩序論特講 国際秩序論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1① 1③ 1④ 2通 2通	2 2 1 2 4	1 1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平25.12)	5日
6	専任	教授	ヨウ キョウアン 楊 曉安 <平成30年4月>		文学博士 (中国)		言語学基礎研究特講b 日中対照言語学特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 2① 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平18.4)	5日
7	専任	教授	オウミ シホ 近江 美保 <平成30年4月>		博士 (法学)		国際ジェンダー論特講 国際ジェンダー論特定演習 海外留学 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1③ 2①~② 2通 2通	2 1 2 2 4	1 1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平29.4)	5日
8	専任	教授	ワン ウエイ 王 維 <平成30年4月>		博士 (学術) 文学博士 (中国)		華僑・華人研究特講 華僑・華人研究特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2① 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平26.10)	5日
9	専任	教授	マサモト シノブ 正本 忍 <平成30年4月>		博士 (社会学)		ヨーロッパ社会史特講 ヨーロッパ社会史特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④ 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平29.4)	5日
10	専任	教授	ニシハラ トシアキ 西原 俊明 <平成30年4月>		博士 (言語学)		言語学基礎研究特講a 応用言語学特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1④ 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平2.10)	5日
11	専任	教授	ハヤナギ カズノリ 葉柳 和則 <平成30年4月>		博士 (文学)		学問のエレメンツII 文化表象論特講 文化表象論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1① 1② 1③ 2通 2通	2 2 1 2 4	1 1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平12.10)	5日
12	専任	教授	ノガミ タケノリ 野上 建紀 <平成30年4月>		博士 (文学)		海城交流史特講 海城交流史特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④ 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平29.4)	5日
13	専任	教授	スズキ アキヨシ 鈴木 章能 <平成30年4月>		博士 (英文学)		East-West Studies特講 East-West Studies特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	2① 2② 2通 2通	2 1 2 4	1 1 1 1	教育学部 教授 (平26.4)	5日
14	専任	教授	シロウ トシカズ 首藤 明和 <平成30年4月>		博士 (学術)		学問のエレメンツIV 現代アジア社会論特講 現代アジア社会論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1① 2① 2② 2通 2通	2 2 1 2 4	1 1 1 1 1	多文化社会学部 教授 (平26.4)	5日



教員名簿(別記様式3号(その2の1))

教 員 の 氏 名 等

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻)

調査 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 適当なり平均日数
15	専任	教授	キムラ ナオキ 木村 直樹 <平成30年4月>		博士 (文学)		学問のエレメンツⅠ 日本近世史・日蘭交流史特講 日本近世史・日蘭交流史特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1① 1② 1③	2 2 1	1 1 1	多文化社会学部 教授 (平25.4)	5日
16	専任	准教授	サイツ ムスミ 才津 祐美子 <平成30年4月>		博士 (文学)		文化遺産論特講 文化遺産論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平20.4)	5日
17	専任	准教授	ハザマ イツヒロ 波佐間 逸博 <平成30年4月>		博士 (地域研究)		地域生態論特講 地域生態論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
18	専任	准教授	サイハンジュナ 賽漢卓娜 <平成30年4月>		博士 (教育学)		多文化家族研究特講 多文化家族研究特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
19	専任	准教授	カローニ ヒノ CUTRONE PINO <平成30年4月>		Ph. D. (Applied Linguistics) (英国)		異文化語用論特講 談話分析特講 多文化社会学セミナー 研究指導	1③ 1④	2 2	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
20	専任	准教授	シライ ショウジ 白井 章詞 <平成30年4月>		修士 (経営学)		海外インターンシップ	1③～④	2	1	多文化社会学部 准教授 (平28.4)	5日
21	専任	准教授	タキザワ カツヒコ 滝澤 克彦 <平成30年4月>		博士 (文学)		学問のエレメンツⅥ 現代宗教論特講 現代宗教論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1② 1③	2 2 1	1 1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
22	専任	准教授	ナミ マコト 南 誠 (梁 雪江) <平成30年4月>		博士 (人間・環境学)		トランスナショナルイティ論特講 トランスナショナルイティ論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平28.4)	5日
23	専任	准教授	コンベル ラドミール COMPEL RADMIR <平成30年4月>		博士 (国際経済法学)		現代日本政治外交論特講 現代日本政治外交論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平25.4)	5日
24	専任	准教授	グラジディアン マリア Grajdan Maria ミハエラ Mihaela <平成30年4月>		Ph. D. (Musicology) (ドイツ)		カルチュラルスタディーズ特講 カルチュラルスタディーズ特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	2① 2②	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平25.12)	5日
25	専任	准教授	ミハラ ヨシノ レイコ 見原 (吉野) 礼子 <平成30年4月>		博士 (社会学)		移民政策と家族・地域・教育特講 移民政策と家族・地域・教育特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	2① 2②	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
26	専任	准教授	スズキ ヒデアキ 鈴木 英明 <平成30年4月>		博士 (文学)		グローバル・ヒストリー特講 グローバル・ヒストリー特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
①	専任	准教授	タニガワ シンイチ 谷川 晋一 <平成30年4月>		博士 (言語学)		英語学統語論特講 日英対照言語学特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平28.4)	5日
28	専任	准教授	コマツ サトル 小松 悟 <平成30年4月>		博士 (学術)		経済開発論特講 経済開発論特定演習 多文化社会学セミナー 研究指導	1② 1③	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平26.4)	5日
29	兼任	教授	イダ トシアキ 稲田 俊明 <平成30年4月>		修士 (文学)		言語理論研究特講	2②	2	1	多文化社会学部 教授 (平24.4)	—
30	兼任	教授	オガサワラ シンジ 小笠原 真司 <平成30年4月>		修士 (教育学)		言語教育と第二言語習得特講	2①	2	1	言語教育研究 センター 教授 (平3.4)	—

教員名簿(別記様式3号(その2の1))

教 員 の 氏 名 等

(多文化社会学研究科 多文化社会学専攻)

調査 番号	専任 等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講 数	現 職 (就任年月)	申請に係る大学等の 職務に従事する 週当たり平均日数
②	兼任	教授	ヒロエ アキラ 廣江 顕 <平成30年4月>		修士 (文学)		英語学特講 言語学特定演習	1② 1③	2 1	1 1	言語教育研究 センター 教授 (平24.4)	—
32	兼任	教授	ヒロセ サトシ 廣瀬 訓 <平成30年4月>		行政学修士		核軍縮交渉の法と政治特講 核軍縮交渉の法と政治特定演習	1④ 2①	2 1	1 1	多文化社会学部 教授 (平24.4)	—
33	兼任	准教授	マサダ ケン 増田 研 <平成30年4月>		博士 (社会人類学)		アフリカ社会論特講 アフリカ社会論特定演習	1③ 1④	2 1	1 1	多文化社会学部 准教授 (平16.10)	—
③	兼任	助教	クマガミ マイ 隈上 麻衣 <平成30年4月>		修士 (文学)		第二言語習得研究特講	1③	2	1	言語教育研究 センター 助教 (平25.2)	—
34	兼任	講師	クシマ ヒロシ 久留島 浩 <平成30年4月>		文学博士		総合資料学※	1②～③	0.3	1	国立歴史民俗 博物館 館長 (平26.4)	—
35	兼任	講師	ニシタ マサル 西谷 大 <平成30年4月>		文学修士		総合資料学※	1②～③	0.9	1	国立歴史民俗 博物館 教授 (平24.11)	—
36	兼任	講師	コウ マコト 後藤 真 <平成30年4月>		文学博士		総合資料学※	1②～③	0.8	1	国立歴史民俗 博物館 准教授 (平27.9)	—
37	兼任	講師	ヒラノ ケンイチロウ 平野 健一郎 <平成30年4月>		学術博士		オリエンタルスタディーズⅠ※	1②～③	1	1	東洋文庫 常務理事, 普及展示部長 (平24.2)	—
38	兼任	講師	アイタニ シンジ 會谷 佳光 <平成30年4月>		博士 (文学)		オリエンタルスタディーズⅡ※	1②～③	1	1	東洋文庫研究部 部長代理, 主幹研究員 (平29.1)	—
39	兼任	講師	マキノ モトノリ 牧野 元紀 <平成30年5月>		博士 (学術)		オリエンタルスタディーズⅠ※ オリエンタルスタディーズⅡ※	1②～③ 1②～③	1 1	1 1	東洋文庫 普及展示部 部長代理, 主幹研究員, 同学芸課長, 文庫長付, 研究部長付 (平27.1)	—

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学若しくは高等専門学校に於ける学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「申請に係る学部等に従事する週当たりの平均日数」の欄は、専任教員のみ記載すること。

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	2人	7人	5人	1人	人	15人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	2人	9人	1人	人	人	人	12人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	2人	11人	8人	5人	1人	人	27人	
	修 士	人	人	1人	人	人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

(注)

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度（以下「完成年度」という。）における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院の課程を修了した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。